



広島大学文学部紀要

第53巻 特輯号II

世界恐慌とブスキ農村社会

植村泰夫

1993年12月

世界恐慌とブスキ農村社会

植村泰夫

目 次

はじめに	1
第1章 恐慌とブスキ糖業	
1. ブスキにおける糖業の分布状況	5
2. 糖業の経営の特色	10
3. ブスキ糖業の恐慌対策	11
(1) 1931/32年までの縮小と経費節減策	12
(2) 1932/33年栽培以降の本格的縮小	18
4. 糖業の栽培縮小と農民経済	27
第2章 恐慌と煙草栽培	
1. ブスキにおける煙草栽培の構造	30
(1) 理事州内の煙草栽培分布状況	30
(2) 農園煙草栽培の構造	32
2. 世界市場の動向とブスキ煙草	38
(1) ブスキ煙草の輸出構造	38
(2) ブスキ煙草農園の恐慌対策	39
(3) 30年代ブスキ住民煙草の動向	45
(4) 煙草栽培と農民経済	49
第3章 恐慌と住民農業	
1. ブスキ住民農業の特徴	51
(1) 一般的特徴	51
(2) 水稲の生産性の高さ	51
(3) 米の流通	56
2. 各県毎の住民農業概観	58
3. 牛の飼育と流通	63
4. 30年代における水田の拡大	65
5. 住民農業の変化	67

(1) 水稻	68
(2) トウモロコシ	71
(3) カッサバ	71
(4) 大豆	72
(5) 牛飼育の後退	74
(6) ココヤシ	74
第4章 恐慌と農民経済	
1. 農民経済の特色	76
2. 恐慌期ブスキ農村経済の変化	81
3. 恐慌期農民経済の変化の中身	83
4. 経済変化に対する農民の対応	91
5. 恐慌期の社会構造変化	93
(1) 土地所有と地主制	94
(2) 大土地占有者と恐慌	96
(3) 農民負担の激化と大土地占有者の土地支配の拡大	99
おわりに	111
略号一覧	112
註	118
Summary	128

はじめに

本稿の課題は、1930年代の世界恐慌がジャワの東端部に位置するブスキ理事州において農村社会経済にどのような影響を及ぼし、そのことによってこの地域の社会経済構造がどのように変化したかを検討することである。従来、この時期の社会経済の変化については、現金不足の激化、自給経済への逆戻り現象、農民負債の深刻化などの点が一般的に指摘されてきた。しかし、ジャワ・マドゥラ内には農園農業の有無、住民農業のあり方などから見ると大きな地域差があり、一般的にこの問題を論じることは現在ではもはやあまり生産的ではない。こうした中でElsonが行ったパスルアン理事州の事例研究[Elson 1984]は注目すべき業績である。後に検討するように、その見解には納得できない点も多いが、いずれにせよ、地域の特色をふまえて問題を検討することが重要であると考えられる。

筆者は以前にブスキ理事州の糖業と煙草栽培について社会経済構造変化との関連から検討し[植村 1983 a; 1983 b; 1992]、また恐慌期の問題についてもスラバヤ理事州シドアルジョ県を対象に論じたことがあるが[植村 1994]、本稿はそれらの延長線上にあるものである。

さて、ここではさしあたり、ブスキ理事州の概況について見ておくことにしよう。0-1表はこの地域の1930年における行政区画、面積、人口を示したものである。Volkstelling 1930によれば、この理事州の総面積はジャワの中ではプリアンゲル、バイテンゾルフに次いで3番目と広大であるが人口は10番目であり、1km²当たり205.52人という人口密度は下から3番目になる。この地域は、人口の過疎な地域である。このことは、耕地面積が総面積に対して占める比率にも現れており、38.1%という数値はバンテン、バイテンゾルフに次いで小さく、ジャワ・マドゥラの平均値57.9%を大きく下回る。以上から明らかなように、この地域はなお一種のフロンティアであるということが出来る。

ただし、理事州内でもかなり大きな地域差がある。県レベルでみると最もフロンティア性が高いのはパニユワングであり、ここでは耕地化率27.9%という数字が示すように、荒蕪地が7割以上に上る。また、人口密度も132.93人と際

0-1表 ブスキ基礎統計

郡・県	副郡	総面積	耕地面積 (対総面積比)	水田面積 (対耕地面積比)	人口	人口密度			1人当たり面積		
						全体	対水田	対耕地	水田	乾地	耕地
Tanggoel	Bangsalsari, Djatiroto, Tanggoel	607.14	270.18(44.5)	120.39(44.6)	152,957	251.93	1,254.61	559.04	0.08	0.10	0.18
Poeger	Goemoekmas, Kentjong, Poeger	416.71	263.06(63.1)	129.18(49.1)	145,159	348.35	1,110.61	545.38	0.09	0.09	0.18
Woeloehan	Amboeloe, Baloeng, Woeloehan	731.25	187.47(25.6)	95.77(51.1)	129,625	177.26	1,327.79	678.31	0.07	0.07	0.14
Rambipoedji	Djenggawah, Wangli, Panti, Rambipoedji	347.34	164.25(47.3)	99.78(60.7)	133,088	383.16	1,322.20	803.22	0.07	0.05	0.12
Djember	Ardjasa, Djelboek, Djember, Wirolegi	288.38	187.05(64.9)	93.39(49.9)	143,447	497.42	1,498.61	748.22	0.07	0.06	0.13
Wajang	Wajang, Moemboelsari, Silo	600.60	136.03(22.6)	44.22(32.5)	95,698	159.34	2,147.49	698.10	0.05	0.09	0.14
Kalisat	Kalisat, Ledokombo, Soekowono, Soemberdjanbe	366.75	231.58(63.1)	104.86(45.3)	133,105	362.93	1,257.45	569.38	0.08	0.09	0.17
reg. Djember		3,358.17	1,439.62(42.9)	687.59(47.8)	933,079	277.85	1,338.55	639.32	0.07	0.08	0.15
Genting	Genting, Kalibaroe, Tjeloering	2,390.75	563.74(23.6)	171.50(30.4)	266,034	111.28	1,525.19	463.99	0.06	0.15	0.21
Rogodjampi	Kabat, Rogodjampi, Singodjoeroeh	429.45	244.04(56.8)	128.67(52.7)	111,234	259.02	851.65	449.03	0.12	0.10	0.22
Banjoewangi	Banjoewangi, Giri, Glagah	740.87	186.54(25.2)	69.23(37.1)	96,097	129.71	1,344.91	499.13	0.07	0.12	0.19
reg. Banjoewangi		3,561.07	994.32(27.9)	369.40(37.2)	473,365	132.93	1,256.79	466.91	0.08	0.13	0.21
Tamanan	Groedjoegan-lor, Maesan, Poedjer, Tamanan	223.51	151.94(68.0)	74.20(48.8)	96,047	429.72	1,287.75	628.87	0.08	0.08	0.16
Bondowoso	Bondowoso, Tegalampel, Tanggarang, Tjoerahdami, Wringin	347.66	240.30(69.1)	70.25(29.2)	113,892	327.60	1,574.36	460.25	0.06	0.15	0.21
Wonosari	Soekosari, Tapen, Telogosari, Wonosari	378.22	183.63(48.6)	74.06(40.3)	91,069	240.78	1,223.70	493.53	0.08	0.12	0.20
Pradjejan	Klabang, Pradjejan, Tjerme	610.71	182.15(29.8)	27.88(15.3)	70,171	114.90	2,501.58	382.89	0.04	0.22	0.26
reg. Bondowoso		1,560.10	758.02(48.6)	246.39(32.5)	371,179	237.92	1,487.56	483.52	0.07	0.13	0.20
Besoeki	Besoeki, Djatibateng, Wlandingan, Soeboh, Soembermalang	459.33	227.72(49.6)	62.88(27.6)	97,885	213.10	1,539.22	425.02	0.06	0.17	0.23
Panaroekan	Alasmalang, Kendit, Panaroekan	165.63	* 93.08(56.2)	45.58(49.0)	36,712	221.65	793.73	388.68	0.12	0.13	0.25
Sitoebondo	Kepongan, Mangaran, Pandji, Sitoebondo	162.20	*138.43(85.3)	70.75(51.1)	95,378	588.03	1,313.88	671.51	0.07	0.08	0.15
Soemberwaroe	Ardjasa, Asembagsoes, Banjoepoeti, Djangkar-lor	870.45	215.66(24.8)	47.20(21.9)	75,711	86.98	1,590.08	348.01	0.06	0.22	0.28
reg. Panaroekan		1,657.61	674.89(40.7)	226.41(33.5)	305,686	184.41	1,329.33	445.96	0.07	0.15	0.22
res. Besoeki		10,136.95	3,866.85(38.1)	1,529.79(39.6)	2,083,309	205.52	1,341.44	530.70	0.07	0.12	0.19

単位：総面積、耕地面積、水田面積はkm²、1人当たり面積はha

表註：*は海水養魚池面積を含む

出所：Volkstelling 1930 III:119~121,141

立って低い。後述するように、このことによってこの地域は30年代における耕地拡大に大きく貢献することになる。これに対して、ポンドウォソは耕地化率48.6%と、比較的開発が進んだ地域である¹⁾。

以上のようなフロンティア性の故に、この地域では20年代の人口増加も著しかった。いま、1920年の人口調査と30年の人口調査との間の人口増加率を見ると、ジャワ・マドゥラ全体では18.8%の増加であるが、プスキ理事州各県ではバニユワンギ74.31%、ジュンブル37.56%と極めて高く、残るポンドウォソも22.30%、パナルカンも20.66%と平均を上回る。このことは、20年代を通して開発が進んだことを意味するものである。この人口激増の主要な原因は、移民の流入である。総人口に占める移民の比率は、特にバニユワンギで47.2%、ジュンブルで37.5%と高い[Volkstelling 1930 III:12]。

さて、この地域のエスニックグループ分布についても触れておきたい。この地域に住むのは、本来ここの原住民であったウシン人と、マドゥラ人及びジャワ人である。ウシン人はバニユワンギ県、特にRogodjampi、Banjoewangi両郡に多い。これに対して、ジャワ人とマドゥラ人の分布状況を見ると、大半がジャワ人とウシン人でありマドゥラ人は17.6%にすぎないバニユワンギ県を除いて、マドゥラ人の方が多く、特にパナルカン、ポンドウォソ県はほぼ純粋なマドゥラ人地域である[*ibid*:17,22]。

0-2表 プスキ理事州各県職業別人口統計

	有職者 数	農 業		糖業労働者		糖業以外の非 原住民栽培		織物工業		漁 業		商業	雑業	有職者の 総人口比
		人口	比率	人口	比率	人口	比率	人口	比率	人口	比率	比率	比率	
Djember	男	263,417	195,314	74.1%	9,084	3.4%	21,506	8.2%						
	女	177,320	102,091	57.6%	4,014	2.3%	27,616	15.6%						
	合計	440,737	297,405	67.5%	13,098	3.0%	49,122	11.1%					7.4%	1.9%
Banjoewangi	男	129,681	83,832	64.6%	2,325	1.8%	18,245	14.1%						
	女	60,160	33,800	56.2%	530	0.9%	13,803	22.9%						
	合計	189,841	117,632	62.0%	2,855	1.5%	32,048	16.9%					3.7%	4.4%
Bondowoso	男	91,857	71,129	77.4%	4,721	5.1%	2,644	2.9%	106	0.1%				
	女	45,961	22,474	48.9%	1,713	3.7%	2,900	6.3%	8,225	17.9%				
	合計	137,818	93,603	67.9%	6,434	4.7%	5,544	4.0%					5.6%	3.8%
Panaroekan	男	83,784	45,872	54.8%	15,265	18.2%			172	0.2%	5,053	6.0%		
	女	58,860	14,166	24.1%	2,947	5.0%			21,096	35.8%	112	0.2%		
	合計	142,644	60,038	42.1%	18,212	12.8%			21,268	14.9%	5,165	3.6%	10.8%	5.7%
res. Besoeki	男	568,739	396,147	69.7%	31,395	5.5%								
	女	342,301	172,531	50.4%	9,204	2.7%								
	合計	911,040	568,678	62.4%	40,599	4.5%								44.4%

表注：「農業」には果樹、野菜、花作りを含まない。Djember、Banjoewangiの数字には、農家の主婦が含まれる郡がある。「糖業労働者」、「糖業以外の非原住民栽培」には農園労働と工場、事務所労働者を含む。

出所：Volkstelling 1930 III:84~92, tabel 32 より作成

さて、こうした地域的条件を持つブスキの住民の職業別人口は0-2表に示されるが、ここからも明らかなようにこの地域では住民農業を別にすれば農企業がかなりの重要性を持っている。先ず永租借地上に展開される農企業の主力はゴム及びコーヒーの栽培であり、1931年の数字では、両者を栽培する企業数は101に達し、ジャワ・マドゥラの各理事州中で最もその数が多い[I.V. 1932: tabel 229]。理事州内では、これらはジュンブル、ポンドウォソ両県に集中している[MvO Oost-Java 1931]。ただし、これらと地域住民のかかわり方は、基本的には収穫期に労働機会が提供されるのみであり、後述のように他地域からの輸入労働力使用が多いので、それほど大きなものではなかった。これに対して住民の水田を借地して栽培を実施する農企業の主力は糖業と煙草農園であり、これまたジャワの中では中心的地域の1つであったが、土地と労働力の両面で関係している点ではその農民経済への影響は極めて大きなものであった。

本稿では、以上の状況をふまえて、先ず第1章で恐慌下の糖業の状況、次いで第2章で煙草栽培の状況、第3章では住民農業の問題を検討し、最後に第4章でこれらの動向がこの地域の農民経済に如何なる影響を及ぼし、それが農村の社会経済構造をどのように変化させたかを考察したい。

第1章 恐慌とブスキ糖業

1、ブスキにおける糖業の分布状況

ブスキにおける糖業の歴史は古く、既に強制裁培制度下でもde Maas、Boedoean、Olean、Wringinanom、Pandjiの5つの製糖工場が合計して2,000 bouw(1,400ha)前後の土地に栽培される砂糖黍の加工にあたってきた。「自由主義政策」への移行とともに、これらの糖業は住民借地を基礎とする栽培に切り換え栽培面積を拡大するが、同時に80～90年代には新たな糖業が次々と設立された。すなわち、83年にはPradjekan、Tandjoengsari、84年にはAsembagoes、90年にはKabat、91年Rogodjampi、92年Tangarang、94年Soekowidi、95年Nangkaanと、工場設立のピークを迎える。しかし、その後はこの動きは一段落し、1902年にはNangkaan、04年Tandjoengsari、12年Rogodjampi、16年Kabat糖業が閉鎖されるなど、むしろ糖業数は減少する。糖業設立の第2のピークは20年代後半であり、理事州内で唯一糖業の存在しなかったジュンブル県にGoenoengsari(26年)、Semboro(27年)、Bedadong(28年)が設立される。こうして、この地域の砂糖黍栽培面積は、強制裁培期の2,000bouwがピーク時の20年代末には20,000bouw以上と、10倍以上に拡大するのである[植村1983a]。

以上の歴史的背景をふまえて、理事州内における糖業の分布状況を見ておこう。1-1表は、1929/30～1937/38年に州内で栽培を実施していた糖業の栽培面積を一覧したものである。ここから明らかなように、糖業はパナルカン県に6工場と最も集中し、ポンドウォソ県に2工場、ジュンブル県に3工場、パニユワンギ県には1工場存在する。これらの糖業の栽培は基本的には製糖工場立地県で行われるが、パナルカン県のAsembagoes、Pandji、Oleanはポンドウォソ県でそれぞれ79ha、125ha、65ha、ポンドウォソ県のPradjekanはパナルカン県で11haと、若干の糖業は他県でも栽培を展開してきた[Rapport grondhuurcontracten 1935]。これ以外では、隣のマラン理事州ルマジャン県に立地するDjatiroto糖業がジュンブル県で大規模に栽培を行っていた。

1-1表 ブスキ理事州における糖業の栽培状況 (1929/30~1937/38年)

糖業	製糖工場所在地	栽培地域	33年1月5日 認可面積	1929 /30年	1930 /31年	1931 /32年	1932 /33年	1933 /34年	1934 /35年	1935 /36年	1936 /37年	1937 /38年
Asembagoes	Panaroekan(Soemberwaroe)	Panaroekan, Bondowoso	1,247.359	1,186	1,247	1,256	1,190 (11)	1 (17)	0 (22)	1,002 (22)	1,051 (27)	1,047 (22)
Pandji	Panaroekan(Sitoebondo)	Panaroekan, Bondowoso	1,632.08	1,633 (17)	1,624	1,453 (2)	1,474	1,505	1,411	1,347	1,068	1,070
Olean	Panaroekan(Sitoebondo)	Panaroekan, Bondowoso	706.40	684	693	675	686	724 (12)	727 (24)	83	670	670
Wringinanom	Panaroekan(Panaroekan)	Panaroekan	994.00	989	994	746 (2)	0 (12)	0	0	907	850	896
Boedoean	Panaroekan(Besoeki)	Panaroekan	639.46	639	638	638 (4)	0	0	0	0	閉鎖	-
De Maas	Panaroekan(Besoeki)	Panaroekan	568.00	510	568	517	549 (12)	0	568 (22)	0	0	0
Pradjekan	Bondowoso(Pradjekan)	Bondowoso, Panaroekan	1,264.603	1,187	1,265	1,100 (2)	0	507 (12)	474	630	683	
Tangarang	Bondowoso	Bondowoso	1,201.514	1,155	1,202	999 (2)	0	243 (12)	26	21	207	834
Bedadoeng	Djember	Djember(Tanggoel, Poeger, Woelohan)	2,226.00	2,100	2,226	1,772 (7)	0	0	0	0	0	100
Semboro	Djember		2,103.00	2,144	2,033	1,954 (2)	0 (14)	9 (22)	0	0		
Goengoensari	Djember		2,120.00	2,137	1,988	1,774 (2)	173 (12)	31 (12)	0	0	1,196	605
Djatiroto	Loemadjang		2,343	?	?	?	1,439 (12)	?	?	?	403	1,104
Soekowidi	Banjoewangi	Banjoewangi	816.71	817	817	670 (2)	0	4	0	0	0	0

単位: ha

出所: 認可面積: A.S. 1933:72-75, ただしDjatirotoは Rapport grondhuurcontracten 1936, 1929/30:A.S. 1931 I, p.188-193, 1930/31:huidige toestand 1931, 1931/32:A.S. 1933 I:28, 1932/33:A.S. 1934 I:21, 26, 479-484, 1933/34: Verslag grondhuurcontracten 1933, 1934/35: Verslag grondhuurcontracten 1934, 1935/36: Rapport grondhuurcontracten 1935, 1936/37: Rapport grondhuurcontracten 1936, 1937/38: Rapport grondhuurcontracten 1937

表註: (1)この他に、苗圃9haを加工。(2)この他に苗圃17haを加工。(3)この他に苗圃24haを加工。(4)この他に苗圃20haを加工。(5)この他に苗圃78haを加工。(6)A.S. 1931 I:348-351では加工糖972ha, 苗圃110ha。(7)A.S. 1931 I:348-351では1,865ha。(8)A.S. 1931 I:348-351ではこの他に苗圃13haを加工。(9)A.S. 1931 I:348-351ではこの他に苗圃56haを加工。(10)A.S. 1931 I:348-351ではこの他に苗圃41haを加工。(11)他に苗圃42haを加工。(12)他に苗圃26haを加工。(13)他に苗圃26haを加工。(14)他に試験田13ha栽培。(15)他に9haの苗栽培実施。Semboro糖業で加工。(16)他に苗栽培100ha実施。Semboro糖業で加工。(17)試験田栽培面積。他に苗103haを栽培。(18)A.S. 1934 I:479-484, 707では682ha。(19)Pradjekan糖業で加工。(20)A.S. 1934 I:479-484, 707では0ha。(21)A.S. 1934 I:479-484, 707では41ha。Semboro糖業で加工。(22)A.S. 1934 I:479-484, 707では950ha。Semboro糖業で加工。(23)A.S. 1934 I:627では104haの苗圃栽培。(24)A.S. 1934 I:627では684ha。(25)A.S. 1934 I:627では556ha。(26)住民借地510ha、水租借地492haの合計。(27)住民借地484ha、水租借地567haの合計。(28)住民借地429ha、水租借地618haの合計。

さて、栽培縮小実施以前の「通常年」に、各県毎にどれだけの砂糖黍栽培が行われていたのであろうか。1-1表から窺えるのはバニユワンギ県の817haのみだが、残る3県については1936年2月の経済問題部(Departement van Economische Zaken)の総督宛て報告書に数字が見え、パナルカン県5,786ha、ボンドウォソ県2,467ha、ジュンブル県6,449haである[Economische Zaken 1936]。

こうした糖業の展開が各県の農民経済にどれほどの意味を持っていたかのイメージを掴むために、砂糖黍栽培面積が水田面積、耕地面積に占める比率を計算してみよう。

パナルカン県では0-1表によると水田面積は22,641ha、耕地面積は67,489haであるから、糖業の栽培はそれぞれに対して25.6%、8.6%を占める。栽培は通常、三年輪作法で行われるから借地面積は栽培面積の3倍であり、したがってこの県では水田の77%近くが糖業に貸し出されていることになる。この県についてはさらに細かく郡毎の数字が得られる。1-2表は各糖業の郡毎の栽培面積を示したものであるが、通常年の1930/31年栽培では、Sitoebondo 郡では30%、Panaroekan 郡では26%、Besoeeki 郡では19%の水田に砂糖黍が栽培され

1-2表 パナルカン県における糖業の栽培面積 (Soemberwaroe 郡を除く)

糖 業		Sitoebondo郡			Panaroekan郡			Besoeeki郡		
		1930/31	1931/32	1932/33	1930/31	1931/32	1932/33	1930/31	1931/32	1932/33
Pradjekan	水田	19	38	-	-	-	-	-	-	-
	乾地	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Pandji	水田	2,150	2,052	2,064	-	-	-	-	-	-
	乾地	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Olean	水田	510	511	554	436	521	436	-	-	-
	乾地	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Wringinanoa	水田	-	-	-	1,380	1,040	(苗) 65	-	-	-
	乾地	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Boedoean	水田	-	-	-	-	-	-	878	817	-
	乾地	-	-	-	-	-	-	30	91	-
De Maas	水田	-	-	-	-	-	-	800	728	792
	乾地	-	-	-	-	-	-	27	7	11
合 計	水田	2,679	2,601	2,618	1,816	1,561	501	1,678	1,545	792
	乾地	-	-	-	-	-	-	57	98	11
総 計		2,679	2,601	2,618	1,816	1,561	501	1,735	1,643	803
対1930/31年比		100%	97%	98%	100%	86%	28%	100%	95%	46%
水田栽培の対水田面積比		30%	29%	29%	26%	23%	7%	19%	18%	9%

単位：bouw

出所：Onderzoek Panaroekan 1932

ており、したがって各郡の借地面積はそれぞれこの3倍、90%、78%、57%であることがわかる。本表にデータがない Soemberwaroe 郡については県全体の通常栽培面積5,786haから3郡の栽培面積合計4,423haを引くと1,363haという数字が得られ、水田面積の約29%に当たる。ここでは水田の90%近くが糖業に貸し出されていることになる。このようにこの県の農民経済の糖業依存は極めて大きい、それは特に Sitoebondo 郡と Soemberwaroe 郡においてであった。

ポンドウォソ県の場合には、水田面積24,639ha、耕地面積75,802haであり、比率はそれぞれ10.0%、3.3%である。この県では水田の30%が糖業に貸し出されていることになる。

ジュンブル県では水田面積68,759ha、耕地面積143,962ha、比率はそれぞれ9.4%、4.5%である。ただし、この県では砂糖黍栽培が実施されるのは Tanggoel、Poeger、Woeloehan 3郡のみであり、1-3表の「本来の栽培予定面積」欄に示される数字から計算すると通常年の栽培面積は Tanggoel 郡1,534ha、Poeger 郡4,758ha、Woeloehan 郡1,043haであり、各郡の対水田面積比は12.7%、36.8%、10.9%となる。特に Poeger 郡で、砂糖黍栽培が大きな意味を持っていることがわかる。

バニユワンギ県では水田面積36,940ha、耕地面積99,432ha、比率はそれぞれ2.2%、0.8%と低く、借地は水田の6%程度にすぎない。

次に、0-2表から糖業で働く労働者数を見ると、やはりパナルカン県が最も多く、人口比でみても12%以上がこれに関係し、これ以外のヨーロッパ資本の農園はないことがわかる。これに対して、ジュンブル県も労働者数はかなり多いが人口比は低く、ここでは「糖業以外の非原住民栽培」で働く労働者の方が多い。ポンドウォソ県では、糖業労働者数は多くはないが、比率はジュンブル県より高い。バニユワンギ県では労働者数、比率ともに小さい。

以上要するに、ブスキにおける糖業は特にパナルカン県において大きな影響を農民経済に与えてきたといえよう。後述のように、この県にはもう一つの世界市場向け栽培である煙草栽培はほとんど行われておらず、典型的な糖業地帯であるといってよい。これに対して、ポンドウォソ県の場合には煙草栽培もか

1-3表 ジュンブル県における糖業の1932/33年栽培縮小状況

糖業	郡	本来の栽培予定面積 3	借地料支払済面積 4	制限面積 5	土地貸出者との友好的交渉による制限面積				契約が維持された面積 11	
					土地使用時期の延期 6	拒否 7	契約破棄			
1	2						補償交付 8	補償なし 9	合計 10	
Semboro	Tanggoel	1,480. ---	13. ---	1,467. ---	1,324. ---	-	-	113. ---	1,437. ---	30. ---
	Poeger	1,391.427	8.010	1,383.417	1,140.010	64.864	-	7.168	1,212.042	171.375
	Woelochan	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計	2,871.427	21.010	2,850.417	2,464.010	64.864	-	120.168	2,649.042	201.375
Djatirot	Tanggoel	680.401	-	680.401	507.151	-	-	173.250	680.401	-
	Poeger	1,175.056	-	1,175.056	933.443	-	-	122.065	1,056.008	117.048
	Woelochan	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計	1,853.457	-	1,853.457	1,441.094	-	-	295.315	1,736.409	117.048
Goenoengsari	Tanggoel	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	Poeger	3,053.112	381.043	2,672.069	1,548.246	597.480	-	207.333	2,353.059	319.010
	Woelochan	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計	3,053.112	381.043	2,672.069	1,548.246	597.480	-	207.333	2,353.059	319.010
Bedadoeng	Tanggoel	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	Poeger	1,081.493	187.121	894.472	617.059	101.146	-	115.046	833.251	61.121
	Woelochan	1,468.460	187.346	1,281.114	960.227	69.540	-	249.257	1,279.024	2.090
	合計	2,550.453	374.467	2,175.486	1,577.286	170.686	-	364.303	2,112.275	63.211
総計	10,329.449	777.020	9,552.429	7,031.136	832.030	-	988.119	8,851.285	701.144	

単位：bouw

原註

4欄の土地は、H. V. A. による栽培ではない。これらは、制限策が支配人に知られる以前に既に支払いがなされ、使用されたものである。使用期間の延期(6欄を見よ)に際して支払われた補償は地税額と同額である。情報によれば、若干の者に対しては地税以外にH. V. A. の手でいくらかの埋め合わせが支払われた。例えば、1年間、H. V. A. が使用しない借入地と同じ面積まで耕作するためにperceel Nogosari の土地を無料で使用させること、その他の特権を付与した。

土地使用の1年延期を受け入れようとはしないが、契約破棄を望む貸出者については、工場側は後者の準備を行った。

契約破棄に際しては、貸出者の了承を得て、一般に補償は支払わなかった。

本統計のための調査の後に受け取った関係部長からの報告書によると、糖業はなお合意受入れを拒否している貸出者に関して別の手段をこうじているという。すなわち、

1年間の使用延期あるいは契約破棄に対して、f60/bouwを上限とする補償を交付する。Poeger郡では、合意締結拒否の貸出者の約70%が、このやり方に賛成した。

Tanggoel, Woelochan郡では、占有者から何の合意も得られていない土地が、なおそれぞれ19bouw、200roe残っている。しかし、この残りについても、工場側は合意を得るべく、交渉を進めている。

植村註

統計の数字には計算の合わないものもあるが、原表通りの数値を記入した。

出所：Onderzoek Djember 1932:bijl.No.2a

なり行われており、両者の混合地域である。ジュンブル県では、糖業は歴史も浅く、特定の郡に集中しており、それ以外の地域では後述のように煙草栽培が中心である。また、バニュワンギ県では糖業の意義は小さい。

2、糖業の経営の特色

さて、次にこの地域における糖業の経営の特質に触れておきたい。ジャワの糖業は、一般に住民の水田を借地して、そこで住民農業と三年輪作で砂糖黍栽培を実施してきたが、ブスキ糖業も基本的にはこの方式をとってきた²⁾。

借地契約の締結は、個々の土地占有者と個別に行われた。この時期には21年半の長期借地が一般的であり、他に追加的に単年契約も行われた。恐慌前の時期の借地料は、長期契約の場合はその時期に有効であった最低借地料基準によって定められ、単年契約の場合は土地の肥沃度によって差があったが、栽培年(18ヶ月)当たりの最大で f100/bouw であった [MvO Bondowoso 1931:33~34]。

さて、この地域の糖業の経営で最も顕著な特色は、労働力問題であろう。ジャワの糖業は、一般的にいて近隣から安価な労働力を豊富に供給されてきた [Quintus 1923: Preface]。ところがブスキ理事州の糖業の場合は、状況が異なっていた。パナルカン県について見ると「糖業の労働力は、Besoeiki 郡では主に土地の住民から供給される。その他の郡ではかなりの数のサブディからの人々が、4月から6月の間、農園労働に従事する。Pandji 糖業支配人 Hartvelt 氏によると、この時期にはクーリーの約1/4~1/3がサブディ出身者である。それ以外に砂糖黍栽培で働くのは、土地占有者、非占有者両方である。」 [Onderzoek Panaroekan 1932] とあり、さらに MvO Bondowoso 1931によると、「パナルカン県では十分な労働者がいないので、機械による土地耕作が適用され、農園作業 (veldarbeid) のための労働者をマドゥラから連れてくる。」とあり、県外から季節労働者がやってくるのが常態化していたことが窺われる³⁾。

ジュンブル県でも、「この地域で操業する糖業は、住民の労働機会になって

いない。」「工場内作業も農園作業も「輸入民」で満足せざるを得ない。だから、この現金収入源から利益を得るのは、この輸入民だけである。」[Onderzoek Djember 1932]と同様であった。また、1931年のMvO Bondowosoも、「毎年、数千人のマドゥラ人が対岸から、糖業の繁忙期(suikercampagne)やコーヒーの摘果の時期に、本島の農企業に仕事を求めにやってきて、仕事が終了するとすぐに故郷へ帰っていく。」と述べている。

このような状態は、既に1910年代には見られ[植村 1983a:17~18]、30年代後半期の報告に「ブスキ糖業は、ジュンブルの糖業とコーヒー農園を除いても毎年3000~4000人(の栽培・収穫労働力)を(サブディとマドゥラから)輸入している。」[Notulen ANSI 1938]とあるように、一貫して続いたものであった。

その基本的な原因は、先に見たようにこの地域が人口過疎であることによるものであった。また、逆に労働者を出す方の事情を見れば、マドゥラは最も貧しい地域に属し、この結果、特に乾燥の激しい乾季には大量の出稼ぎを輩出することになるのである。そして、この場合、農企業が大量の労働力を求める対岸のブスキは最もよい現金収入の得られる地域であったのである。

3、ブスキ糖業の恐慌対策

世界恐慌の下、ジャワの糖業は国際的な生産調整協定であるチャドボーン協定を受け入れ、砂糖輸出条例(Staatsblad 1931 no.114)及びその施行規則(Staatsblad 1931 no.175)によって、31年4月1日から砂糖輸出を許可制にし、各糖業の生産割当制を実施した。各糖業は、当初、様々な資材の住民からの購入を節約し、次いで賃金の引下げを大規模に実施したが、これだけでは十分な効果を上げることができず、結局、32年から大規模な栽培縮小に踏み切り、これとともにさらに大規模な人員整理、生産合理化を押し進めることとなった⁴⁾。

筆者は、以前にブスキ糖業の恐慌対策について、パナルカン県の Wringinanom 糖業を例に具体的に論じたことがあるが[植村 1992]、ここではそれをふまえて視野をブスキ理事州全体に広げて、上述のジャワ一般の恐慌対策がこの地域では具体的にどのように実施されたのかを検討してみることにした。

(1) 1931/32年栽培までの縮小と経費節減策

さて、この地域でも本格的な栽培縮小が実施されるのは1932/33年栽培からであるが、その以前から既にいくつかの点で経費節減策が進められてきた。先に検討した Wringinanom 糖業の例では、農園作業における出来高払い賃金単価の引下げ、それに従事する労働者数の削減、農園作業内容の簡略化、収穫労働における単価の切下げ、収穫割増金支払い基準の厳格化による支払い抑制、砂糖黍輸送の面ではコストの高い牛車から安価な貨車輸送への切換え、常設軌道補修作業員の削減、補修回数の削減などの点を指摘し、全体としてこれらは糖業で働く労働者にとって賃金の大幅引下げと労働強化を意味したことを明らかにしたが[植村 1992:29~34]、もう少し例を上げておこう。

ジャワ糖業雇用者連合(Java Suiker Werkgevend Bond)ボンドウォソ・ジュンブル支部から当時のボンドウォソ州理事に対して行われた報告によると、この地域の糖業は1930年、山岳地域における砂糖黍挿し枝栽培(cultuur van suikerrietsteken)の大規模な縮小を実施した。さらに、工場内労働者の給与、日当の引下げはどこでも見られ、いくつかの糖業では toekang、書記、実験室職員の給与が10%引き下げられた。また、クーリー賃金を引き下げた糖業もあった。施設の建設や拡張は中止され、多くの糖業では労働時間が半日に短縮され、12月にはほとんどの期間にわたり全く作業を中止した糖業もあった。この結果、toekang の給料は半額に減らされた。ただし、この段階ではまだ解雇にまでは至っていない。農園作業でも、多くの糖業は同じ賃金でより多くの作業を負担させること、例えば、請負作業を賃金引上げなしに増加させるなど、実質的な労働強化によって経費節減を図ったという。さらに、栽培作業を簡略化させることによって、ha当たり20%ほどの経費節減を達成した糖業もあるという [Resident Bondowoso 1931; Department BB 1931]。

さて、こうした経費削減がどの程度に行われたかを、ジュンブル県で操業するGoenoengsari、Semboro、Bedadoeng糖業のデータから見ておこう。1-4表a~cはこれら3糖業が関係する住民に支払った金額の1930/31年栽培から1932/33年栽培までの時期の推移を一覧したものである。この表から借入面積1ha当たりの支払額の1930/31年~1931/32年の変化を見ると、Goenoengsari は賃金で

1-4表 a Goenoengsari 糖業の支払額の推移

	項 目	1930/31	1931/32	1932/33
賃金	a. 耕作栽培 (苗圃含む)	f 448.000	f 286.000	f 30.000
	b. 原住民栽培職員 (同上)	39.000	12.000	5.000
	c. 工場原住民職員見張り賃金 及び銃器使用者(jagers)割増金 (栽培警察給と除く)	4.000	2.000	-
	d. 収穫賃金及び砂糖黍輸送	239.000	108.000	11.000
	e. 原住民工場職員 (書記、実験室、 toekangs、mandoers、維持と製造 のためのクーリー賃金)	102.000	68.000	5.000
	f. 工場拡張・新設のための原住民職員	-	-	-
	g. 輸送費 (様々な輸送及び砂糖貯蔵 のためのクーリー賃金)	10.000	9.000	2.000
	h. 原住民職員ボーナス	-	-	-
	i. その他 (年金、原住民職員への 援助を除く)	117.000	72.000	20.000
		小 計	f 959.000	f 557.000
資材 提供	a. 砂糖黍買上げ	-	-	-
	b. 毎年の払戻し資材 (灌溉施設、 レール敷設、住民製のパッケージ、 厩肥など)	7.000	4.000	1.000
	c. 工場の拡張及び新設	-	-	-
	小 計	f 7.000	f 4.000	f 1.000
借地料	a. 本来の借地料 (苗圃を含む)	236.000	207.000	21.000
	b. 借地料支払い面積 (2039ha) (1817ha) (185ha)			
	c. 諸割増金	35.000	29.000	4.000
	d. 栽培中止補償	-	4.000	60.000
	総 計	f1.237.000	f801.000	f159.000

出所: Onderzoek Djember 1932: bijl. No. 3a

f163.8、34.8%の減、資材提供ではf1.2、35.3%の減、総額ではf165.9、27.3%の減であり、Semboroの場合は賃金でf95.8、21.9%の減、資材提供ではf2.3、32.9%の減、総額ではf101.5、17.5%の減、Bedadoengでは賃金でf138.5、31.7%の減、資材提供ではf14.9、93.1%の減、総額ではf97.9、16.6%の減である。各糖業の経費節減の大きさが窺われるが、特に賃金低下の比率の大きさが目につく。中でも、「耕作栽培」の減り方が大きいのは、栽培面積がそれほど違わないことからすると、賃金単価の引下げとともに、作業過程の簡素化によって雇用労働者数を減らしたことによると推定される。また、「原住民職員」賃金の減り方も極めて激しいが、これは31年段階になると大規模な人員削減が行われたことを推測させる。そして、当然のことであるが、栽培縮

1-4表b Semboro 糖業の支払額の推移

	項 目	1930/31	1931/32	1932/33
賃金	a, 耕作栽培 (苗圃含む)	f 405.900	f 333.400	f 1.900
	b, 原住民栽培職員 (同上)	40.500	8.400	-
	c, 工場原住民職員見張り賃金 及び銃器使用者(jagers)割増金 (栽培警察給与除く)	2.600	1.900	1.500
	d, 収穫賃金及び砂糖黍輸送	206.500	132.500	800
	e, 原住民工場職員 (書記、実験室、 toekangs、mandoers、維持と製造 のためのクーリー賃金)	90.700	68.500	19.000
	f, 工場拡張・新設のための原住民職員	-	-	-
	g, 輸送費 (様々な輸送及び砂糖貯蔵 のためのクーリー賃金)	10.300	9.500	2.500
	h, 原住民職員ボーナス	-	-	-
	i, その他 (年金、原住民職員への 援助を除く)	158.200	107.000	8.600
	小 計	f 914.700	f 661.200	f 34.300
	資材 提供	a, 砂糖黍買上げ	-	-
b, 毎年の払戻し資材 (灌漑施設、 レール敷設、住民製のパッケージ、 厩肥など)		14.600	9.100	1.000
c, 工場の拡張及び新設		-	-	-
小 計	f 14.600	f 9.100	f 1.000	
借地料	a, 本来の借地料 (苗圃を含む)	236.100	220.000	1.500
	b, 借地料支払い面積 (2093ha)	(2093ha)	(1938ha)	(13ha)
	c, 諸割増金	43.100	37.600	200
	d, 栽培中止補償	6.500	400	115.000
総 計	f1.215.000	f928.300	f152.000	

出所：Onderzoek Djember 1932:bijl. No. 3b

小が本格化する32/33年には、表から明らかなように住民に対する支払額は通常栽培時の1/10ほどに落ち込むのである。

さて、1931/32年にもプスキ糖業のいくつかは、栽培の縮小を実施している。しかし、この縮小はジュンブル県の栽培縮小調査報告の表現を借りるならば「価値の低い区画の排除」[Onderzoek Djember 1932]という性格のものであり、生産性の低い土地での栽培を中止して生産コストの削減を目指すものであった。この結果、例えば、ボンドウォソ県に立地するの Pradjekan、Tangarang 糖業の例で見ると、1-5表に示されるように乾地での栽培は Pradjekan では1931/32年から、Tangarang では1930/31年から中止され、また水田におけるha当たりの収量もそれぞれ1930/31年、1931/32年から顕著な上昇が見られ

1-4表c Bedadoeng 糖業の支払額の推移

	項 目	1930/31	1931/32	1932/33
賃金	a. 耕作栽培 (苗圃含む)	f 409,608.40	f275,825.69	f 1,715.74
	b. 原住民栽培職員 (同上)	39,125.93	9,841.54	-
	c. 工場原住民職員見張り賃金 及び銃器使用者(jagers)割増金 (栽培警察給と除く)	2,216.69	1,198.71	972.00
	d. 収穫賃金及び砂糖黍輸送	257,778.44	129,237.32	-
	e. 原住民工場職員 (書記、実験室、 toekangs、mandoers、維持と製造 のためのクーリー賃金)	125,754.65	32,915.99	12,228.50
	f. 工場拡張・新設のための原住民職員	5,268.89	-	-
	g. 輸送費 (様々な輸送及び砂糖貯蔵 のためのクーリー賃金)	18,120.68	-	-
	h. 原住民職員ボーナス	253.07	-	-
	i. その他 (年金、原住民職員への 援助を除く)	73,647.--	48,662.73	78.41
	小 計	f 931,773.75	f497,681.98	f14,994.65
	資材 提供	a. 砂糖黍買上げ	-	-
b. 毎年の払戻し資材 (灌漑施設、 レール敷設、住民製のパッケージ、 厩肥など)		34,075.08	1,861.94	-
c. 工場の拡張及び新設		-	-	-
小 計	f 34,075.08	f 1,861.94	f -	
借地料	a. 本来の借地料 (苗圃を含む)	248,669.65	200,737.32	-
	b. 借地料支払い面積 (2134ha)	(2134ha)	(1669.39ha)	-
	c. 諸割増金	42,337.11	37,139.61	-
	d. 栽培中止補償	-	82,382.30	-
総 計	f1,256,855.59	f819,803.15	f14,994.65	

出所: Onderzoek Djember 1932:bijl. No. 3c

ることになった⁵⁾。

以上のようにであったから、この年の栽培縮小それ自体が住民経済に及ぼした影響は、決して大きなものではなかったと考えられる。それは、例えばポンドウォソ、ジュンブル両県の1931/32年栽培の縮小に関する農工商部農業局の報告が「ポンドウォソ・ジュンブルでは、制限は平均以下にとどまった。……Soekowidi、Tangarang、Bedadoeng、Goenoengsari、Djatirotto、Soekodonoについては、住民の稲とタバコの栽培がこのショックを大半吸収できた。Wringinanomは砂糖黍栽培が極めて広大な地域に立地するが、ここでは集約的な裏作が期待できる。」[Afdeeling Lanbouw 1931]と述べている如くである。したがって、住民側がこれに対して抵抗したという報告も見られない。

1-5表 Pradjekan-Tangarang 糖業の経営状況

		製糖工場	1926/27年	1927/28年	1928/29年	1929/30年	1930/31年
加工糖	水田	Pradjekan	911ha	955ha	998ha	1,121ha	1,150ha
		Tangarang	916ha	913ha	927ha	1,097ha	1,201ha
		合計	1,827ha	1,868ha	1,925ha	2,218ha	2,351ha
栽培面積	畑地	Pradjekan	57ha	109ha	115ha	66ha	114ha
		Tangarang	57ha	51ha	50ha	58ha	-
		合計	114ha	160ha	165ha	124ha	114ha
合計	合計	Pradjekan	968ha	1,064ha	1,113ha	1,187ha	1,264ha
		Tangarang	973ha	964ha	977ha	1,155ha	1,201ha
		合計	1,941ha	2,028ha	2,090ha	2,342ha	2,465ha
ha当たり 収量 (単位： quintal)	水田	Pradjekan	1,287	1,323	1,281	1,246	1,433
		Tangarang	1,162	1,118	1,180	1,192	1,183
		合計					
畑地	Pradjekan	868	901	658	821	1,038	
	Tangarang	920	726	953	787		
	合計						
砂糖黍	軌道 による	Pradjekan	88.84%	86.04%	87.81%	86.28%	89.20%
		Tangarang	65.60%	61.50%	63.98%	66.20%	69.60%
		合計					
輸送方法	荷車 による	Pradjekan	11.16%	13.96%	12.19%	13.72%	10.80%
		Tangarang	15.50%	15.60%	10.04%	11.40%	10.40%
		合計					
両者 の 併用	Pradjekan	-	-	-	-	-	
	Tangarang	18.90%	22.90%	25.98%	22.40%	20.00%	
	合計						
収穫・加工 時期	Pradjekan	5/22 10/18	6/ 4 10/26	5/20 9/22	5/19 9/28	6/ 1 10/ 3	
		Tangarang	5/21 9/28	6/ 7 9/22	6/ 2 9/ 9	6/ 7 9/29	6/ 4 9/30
		合計					
収穫・加工 日数	Pradjekan	150	146	126	132	155	
		Tangarang	131	108	100	115	119
		合計					
実際の工場 稼働日数	Pradjekan	136	128	116	121	144	
		Tangarang	116	96	91	107	110
		合計					

表註：(1)約2/3をPradjekan地区、1/3をTangarang地区で栽培。(2)大半をPradjekan地区
出所：Verslag P. T. 1926-1938

1931/32年	1932/33年	1933/34年	1934/35年	1935/36年	1936/37年	1937/38年
1,100ha	-					
972ha	-					
2,072ha	-	(1) 748ha	(2) 496ha	651ha	888ha	834ha
-	-					
-	-					
-	-					
1,100ha	-					
972ha	-					
2,072ha	-	748ha	496ha	651ha	888ha	834ha
1,473	-					
1,299	-					
		1,702	1,638	1,742	1,786	
	-					
	-					
	-					
92.27%	-					
68.41%	-					
		97.23%	99.39%	99.20%	100.00%	
7.73%	-					
3.43%	-					
		2.77%	0.61%	0.80%	-	
-	-					
28.16%	-					
		-	-	-	-	
5/22-10/22	-					
6/15-9/27	-					
		6/5-9/28	6/17-8/20	6/25-9/26	5/25-9/27	
154	-					
105	-					
		116	65	94	125	
134	-					
101	-					
		109	62	90	119	

で栽培。

(2) 1932/33年栽培以降の本格的縮小

これに対して、32/33年栽培以降の縮小は「本来の意味での制限」[Onderzoek Djember 1932]であり、極めて大規模なものとなった。その方法は、借地した土地の使用を不使用協定を締結して延期することと、借地契約それ自体を破棄し、糖業側に土地不使用や契約破棄の一方的な通告の権利を認める新契約に変更することに大別されるが、一般に各糖業は先ず前者の方法を実施し、次第に後者に移行していった。いま、その具体的な手続きを Wringinanom 糖業を例に見ると、不使用協定締結は理事や副理事、レヘントの指示を受けた郡長が指導し、手数料を与えられたデサ首長が仲介を行うという方法で行政機構を総動員して行われ、土地の不使用は借地契約書の正本には記載されず、暫定協定書を作成する。土地貸出者はそこに合意と補償金受領の印として拇印をつき、証人としてデサ首長を含む2名のデサ役人が署名する。こうしてできあがった暫定協定書を行政当局が承認して、それは発効するのであった。他方、新契約への切換えは、郡長、あるいは副郡長出席の下に貸出者と糖業の交渉が行われ、ここでもやはり契約変更のための暫定協定が結ばれる。貸出者は同意と、この際に支払われる割増金の受領の印として協定書に拇印をつき、交渉の場に出席しているデサ首長と書記が証人として署名をする。こうして暫定協定が結ばれると、貸出者には新しい借地契約書作成に同意する義務が生じ、新契約が作成される運びとなるのであった[植村 1992:35,37]。こうした方式は、この地域の糖業にほぼ共通したものであった。

以下では、この方式で行われた栽培縮小交渉の実情について、この問題に関する報告書が作成されている1933～37年の時期を各県毎に見ていくことにしたい。
[パナルカン県]

この県の1932/33年栽培縮小は、1-2表から明らかなようにPanaroekan郡(Wringinanom 糖業が加工糖栽培を停止)とBesoeeki郡(Boedoean 糖業が栽培停止)でそれぞれ72%、54%と大きく進められたが、Sitoebondo郡ではむしろ1931/32年栽培より若干拡大しており、またAsembagoes糖業が操業するSoemberwaroe郡でも極めて小幅なものであった。この年、大幅縮小を実施した両糖業は、土地使用の延期と契約破棄に対する補償として、前者は

f20/bouw、後者は地税と等しい金額を払った〔Onderzoek Panaroekan 1932〕。

33/34年栽培になると、1-1表から明らかなように前年に栽培停止した2糖業に加えて新たにAsembagoes、de Maas糖業が栽培中止に踏み切った。この結果、Soemberwaroe 郡、Besoeeki 郡の栽培はゼロになったと考えられる。

さて、この栽培の縮小交渉は33年から34年初めの時期にかけて行われたが、Wringinanom は長期借地についても単年借地についても、前年と同額の f20/bouw の補償額で使用を34/35年栽培まで1年延期することで合意に達した。他方、Boedoean は、この栽培のための借入地を全て長期契約の破棄によってキャンセルしたが、これに対しては一部は補償額 f10/bouw が払われ、また一部については非合法に先払いされていた借地料が放棄された。Asembagoes と de Maas は、ともに不使用協定を締結することで対応し、補償額としてそれぞれ f20/bouw、f10/bouw を払ったが、de Maas は一部には f45/bouw の補償を交付したと伝えられる〔Confidentieel 1933 no.3〕。

本県で主に栽培をするこれ以外の糖業 Pandji と Olean は、結果的にはこの年、栽培縮小を実施しなかったが、当初は縮小予定でそれぞれ f20/bouw の補償額で不使用協定を締結した。しかし、後に栽培を実施することになり、土地貸出者に借地料との差額が払われることになった。また、Pradjekan 糖業の栽培地は、地税額と等しい補償額で解約された〔Verslag grondhuurcontracten 1933〕。

なお、34年3月14日には、州理事命令 no.197によってこの県及びボンドウォソ県における最低借地料基準額が28年8月14日以来、6年7ヶ月ぶりに改訂された。この際に決められた基準額は1-6表に示される通りであるが、31年の当時のボンドウォソ理事の引継覚書にこの両県では借地料は f105 から f34 の間であると書かれている〔Mvo Bondowoso 1931〕ことから、大幅引下げが行われたことがわかる。

1934/35年栽培縮小交渉では、糖業側に有利な「恐慌条項」を含んだ新長期契約への切換えが、Wringinanom、Pandji、Asembagoes で本格的に進められた。このうち、この年の栽培を中止した Wringinanom と Asembagoes は新契約に基づいて不使用協定を締結して対応した。ただし、Wringinanom と

1-6表 ボンドウォソ県、パナルカン県における最低借地料基準額

県	郡	土地等級	雨季最低借地料	乾季最低借地料	水田造成費	糖業最低借地料	
Bondowoso	Bondowoso	1	f36	f10	f3	f59	
		2	29	10	3	52	
		3	27	5	3	40	
		4	24	5	3	37	
		5	21	2.50	3	29	
		6	19	2.50	3	27	
		7	19	2.50	3	27	
	Tamanan	1	f35	f15	f3	f68	
		2	35	15	3	68	
		3	32	10	3	55	
		4	29	10	3	52	
		5	26	5	3	39	
		6	21	5	3	34	
		7	21	5	3	34	
	Wonosari	1	f44	f10	f3	f67	
		2	44	10	3	67	
		3	38	10	3	61	
		4	32	5	3	45	
		5	29	5	3	42	
		6	20	2.50	3	28	
		7	20	2.50	3	28	
	Pradjekan	1	f48	f10	f3	f71	
		2	47	10	3	70	
		3	38	5	3	51	
		4	33	5	3	46	
		5	30	2.50	3	38	
		6	30	2.50	3	38	
	Panaroe-kan	Panaroe-kan	1	f38	f10	f3	f61
			2	38	10	3	61
			3	29	5	3	42
			4	24	5	3	37
			5	21	2.50	3	29
			6	21	2.50	3	29
		Sitoe-bondo	1	f47	f10	f3	f70
			2	41	10	3	64
3			36	10	3	59	
4			33	5	3	46	
5			24	5	3	37	
6			23	2.50	3	31	
7			23	2.50	3	31	
Besoe-ki		1	f38	f10	f3	f61	
		2	38	10	3	61	
		3	32	5	3	45	
		4	27	5	3	40	
		5	20	2.50	3	28	
		6	18	2.50	3	26	
		7	14	2.50	3	22	
Seom-ber-waree		1	f36	f10	f3	f59	
		2	36	10	3	59	
		3	29	5	3	42	
		4	21	5	3	34	
	5	19	2.50	3	27		
	6	19	2.50	3	27		

表註：「水田造成費」とは、砂糖黍収穫後、水田への復旧作業が重いために本来の借地料に追加される金額である。

「糖業最低借地料」は、雨季借地料1回+乾季借地料2回+水田造成費の合計である。

出所：A.S. 1934 1:244-245

Pandji では、貸出者の抵抗によって一部は旧契約で土地を借り入れなければならなかった。他の糖業では、既に前年に長期契約を破棄した Boedoean は単年借地のみであり、地税と同額の補償で使用を1935/36年栽培へ延期した。他方、Olean、de Maasは制限を実施しなかった。また、Pradjekanはこの年以降、この県では土地借入れを行わなかった[Verslag grondhuurcontracten 1934]。

1935/36年に栽培を実施したのは Asembagoes、Pandji、Olean、Wringin-anom の4糖業であり、Boedoean、de Maasは栽培を行わなかった。交渉は、いずれも新契約への切換えが中心におかれた[Rapport grondhuurcontracten 1935]。1936/37年、37/38年栽培でも、栽培を実施したのは前年と同じ4糖業のみであり、Boedoean 糖業は36年10月に閉鎖されることになる[ibid 1936; ibid 1937]。

[ボンドウォソ県]

この県において栽培を行う Pradjekan、Tangarang 糖業は1932/33年栽培を完全に中止したが、土地使用の延期・中止、及び長期契約破棄交渉で対応した。翌年からは縮小された面積で栽培を再開するが、このために行われた33年～34年初期の交渉は長期契約の破棄のみのためのものであり、地税と同額の補償が支払われた。そして、33/34年栽培については単年借地を実施した[Verslag grondhuurcontracten 1933]。これらの交渉に当たっては、糖業側と土地貸出者が直接交渉し、後から郡長が契約破棄が合意されたことを確認した。34年3月に最低借地料基準が改訂されたことについては前述の通りである[ibid; Verslag P.T.1932:8]。なお、Tangarang 工場は栽培縮小に伴って操業をストップし、33/34年糖からは加工は Pradjekan でのみ行われることになる[Verslag P.T.1932:6; ibid. 1937:7]。

34年の報告では、この年にも地税額による旧長期契約の破棄交渉を行っていることが見え、交渉が前年だけで片付かなかったことがわかる。また、恐慌条項を含んだ新長期契約にもとづく借地が行われたとあり、既に新契約への切換えが進められていることがわかる[Verslag grondhuurcontracten 1934]。

両糖業は35/36年栽培の制限に際しては、新契約の不使用条項によって交渉

を行い、平均 f6/ha の低額補償を支払った。もっとも、この内の150haは後に栽培を実施することになり、借地料との差額が追加払いされた[Rapport grondhuurcontracten 1935]。これ以降の年も、両糖業は同様の不使用交渉で栽培制限に対応した。補償額は36/37年栽培が f6.85/ha [ibid 1936]、37/38年栽培は f16/ha であった[ibid 1937]。

[ジュンブル県]

ジュンブル県で栽培する糖業はいずれも H.V.A. (Handelsvereniging Amsterdam) が経営するものであり、栽培制限に当たっては同一方針で臨んだ [Verslag grondhuurcontracten 1933]。大幅縮小に踏み切った32/33年栽培の縮小交渉の状況については1-3表に示される通りであるが、制限目標は Semboro、Djatirotto がほぼ100%、Genoengsari と Bedadoeng が87.5%、85.3% という大きなものであった。この表の中にある「借地料支払済面積」777 bouw 余りは、栽培の再開に備えて苗栽培を実施するためのものである [Rijke 1934:30]。貸出者との交渉は、基本的には地税額の補償による土地使用の1年延期の線が進められたが、1-3表原註にあるように、これを望まない者に対しては契約破棄交渉を進めた。しかし、33/34年以降の年の栽培については現行契約破棄交渉が進められ、34年末には全契約が破棄されることとなった。この年には新たに契約を結ぶことはなかった [Verslag grondhuurcontracten 1934]。

翌35年の第4四半期になって、1936/37年栽培のための契約締結が行われる。すなわち、Djatirotto が17契約、515.415bouw、Goenoengsari が192契約、1,078.235bouw を締結し [Rapport grondhuurcontracten 1935]、栽培が再開された。この年以降の契約は1収穫期間毎の単年契約であり、借地料は f40/bouw であった [MvO Besoeki 1938]。この契約には、契約破棄と土地使用延期を糖業側が一方的に通告して行うことができる恐慌条項が盛り込まれていた [Rapport grondhuurcontracten 1936]。

[バニュワンギ県]

県内で唯一操業する Soekowidi 糖業は、21年契約ではないが長期借地契約で栽培を実施しており、33年には個々の貸出者と直接に契約破棄、土地使用延期の交渉を行った。補償額はバラバラであったが、平均すれば f 5 /bouw

程度であったという。こうしてこの糖業は1933/34年栽培用地全部のキャンセルに成功したが、1934/35年栽培用地は認可面積全体の1,150bouwを借り入れた。ただし、この年は栽培を実施しない予定なので、この借地は1935/36栽培年に延期されることになったと報告される[Verslag grondhuurcontracten 1933]。実際には、この糖業はこれ以降は栽培しなかったが、この際の対応については不詳である。

また、この地域では1933年9月30日の理事命令 no.798/により従来の最低借地料基準が撤回されたが、この糖業が新たな長期契約を締結しなかったため、新たな基準が設けられることもなかった[ibid]。

(3) 栽培縮小に対する土地貸出者の反応

交渉経過はおおよそ以上に述べた通りであったが、こうした糖業側の動きに土地貸出者側はどのように対応したのかを検討しておきたい。

この問題に関する報告書を見る限り、交渉はポンドウォソ県、パニユワンギ県では(糖業側から見て)ほとんど問題なしにスムーズに進展した。しかし、パナルカン県の Wringinanom、Pandji、de Maas 及びジュンブル県では、糖業の提出した条件に対して、住民側の抵抗が見られた。今、それらをこの報告書の記述を中心にして概観すると以下のようなようである。

[Wringinanom]

この糖業では1933～34年初の交渉において、Panaroekan 副郡の desa Kilen、Wringinanom、Paewan、Soemberkolak で合意取付けのために集会を持つ必要が生じ、そこでは原住民行政官が糖業の縮小方式を説明したが、合意には至らなかった。これは、インドネシア党、P. B. I.、Roekoen Tani、Roekoen Kampoeng などの民族運動組織が介入したことによるとされる[ibid]。しかし、この合意拒否の姿勢は、34年の報告では「よい方向に変わった」とある。同じ報告では「デサ行政は手数料を受け取って交渉の仲介を行った」とあり、こうした状況に対してデサ行政の権力が動員されたことが窺われる。しかし、この年に本格的に始められた新契約への切換えについては、38 bouw の土地貸出者が暫定不使用協定の締結すら拒否し、結局、これらの土地は旧契約のままで借り入れることになる[ibid 1934]。この契約切換え問題では、

翌年の交渉においても約3%の貸出者が依然として糖業の提案を受け入れようとはしなかった[Rapport grondhuurcontracten 1935]。

この問題のこれ以降の時期の状況はこの報告書からは窺えないが、植村1992で述べたように、糖業側がこれらの拒否者に対しては割増金の増額、さらに旧借地料額に相当する現金貸付けを実施し、借地料の低下分に等しい額の返済の免除を実施したにもかかわらず、大土地占有者である不在地主を中心とした何名かの貸出者は最後まで新契約への切換えを拒否し続けたのであった。

[Pandji]

この糖業でも、1933年～34年初の交渉ではいくつかのデサで説明のための集会を持つ必要があった。これは、土地の不使用通告が遅れたことに原因があった[Verslag grondhuurcontracten 1933]。いずれにしろ、33年1月初めの段階では交渉の進捗状況はかなり悪く、未解決面積は約500bouw、借入れ地の1/5強に上るものであった[Confidentieel 1933 no.2]。

34年からは前述のように新契約への変更の交渉が進められるが、かなり難行したようである。暫定協定を結んだにもかかわらず旧契約破棄に同意しなかった者が3名おり、工場側は彼らを告訴するに至った。また、34/35年栽培用地のうち13bouwは旧契約に基づいて借地されたが、これはそれらの土地占有者が旧契約破棄のための暫定協定調印を拒否したからである[Verslag grondhuurcontracten 1934]。なお、同糖業は1934/35年栽培に関して、35年にも旧契約から新契約への切換えを行い、この交渉時にf37.84の補償金で244bouwあまりの契約を破棄している[Rapport grondhuurcontracten 1935]。このことは、新契約への切換えが住民側の抵抗によってスムーズには進まなかったことを示すものと考えられる。

[de Maas]

1933～34年初期の交渉に関する報告には「de Maasの困難も、原因はP.B.I.、Roekoen Taniの活動に求められる。しかし、内務部の仲介なしに短期間で問題は解決した。これは、一部には補償を増額したことによる。」[Verslag grondhuurcontracten 1933]とあり、ここでも契約変更に際して貸出者側の抵抗があり、糖業側は補償金を拒否者についてはf10から引き上げたことがわかる。

この糖業は34/35年栽培については制限を実施しなかったが、それでも34年には「政治的影響を受けた小グループによる困難が発生した。これは工場自身の手で解決された。」[ibid 1934]という状況が生じた。こうしたことがあったので、この糖業は35年の交渉では内務部の仲介を要請することになる。この年、契約破棄に際して受入れを拒否した者に対しては、一般補償額の倍に当たるf20を交付して合意を取り付けようとした。ところが、内務部は補償額に差がありすぎるとして一般の補償f10をf15に引き上げるように指導し、この結果、追加払いが行われた[Rapport grondhuurcontracten 1935]。

翌36年にも内務部の仲介が要請された。それは「法外な旧契約破棄に対する補償要求が全体としては利益にならないことを住民に示すため」であったが、契約破棄拒否者は「当初はf20で満足していたのが、f60以下では契約破棄に同意なくなり、この金額が払われた。」とあり、行政側の仲介はあまり効果を上げることなく、結局、補償金の大幅引上げが行われた[ibid 1936]。この問題はこの年で解決したようであり、翌年の報告では行政側の介入は全くなく、旧契約の破棄、補償の分野では困難は発生しなかったと述べられる[ibid 1937]。

[ジュンブル県の糖業]

この地域の糖業の縮小交渉で特徴的なことは、1932/33年栽培の縮小交渉のみに紛争が集中しており、翌年以降の栽培の契約破棄はスムーズに終始していることである。さて、先に掲げた1-3表は、その栽培年の縮小交渉の状況を一覽したものであるが、今これを郡毎に組み直してみると、最後の項目の「契約が維持された面積」、すなわち制限交渉がうまくいかなかった面積は、Tangoel郡30.00bouw、Poeger郡668.554bouw、Woelohan郡2.090bouwであり、それぞれの制限目標に対する比率は1.4%、10.9%、0.2%となり、交渉は糖業への依存性が高いPoeger郡で特に難行したことがわかる。同郡は土地使用時期の延期に対する拒否面積も763.49bouw、この交渉が行われた面積全体(6+7)の15.3%と高い。

それでは、こうした貸出者側の抵抗に対して、糖業側はどのように対応したのであろうか。1-3表原註によれば、使用期間の延期について、若干の者には一般に支払われた地稅額と同額の補償の他に様々な特権が認められたとあり、

さらに合意しようとはしない者に対して、1年間の使用延期、あるいは契約破棄に f60 を上限とする補償を交付することが提案されている。要するに、実質的な補償引上げによって糖業側は事態を打開しようとしたのであった。

しかし、この問題はこれで解決したわけではなかった。33年～34年初期の報告によると、いくつかの契約についてジュンブル地裁に調停要求が提出され、糖業側は民事訴訟になる前に代表と交渉して合意を取り付けたという。また、当局を動員してデサ集会で合意しない者の説得に努めている[Verslag grondhuurcontracten 1933]。また、34年にも、長期契約破棄に f200/bouw という高額補償を支払った例があり、また、「その他のケースでは、一般にキャンセルのため、仲介人が利用された。民事訴訟に至ったものはなかった。地裁に貸出者の申請がいくつか提出されたが、直接交渉で解決された。」とあるように、この年まで問題は引き続き、全契約が破棄されたのはこの年の年末になってであった[Rapport grondhuurcontracten 1936]。

以上に、各糖業における住民側の抵抗を見てきたのであるが、大ざっぱに言って糖業の集中度の高い地域ほどそれは激しいものとなった。さて、それらを植村 1994で検討したシドアルジョ県の場合と比較するならば、次のような特徴を持っている。

第1に、土地貸出者の抵抗は、ここでも基本的には栽培縮小実施の初期に集中しているが、シドアルジョの場合、運動は32年後半期から急速に高揚して33年半ばには終息したのに対して、ここでは比較的遅い時期まで持続した。

第2は、抵抗の形態の問題であり、このことは先の運動の持続性の問題とも関係がある。報告書では、外部の政治勢力の介入の問題がしばしば触れられるが、シドアルジョに比べるとそれほど全面的であるという印象はしない。さて、シドアルジョではそうした P.B.I. などの影響の下で、デサ首長が先頭に立ってデサぐるみの運動が展開され、それは単なる糖業に対する経済要求を越えて地域の秩序自体を否定する方向にまで発展したのであるが、プスキの場合には、Wringinanom 糖業の例に示されるように、リーダーシップを取ったのは大土地占有者であり、デサ首長は基本的には糖業側に立ち続けた。この場合、大土地占有者の多くは不在地主であり、それまで大面積の土地を糖業に貸し出して

いたので、糖業の栽培縮小は借地料収入の大幅な減収を意味する。したがって、彼らは何よりも契約破棄への反対、あるいは補償の引上げということを中心に掲げて運動を展開したのであった。運動は、経済要求に終始することになる。

以上のような差は、糖業の借地方式の違い、すなわちシドアルジョではデサ単位の集合借地であったが、この地域では個々の土地占有者と個別に借地契約を締結したことに求められるであろう。そして、結局、このことは両地域におけるデサの性格の違い、すなわち共同占有であるか、個人占有であるかに起因するものと考えられよう。

4、糖業の栽培縮小と農民経済

最後に、以上に述べてきた糖業の栽培縮小が周辺の農民経済にどのような直接的な影響を及ぼしたかについて、(1)現金収入の減少、(2)砂糖黍栽培返還地の利用の2つの面から簡単に触れておきたい。

1-7表には、理事州内3県の糖業の住民への支払額が示される。ここから、栽培縮小が本格的に実施された33/36年の時期には、年平均で通常年と比べてボンドウォソ県ではf134万5千(-84.8%)、パナルカン県ではf226万7千(-60.9%)、ジュンブル県ではf414万3千(-99.8%)の減収になったことがわかる。

このことは、一般的にいつて農民経済の中に現金不足を発生させたと考えられるが、それはとりわけ糖業が最も集中しているパナルカン県において深刻で

1-7表 ブスキ理事州における糖業の住民への支払額

	砂糖黍栽培面積		住民への支払額 (× f1,000)		地税金定額 (× f1,000)		(7)/(6) x 100
	通常年	1933/34 ~ 35/36年 平均	通常年	33/36年 平均	1931年 (6)	1935年 純査定 額 (7)	
Bondowoso	2.467ha	631ha	1.587	342	496	348	70%
Panarooekan	5.786ha	2.689ha	3.723	1.456	471	284	60%
Djember	6.449ha	13ha	4.150	7	1.164	816	70%

出所：Economische Zaken 1936

あった。これについては4章で詳述するので、ここではさしあたり1932年の糖業縮小の影響調査に「住民の状況は、現金不足を別にすればそれほど大きな困難はない。」[Onderzoek Panaroekan 1932]と、現金不足が進行していることが述べられていること、Soekasnoが「砂糖黍栽培の縮小によって質の悪い土地は真っ先に借入れ対象から外され、最上の水田だけが求められた。次に借地料の引下げによって、良田を持つ農民は同じ額の借地料収入を上げるためにより多くの面積を貸し出そうと努めなければならなかった。これは主として土地占有者にかかわることであるが、全住民にとっても様々な賃金や、仕事と資材提供に対する補償の引下げは、少なからざる収入減少を意味した。労働機会の減少は、住民になお負担となった。仕事から閉め出された労働者は、……現在はデサで家族や知人に頼らなければならなくなり、このことは後者の人々にとって負担増を意味した。」[Soekasno 1937a:361~362]と報告していることを指摘するにとどめておきたい。

これに対して、1-7表では減収が金額、比率ともに最も大きかったジュンブル県の場合には、いささか状況が異なっていた。確かにこの県でも糖業の集中する3郡ではパナルカン県と同様の事態が発生したと考えられ、例えばRijkeは「南西ジュンブルでのみ、土地はH.V.A. 3糖業とDjatirotto糖業に貸し出されている。これらの糖業は、1928~31年の間、合計して10,500bouwほどを借り入れていた。32年初め、再開する場合のための苗栽培に使用しなければならない約500bouwを除いて土地の借入れは中止するという突然の通告があった。この制限によって借地料だけでもf800,000、それよりもずっと多くの工場内外のクーリー賃金が減収になった。」[Rijke 1934:30]と指摘するのであるが、この地域の場合、糖業での労働に従事するのは大半が輸入労働者であり、「この地域で操業する糖業は、住民の労働機会にはなっていない。工場と住民の間の唯一の明確なつながりはさしあたり、企業がその栽培のために土地を必要とすること」[Onderzoek Djember 1932]であるというふうに、糖業の住民経済の中での占める位置はより限定的であった。さらに、糖業は県内7郡中の3郡に限定されており、県全体としてはむしろ次章で述べる煙草栽培の方が重要であった。

第2の糖業からの返還地の利用の状況については、パナルカン県の例から見ておこう。ここでは、1932/33年栽培の大幅制限によって住民農業が利用可能となった水田面積の増加は、Panaroekan 郡では西モンスーン期1,300bouw、東モンスーン期2,000bouw、Besoeeki 郡ではそれぞれ900bouw、1,200bouwであるが、この時期の乾季米の栽培面積の増加を見ると、Panaroekan 郡では254bouw、Besoeeki 郡では304bouw に過ぎず、水田増加の12.7%、25.3%と決して大きな比率ではない[Onderzoek Panaroekan 1932]。このことは、返還地の利用にあたって、住民はより多角的な農業を展開したことを示唆するものである。いずれにせよ、糖業の栽培の大幅縮小によって、この地域の農民経済はそれに対する依存の構造からの脱却を計らなければならなかったことは確かであった。こうしたことも含めたこの時期の住民農業の変化については、第3章で扱うことにしたい。

第2章 恐慌と煙草栽培

1、ブスキにおける煙草栽培の構造

(1) 理事州内の煙草栽培分布状況

植民地期インドネシアにおける煙草の栽培は、農園による栽培と住民栽培に大別されるが、本稿で検討するブスキは農園煙草、住民煙草ともに中心地の1つであった。

ブスキは最も古い煙草産地であるが、その本格的展開は1860年代以降、すなわち、1859年に監督官 G.Birnie が当時のポンドウォソ県 Djember 郡に着任し、その後、官を辞してこの地域でヨーロッパ市場向け煙草栽培を始めて以降のことである。彼は、C.S.Mathiesen、A.D. van Gennepe と協同して煙草企業を設立、その後、同社は1875年から Birnie 一族の経営となり、Oud Djember と称された。60年代にはこれに続いて、Soekowono、Djelboek、Soekokerto-Adjong の各企業が次々と設立され、70年代から独仏戦争の影響による市場価格の高値に支えられて急激に発展した。栽培面積は、1873年には4,869haであったものが、1915年には52,518haと10倍以上に拡大した[植村 1983b:61~63]。

さて、1930年代、ブスキ理事州内では、煙草栽培は南部地域、すなわちジュンブル県とポンドウォソ県に集中している。このうち、農園煙草栽培はジュンブル県を中心にラウン山西麓に集

2-1表 ポンドウォソ、ジュンブル県の
煙草栽培（収穫面積）

	ポンドウォソ県		ジュンブル県	
	農園	住民	農園	住民
1930	3,528	5,624	30,568	23,268
1931	4,210	7,283	32,579	28,664
1932	2,636	3,605	23,999	14,208
1933	3,377	3,955	24,225	19,027

単位：bouw

表註：住民煙草収穫面積は水田作、乾地作の合計

出所：Onderzoek achterstand 1935:482

中し、住民栽培地帯はこれよりさらに北にも伸びて、ポンドウォソの町を中心とする地方からブラジュカン地方に至っている[栗林 1941:70]。30~33年の時期の両県の煙草収穫面積を掲げると、2-1表の通りである。このように、特にジュンブル県は煙草栽培の一大中心地であった。

ところで、ブスキにおける煙草栽培は栽培時期の点から、畑地を中心に2～3月に播種し5～10月に収穫する前期作と、水田を中心に7月上旬から播種して12月～1月に収穫する後期作に大別される。前期作は基本的に住民栽培で、山手の畑地や水田に栽培される。他方、農園栽培は全て後期作であるが、農民の中にも農園に土地を貸し出さずに、自分で後期作煙草を栽培する者がかなり多い[栗林 1941:81; Jaeggi 1949:495]。県毎に見ると、先の2-1表からも明らかなおり、ボンドウォソ県では住民栽培の方が多く、逆にジュンブル県では農園栽培の方が主流である。

以下、これらの栽培の農民経済の中での意味を考えるために、煙草栽培が耕地面積に占める比率を恐慌前の時期の数字を使って検討してみよう。

[ボンドウォソ県]

まず、2-1表の数字に基づいて農園煙草と住民煙草の収穫面積の合計が耕地面積に占める比率を算出すると30年8.6%、31年10.8%であるが、各栽培毎に検討すれば次のようになる。すなわち、理事の引継覚書によると28年の栽培面積は前期作が水田1,681bouw、乾地作1,376bouw、合計して3,057bouw、これらは全て農民栽培(vrijman-tabakaanplant)であり、他方、後期作は農民栽培が4,030bouw、農園栽培が4,561bouw、合計で8,591bouwである[Memori Residen Bondowoso 1929:175]。いま、これが同県の30年の水田面積、乾地面積に占める比率を計算すると、水田では雨季に4.8%、乾季には農園煙草が13.1%、住民栽培が11.6%、合わせて20.7%となり、乾季には水田のほぼ1/5が煙草栽培に利用されていたことになる。乾地では比率は1.8%と高くない。

[ジュンブル県]

この県についても2-1表の数字を耕地面積で割った比率を計算すると、30年は26.6%、31年は30.2%というボンドウォソ県よりもかなり高い数字が得られ、煙草栽培が占める比重が極めて大きいことがわかる。さて、各栽培毎の面積のデータは得られなかったが、農園煙草については通常年の栽培、借地面積の郡毎の数字が得られるので、それをもとにそれらが水田面積に占める比率を2-2表に算出した。この表から明らかに、県内でも北部のDjember、Majang、KalisatおよびRambipoedji郡は農園煙草地帯であるのに対して、南部の

Tangoel、Woloehan、そして特に Poeger 郡では農園煙草は多くない。前章で見たように南部3郡は糖業地帯であり、特に Poeger 郡では砂糖黍の栽培が広範に展開されていた。このことが農園煙草の少ない要因である。住民煙草の県内分布は不詳であるが、後述のようにその多くが農園に買

2-2表 ジュンブル県における農園煙草栽培、
借地面積

郡	水田面積	通常栽培		借入れ	
		面積	対水田比	面積	対水田比
Tangoel	12.039	1.586	13.2%	4.398	36.5%
Poeger	12.918	31	0.2%	43	0.3%
Woloehan	9.577	939	9.8%	2.682	28.0%
Rambipoedji	9.978	3.532	35.4%	7.583	76.0%
Djember	9.339	4.878	52.2%	8.637	92.5%
Majang	4.422	1.877	42.2%	4.038	91.3%
Kalisat	10.486	7.127	68.0%	10.277	98.0%
Djember県	68.759	19.969	29.0%	38.840	56.5%

単位：ha
出所：水田面積は0-1表、煙草栽培、借入れ面積は
Onderzoek Djember 1932: bijl. № 4

付けられることを考えると、農園煙草の分布と大きく異なっているとは考えにくい。こうして見ると、ジュンブル県は一般に煙草地帯であるが、中でも特に北部4郡ではその比重が高く、農民経済は煙草の動向によって大きく左右されたと考えられる。

(2) 農園煙草栽培の構造

さて、それではこのような分布状況にある煙草栽培はどのような構造を持っていたのであろうか。まず、この地域の農園栽培から検討しよう。

ボンドウォソ県には、B. T. M. (Besoeeki Tabak Maatschappij)が経営する Kali-anjar、Tamanan、Pengarang、Boender、Landbouw Maatschappij Oud Djember経営の Nangkaan、両企業の共同経営である Soembersari、N. V. Tabak Maatschappij Kontjir経営の Kontjir、Fraser Eaton社経営の Bondowoso、及びジュンブル県に所在の Soekowono、Djelboek の10農園があり、これらは農民から借地して煙草栽培を実施していた[Memori Residen Bondowoso 1929:175]。他方、ジュンブル県では、Oud Djember、Besoeeki Tabak Maatschappij、Soekowono、Djelboek、Soekokerto Adjoeng、Soekosari、Manggisan、Fraser Eatonの8社が栽培を展開していた[Onderzoek Djember 1932:bijl. no. 4]。

さて、プスキの煙草農園は住民から地税を基礎とする低額借地料で水田を借

地し、土地貸出し農民と煙草栽培契約を結んで栽培させる方式が一般的であった。この場合、農園は各年の中ごろに、借入地の借地料額を直接にデサ首長に払うのが慣例であった [Rijke 1934:31]。借地契約期限は一般に5年であり、この間に地税が改訂された場合には差額を農園側が追加払いすることになる。

実際に煙草栽培に利用される水田は、およそ借地面積の半分程度であり、それも7月から12月までの時期に限定される。農民は貸出地の半分には自由に栽培を行うことができ、また、1月1日から7月1日までは貸し出した土地全部を利用できる⁶⁾。したがって、ここでは1月1日以降に雨季稲作が行われ、煙草農園への土地貸出しでは糖業の場合とは異なり米の収穫を犠牲にする必要はない。

さて、7月1日から土地は耕起された状態で約1ヶ月間、空気に触れさせるためにそのままにされる。そして栽培実施予定の区画がもう一度鋤で細かくなられ、植付準備が行われ、大小の排水路が掘られた後、普通は8月の第1週に植付けが始まる。栽培契約を結んだ農民には、農園から苗が供給されるのであるが、最初の苗圃から苗を引くことができる時期になると、栽培者は施設にきて報告し、栽培台帳(aanplantboeken)に登録される。いわゆる栽培者カード(plantersbriefje)を最初の苗を引く時に交付することによって、彼らは移植するために農園から無料で苗を貰い、続いてこの栽培を農園の指示にしたがって管理し、後、登録した施設に摘んだ葉を搬入することの契約が成立する。

植付け自体は男の仕事であるが、その後、女性や娘が植え付けられたばかりの苗に灌水する。この灌水は3日間続けられる。また、後から補植ができるように、畝の間にも苗が植えられる。植付本数は、ケドゥー種は19,200本/ha、交配種(ケドゥー種とデリー種を掛け合わせたもの)は17,600本/haが一般的であった [Jaeggi 1949:498~500,502]。

なお、ジュンブル県の場合、農園側は煙草の質を保つために、1人の栽培者に対して最大1/2bouwの栽培契約しか結ばなかったという [Onderzoek Djember 1932]。このため、それ以上の面積の水田を煙草農園に貸し付ける農民の場合には、かつて筆者が述べたように小作を雇うことになったと思われる [植村 1983b]。Lette が、「煙草賃金の多くの部分は貸出地の占有者自身の手には

入らずに、多くの家族構成員や、この目的のために占有者によって区画分けされた土地部分を耕作・管理する隣人達の手に入る。だから、後の葉の供出の際に賃金を受け取るのは彼らである。」[Lette 1933 I:118]と述べるのは、こうした状況を表しているものと考えられる。

こうして栽培された煙草は契約に基づいて農園側が買い上げるのであるが、乾燥は住民の手でなされるか、青葉のままに供出されたものを、農園の乾燥室で農園側負担で実施するかのいずれかであった。

さて、こうした栽培においては、先に触れたように、毎年、農園側と栽培者農民側との間に栽培契約が取り交わされ、両者の義務等が定められるのが普通である。いま、ジュンブルで1932年にBesoeki Tabak Maatschappij が栽培者と結んだ契約に含まれる諸条件を見ると次のようであった。

まず、一般的規定として、栽培者カード及び栽培台帳の中にある用語の説明が行われるが、そこでは栽培者が煙草を搬入する際に行う選別の基準が細かく述べられる。すなわち、煙草の種別を品質によってブラッド (blad) 煙草 no.1、no.2、クロソック (krossok) no.1、no.2、カンポンクロソック (kampongkrossok) に分け、それぞれの規格が示される⁷⁾。例えば、最上級品であるブラッド no.1 は、正しい時期に農園の指示通りに茎の全箇所から収穫された、最も上層の5枚の葉(いわゆる topbladeren)を除いた葉であって、デリー種の場合には16 Rijnlandse duimen(1 Rijnlandse duim=2.616cm)以上、交配種の場合には18 Rijnlandse duimen以上の長さを持つものと規定される。これに対してクロソック no.1 は、(a)農園の指示にしたがって、最も上層の5枚の葉を除いて茎全体から収穫された健康な葉で、デリー種の場合には13 Rijnlandse duimen 以上、交配種の場合には14 Rijnlandse duimen以上の長さを持つもの、(b)ブラッド煙草としては認められないが、農園の基準でクロソック no.1 に適すると判断されるもの、(c)最上層の5枚の葉で14 Rijnlandse duimen以上の長さを持つものである。また、最下級のカンポンクロソックは、農園の指示にしたがって、会社の乾燥小屋以外で乾燥され束ねられた煙草である。

次に、農園側の義務として、十分な収容能力を持つ倉庫を備えること、栽培材料、必要な化学肥料を栽培者に提供すること、栽培者の土地耕作、栽培、収

穫等について監督し指示を与えることなどが上げられる。農民が搬入する煙草に対する支払額及び支払方式は、10boom(1boomは、20 Rijl. duimen以上の長さの竹ぐしを用いて通常の方法で突き刺した17枚の煙草の葉)当たりで、ブラッド no.1は11cent、支払いは煙草を選別した直後になされる。ブラッド no.2は7cent、クロソック no.1は4cent、no.2は2centであり、これらに対する支払いは週毎に行われる。カンポンクロソックに対しては0.5kg当たり1centが搬入時に支払われるが、極めて質の良くないものなどに対しては支払いを行わないと規定される。

他方、栽培者の義務としては、他の農園のために栽培をしないこと、農園側の指示にしたがって栽培等を実施することなどが上げられる。こうした栽培が何らかの原因で不作になった場合の措置については、「栽培者によって維持されている栽培が、洪水(雨による被害を含まない)の結果、栽培者の責任ではなくして、全部あるいは一部が失われた場合には、その損害は Besoeki Tabak Maatschappij 等が、専門家からなる委員会の見積りにしたがって埋め合わせるものとする。この委員会は、原住民首長1名、被害発生デサの古い栽培者1名、企業が指名した煙草栽培を熟知したヨーロッパ人1名の、計3名からなる。」とあり、洪水以外の原因による不作は栽培者の責任とされた [Onderzoek Djember 1932:bijl. No 5]。

以上のように、ブスキでは農園煙草は住民に栽培が委ねられたが、その過程にはかなり厳しい条件が付けられたのであった。それは、これらの煙草が輸出商品であったからに他ならない。

さて、こうした栽培を通して、煙草農園はそれに関係する農民の貴重な現金収入源となる。Jaeggi 1949:496によると、その内容は次のようであった。

- 1, 住民が提供する資材と燃料、これには輸送費、倉庫の建設、修理、維持に当たる場合の労賃を含む。
- 2, 苗園のクーリー賃金、借地料。
- 3, 栽培の維持、乾燥と病虫害対策費を含む。
- 4, 原住民職員の給与、ボーナス。
- 5, タバコの輸送費、包装の輸送(balentransport)を含む。

6, 束ね作業、選別作業賃金。

7, 包装小屋内外でのタバコ加工。

8, ブラッド煙草、ハングクロソック、カンポンクロソック、前期作 (voorooft) の場合の栽培賃金。

9, 借地料。

こうした住民に対する支払いは、ジュンブル県副理事によれば、1928、29、30年の約30,000bouw の栽培に関して、借地料、労賃その他、資材購入費等合わせてそれぞれの年に f810万、f720万、f720万という大量の現金をもたらした [Onderzoek Djember 1932]⁸⁾。ジュンブル県における糖業のもたらす現金収入が1-7表によれば f415万であったことからすれば、農園煙草栽培がジュンブル県の農民の現金収入源として持った意義は極めて大きなものであった。

(3) 住民煙草栽培の構造

次に、住民栽培について検討しよう。住民栽培 (vrijmantabak) は、住民が主として畑地で自由に栽培を展開するものである。栽培される品種は、ジャワ・マドゥラの大半の地域では国内消費向けケルフ煙草加工用のものであるのに対して、ブスキでは農民はしばしば農園煙草栽培者から苗を入手することもあり [Jaeggi 1949:495]、煙草農園の周辺では農園で作られるのと同じケドゥー種、交配種が作られ [Broek 1949:541]、ほとんど全ての葉がクロソック加工に適したものである [Ontwikkeling krosok 1937:2117; Onderzoek achterstand 1935:485]。そして、この場合、農園煙草のように農園側が様々な条件を付けたり、栽培の指導監督を行うことはないので、概して農園煙草よりも品質が落ち、価格はずっと安い。それゆえ、生産される煙草は、通常、クロソック、またはこの地域では特にカンポンクロソックとして扱われるのであるが、中には少量の優良種ブラッドに分類されるものも含まれる [栗林 1941:14~15]。

生産された住民煙草は青葉のまま煙草農園の乾燥小屋に運ばれて買い上げられることもあったが、基本的には農民の手で乾燥され⁹⁾、伝統的にボルグ (borg) と呼ばれるジャワ人やマドゥラ人の仲買人を通して、買上げ企業 (opkoopfirma) に販売されたり¹⁰⁾、あるいは Kasemek、Nangkaan に設置された煙草市場¹¹⁾に運ばれた [植村 1983B:71; Jaeggi 1949:516~517]。

ボルグは、買上げ企業のための煙草集荷を主な仕事としており、たいていはf300ほどの資本を前渡しされて仕事に当たった。ジュンブル県では、1937年、107件のボルグ営業許可が出されていた。ただし、ボルグは栽培者から直接に煙草を買い付けるのではなく、バンドル(bandol)というエージェントを使った。平均して1人のボルグは30人程度のバンドルを使ったが、煙草栽培中心地では最大100名程度を抱える者も見られたという。バンドルはほとんどがボルグが住んでいるデサか、それに接するデサの人間であり、煙草収穫期にボルグからf10～f15程度の金額を前渡しされ、彼に煙草を提供する。集荷地域は基本的には固定しており、普通は家族構成員や隣人が栽培した煙草を、生産者の家を回って集荷し、それをボルグの買付け場所まで運搬する。集荷の際には、煙草の荒選定を行うのが普通であった。栽培者に前貸しを行うことはなかった[Krossok-rapport 1939:439～440,443～446,449～450,453,479]。

バンドルへの煙草引渡し価格は、当然、買上げ企業への直接販売より低い。それにもかかわらずこうした方式が広く行われたのは、(1)直接販売の場合、農民はより厳しく葉の選定をしなければ企業側が受け取ってくれず、また輸送費もかかり、リスクが大きい、(2)バンドルへの販売の場合には、収穫を少しづつ行うことができ、このことは乾燥スペースが小さいこととの関係上、都合がよい、(3)バンドルは、荒選定はするが、事実上、全ての煙草を受け取ってくれる、(4)バンドルは顔見知りであり、親切であるという理由からであったという[ibid 1939:480,488]。

いずれにせよ、こうして買上げ企業に買い上げられた煙草は加工を経て、農園煙草と共にブスキクロソックとして輸出されることになる。この結果、ブスキで生産される煙草は大半が輸出されることになる。以下、そうしたブスキ煙草の輸出と価格の問題を節を改めて検討することにしたい。

2、世界市場の動向とブスキ煙草

(1) ブスキ煙草の輸出構造

ブスキ煙草を含めてジャワ産の煙草は、生産の大半が消費地へ直接に輸出されるのではなく、いったんオランダの集散地に運ばれアムステルダム、ロッテルダム両市場で入札され、そこを經由して最終仕向地に向かう。この場合、農園煙草の主力である後期作の収穫は年末であるから、基本的には前年産の煙草が競りに出されることになる。2-3表は、1926～36年におけるその輸出状況を一覽したものである。同表から明らかなことは、第1にオランダ経由の販売量全体が1931年から急減していること、第2にオランダ経由で輸出される仕向地ではドイツが半分以上を占めること、したがって、第3に販売量はドイツへの輸出如何によって大きく規定されること、第4にこうした販売状況に規定されてオランダへ運ばれるジャワ煙草の量(貯蔵量に表される)は、1933年から激減していることである。

ドイツ向け輸出の1931年からの激減は、この年の1月1日から外国煙草に対

2-3表 オランダにおけるジャワ産煙草取引状況

	1926	1927	1928	1929	1930	1931	1932	1933	1934	1935	1936
貯蔵量	59,233	52,728	50,013	47,978	50,599	51,956	54,737	30,834	31,751	35,013	30,467
オランダ向け販売量	11,168	9,016	10,424	10,810	10,406	9,992	12,837	12,020	9,781	10,073	10,988
外国向け販売量	38,084	45,244	44,328	44,147	38,229	25,948	30,235	28,037	28,701	26,590	24,910
主要仕向先											
ドイツ	19,437 (51.0)	27,627 (61.1)	29,851 (67.3)	26,409 (59.8)	23,969 (62.7)	14,162 (54.6)	17,817 (58.9)	17,618 (62.8)	18,318 (63.8)	13,433 (50.5)	14,707 (59.0)
ベルギー・ルクセンブルグ	5,571 (14.6)	4,319 (9.5)	4,412 (10.0)	5,077 (11.5)	6,214 (16.3)	3,196 (12.3)	5,749 (19.0)	3,521 (12.6)	4,229 (14.7)	4,935 (18.6)	5,397 (21.7)
フランス	3,447 (9.1)	5,015 (11.1)	990 (2.2)	3,272 (7.4)	3,462 (9.1)	3,170 (12.2)	1,857 (6.1)	1,685 (6.0)	321 (1.1)	378 (1.4)	440 (1.8)
スペイン	3,392 (8.9)	1,877 (4.1)	2,116 (4.8)	1,279 (2.9)	24 (0.1)	112 (0.4)	729 (2.4)	- (-)	- (-)	2,667 (10.0)	61 (0.2)
オーストリア	1,783 (4.7)	1,041 (2.3)	1,449 (3.3)	1,620 (3.7)	947 (2.5)	560 (2.2)	237 (0.8)	789 (2.8)	993 (3.5)	1,524 (5.7)	436 (1.7)
デンマーク・アイスランド	807 (2.1)	672 (1.5)	679 (1.5)	829 (1.9)	915 (2.4)	1,034 (4.0)	887 (2.9)	1,153 (4.1)	1,431 (5.0)	1,378 (5.2)	1,486 (6.0)
スイス	391 (1.0)	632 (1.4)	754 (1.7)	855 (1.9)	1,101 (2.9)	1,010 (3.9)	931 (3.1)	982 (3.5)	891 (3.1)	807 (3.0)	813 (3.3)

単位: ton

表註: 数字には王侯領煙草を含む。括弧内の数字は外国向け販売量合計に占める比率。

出所: Ontwikkeling krosok 1937:2170

するドイツの輸入関税が100kg当たり従来の80マルク (rijksmark) から180マルクへと引き上げられたことが原因であった。このことは、価格がデリー煙草などに比べて相対的に低いジャワ産煙草にとってはとりわけ不利であった¹²⁾。この結果、この年の前半期にはなお人為的な市場介入によって価格を一定水準に保つことができたが、秋期の競りからジャワ産煙草の価格は暴落することになる [Ontwikkeling krosok 1937:2169~2171]。2-4表は、そうした価格の動きを一覧したものである。ここから明らかなように、プスキ煙草の価格は32年に暴落し、以降、低水準に終始し、ようやく36年から回復の兆しが現れ、37年春季の入札ではかなりの高値をつけたが、38年の販売では再びかなりの低下を記録、39年になって回復するのである。

(2) プスキ煙草農園の恐慌対策

以上のようなプスキ煙草をめぐる市場の動きの中で、この地域の煙草農園はどのような対策をとったのであろうか。

既に1931年には様々な経費削減策が実施されていたが、それはオランダでの秋期入札における価格暴落後に特に強化され、農民が供出する煙草の品質検査が厳しくされた [I. V. 1932:74]。このことは、翌年以降もさらに強化され、32年産煙草の供出時には「最も厳しい品質検査」が行われたという [ibid. 1933:

2-4表 ジャワ煙草のオランダ市場における平均入札価格(0.5kg当たり、cent)の推移

	29年産 30年 販売	30年産 31年 販売	31年産 32年 販売	32年産 33年 販売	33年産 34年 販売	34年産 35年 販売	35年産 36年 販売	36年産 37年春 期販売	36年 収穫	37年 収穫	38年 収穫
Besoeki-blad	44	57	32.5	32.5	27.25	27.25	30.75	45.5	43.0	36.0	46.0
Besoeki-hangkrosok	33	42.5	25	24.5	23	19.5	23.25	28	25.5	18.5	29.5
Besoeki-krosok	27.5	29	16.5	19.25	17.25	14.25	14.75] 16.5	18.0 (*)	13.0 (*)	15.0 (*)
Besoeki-vooroo-gst-krosok	21.75	19	15	14.25	13.75	12.25	11.75				
Loezadjang-krosok	33	36	22	18	21	15	14	21			
Kediri-krosok	15	17	9	10	10						
Rembang-krosok	14	15	7.5	8	9] 7] 7] (*)			
Ledoe-krosok	23	20	13	12	11	10	11	(*)			
Banjoemas-krosok	37	40	23	21	21	13	14	(*)			

注：(1) 価格不詳、(2) 107箱で平均12cent、(3) 867箱で平均18cent、(4) kampongkrosok 価格

出所：「__年産__年販売」部分は Ontwikkeling krosok 1937:2170、「__年収穫」部分は "De groote cultures in 1939", E. W. 1940:730

2-5表 ジュンブール県における農園煙草栽培の縮小状況

副郡	煙草企業名	通常栽培	借入面積	32年栽培面積	縮小率	平均地稅額(br.当)	恐慌減額	借地料受取額	借地料減額申請額
Djember	Oud-Djember	923	2,497	563	40	14.30	20%	f 35,707.10	f 7,141.42
	B.T.M.	55	85	39	30	14.30		1,215.50	243.10
	Soekowono	63	79	31	51	14.30		1,129.70	225.94
	小計	1,041	2,661	635	40	14.30		f 38,052.30	f 7,610.46
Wirolegi	Oud-Djember	1,244	2,453	611	51	13.40		f 32,870.20	f 6,574.04
	B.T.M.	576	937	257	56	13.40		12,555.80	2,511.16
	Djelboek	412	550	206	50	13.40		7,370.-	1,474.-
	小計	2,232	3,940	1,074	52	13.40		f 52,796.-	f 10,559.20
Ardjasa	Oud-Djember	403	1,018	271	33	10.20		f 10,383.60	f 2,076.72
	B.T.M.	405	707	230	43	10.20		7,211.40	1,442.28
	Djelboek	1,460	1,948	730	50	10.20		19,869.60	3,073.92
	小計	2,268	3,673	1,231	46	10.20		f 37,464.60	f 7,492.92
Djelboek	B.T.M.	201	379	116	42	9.50		f 3,600.50	f 720.10
	Djelboek	1,128	1,512	564	50	9.50		14,364.-	2,872.80
	小計	1,329	1,891	680	49.-	9.50		f 17,964.50	f 3,592.90
	Djember郡 合計	6,870	12,165	3,618	47.4			f 146,277.40	f 29,255.48
Majang	Oud-Djember	540	1,151	157	71	12.10	20%	f 13,927.10	f 2,785.42
	B.T.M.	318	478	114	64	12.10		5,783.80	1,156.76
	小計	858	1,629	271	69	12.10		f 19,710.90	f 3,942.18
	Mocamboel'sari	809	2,162	305	63	11.15		f 24,105.30	f 4,821.26
Silo	Soekokerto Adjoeng	749	1,508	375	50	9.70		f 14,627.60	f 2,925.52
	Soekosari	228	389	73	68	9.70		3,773.30	754.66
	小計	977	1,897	448	54	9.70		f 18,400.90	f 3,680.18
	Majang郡 合計	2,644	5,688	1,004	62			f 62,218.10	f 12,443.62
Kalisat	B.T.M.	997	1,478	468	53	16.20	20%	f 23,943.60	f 4,788.72
	Soekowono	541	678	281	48	16.20		10,983.60	2,196.72
	Djelboek	514	680	257	50	16.20		11,026.-	2,205.20
	Soekokerto Adjoeng	2,259	3,007	1,266	44	16.20		48,713.40	9,742.68
Soekowono	小計	4,311	5,843	2,272	47	16.20		f 94,676.60	f 18,933.32
	B.T.M.	682	1,064	403	41	16.20		f 17,236.80	f 3,447.36
	Soekowono	1,776	2,225	888	50	16.20		36,045.-	7,209
	Soekokerto Adjoeng	40	52	20	50	16.20		842.40	168.48
Soekosari	Soekosari	92	122	51	45	16.20		1,976.40	395.28
	小計	2,590	3,463	1,362	47.5	16.20		f 56,100.60	f 11,220.12
	B.T.M.	700	1,149	443	37	13.-		f 14,937.-	f 2,987.40
	Soekowono	432	541	247	43	13.-		7,033.-	1,406.60

	Soekerto Adjoeng	672	1,514	249	63	13.-		20,059.-	4,011.80
	Soekosari	165	312	86	48	13.-		4,056.-	811.20
	小計	1,969	3,545	1,025	48	13.-		f 46,085.-	f 9,217.-
Ledokombo									
	B. T. M.	684	1,027	372	46	14.-		f 14,378.-	f 2,875.60
	Soekotono	229	287	114	50	14.-		4,018.-	803.60
	Soekosari	255	310	116	62	14.-		4,340.-	868.-
	小計	1,168	1,624	602	49	14.-		f 22,736.-	f 4,547.20
Kalisat郡	合計	10,038	14,475	5,261	47.6			f 219,588.20	f 43,917.64
Rambipoedji									
	B. T. M.	405	833	41	90	15.-	10%	f 12,495.-	f 1,249.50
	Oud-Djember	739	1,667	329	56	15.-		25,005.-	2,500.50
	小計	1,144	2,500	370	68	15.-		f 37,500.-	f 3,750.-
Panti									
	Oud-Djember	917	2,399	401	57	10.10		f 24,229.90	f 2,422.99
	B. T. M.	175	444	182	-	10.10		4,484.40	448.44
	小計	1,092	2,843	583	43	10.10		f 28,714.30	f 2,871.43
Mangli									
	B. T. M.	210	536	35	83	11.70		f 6,271.20	f 627.12
	Oud-Djember	1,147	2,206	307	74	11.70		25,810.20	2,581.02
	小計	1,357	2,742	342	75	11.70		f 32,081.40	f 3,208.14
Djengsawah									
	Oud-Djember	1,382	2,595	21	98	12.75		f 33,086.25	f 3,308.625
Rambipoedji郡	合計	4,975	10,680	1,316	73.5			f 131,381.95	f 13,138.195
Tanggocel									
	Kanggisan	143	450	75	47.6	9.05	10%	f 4,072.50	f 407.25
	Oud-Djember	496	1,764	160	68	9.05		15,964.20	1,596.42
	B. T. M.	61	162	35	42.5	9.05		1,466.10	146.61
	小計	700	2,376	270	62	9.05		f 21,502.80	f 2,150.28
Djatiroto									
	Oud-Djember	116	362	81	30	4.90		f 1,773.80	f 177.38
	Oud-Djember	810	2,115	262	67.7	10.20		f 21,573.-	f 2,157.30
	B. T. M.	608	1,265	60	90.1	10.20		12,903.-	1,290.30
	小計	1,418	3,380	322	77	10.20		f 34,476.-	f 3,447.60
Tanggole郡	合計	2,234	6,118	675	70	10.20		f 57,752.60	f 5,775.26
Ponger郡	合計(Oud-Djember)	43	60	-	100	7.25	20%	f 435.-	f 87.-
Woclochan									
	Oud-Djember	52	78	-	100	11.40	10%	f 889.20	f 88.92
Baloeng									
	Oud-Djember	249	809	-	100	11.10		f 8,979.90	f 897.99
	B. T. M.	353	796	-	100	11.10		8,835.60	883.56
	小計	602	1,605	-	100	11.10		f 17,815.50	f 1,781.55
Amboeloc									
	Oud-Djember	75	209	-	100	11.40		f 2,382.60	f 238.26
	Fraser Eaton	593	1,186	300	49.41	11.40		13,520.40	1,352.04
	小計	668	1,395	300	55.-	11.40		f 15,903.-	f 1,590.30
Wooloehan郡	合計	1,322	3,778	300	77.3			f 34,607.70	f 3,460.77
Djember県	総計	28,126	54,704	12,172	57			f 652,260.95	f 107,990.865

単位:面積は bouw

出所: Onderzoek Djember 1932: bijlage No.4

77]。

そして、1932年栽培からはジュンブル県において生産制限に入ることになる。この年の栽培縮小は、当初、30%の予定であった[Landbouweconomisch Verslag 1e kwrt.1932:10]。ところが、この年の第2四半期の見通しではこれが40~50%に引き上げられ[ibid 2e kwrt.1932:10]、最終的には2-5表に示されるように県全体では57%という大きな縮小を実施するに至った。この結果、約16,000haの借入地が住民農業の使用に充てられることになった。この場合、締結された借地契約は破棄されることはなく、住民は借地料=地税分は受け取ることができた[Onderzoek Djember 1932]。しかし、こうした栽培制限にもかかわらずブスキ煙草農園の財政状況は悪化し、1933年には赤字を出すことになった。それは、制限によって生産コストが上昇したからであるという[Ondernemingscultuur 1933:575]。

33年栽培の縮小は、当初、Vepto(ブスキ欧人煙草企業家連合)によって1932年よりも制限幅を縮めることが決められ、それは新聞報道によると35%であったという[Landbouweconomisch Verslag 3e kwrt.1933:10]。しかし、結局、この年も制限は50%以上にまで拡大される[MvO 1934; I. V. 1934:154]。そして、前年と違う点は「制限策によって面積の縮小が行われたところでは、借地契約の破棄と土地の不使用は、全て内務部との協議を経て全ての関係土地貸出者との合意の上で実施された。支払われた補償は公正なものと思なされる。」[MvO 1934]とあるように、借地契約自体の破棄が行われたことである。

そして、こうした栽培制限にともなって、ジュンブルではBTMのRawatantoe、Djoeboeng 工場が閉鎖、Fraser EatonはAmboeloeでの栽培をごく僅かにとどめ、34年はクロソック買上げのみに限定する予定といわれ、ボンドウソ県でもN. V. tabaksonderneming KontjirはKontjir農園を一時閉鎖したと報告される[MvO 1934]ように、いくつかの農園が操業を停止した。

1934年も、Veptoの当初方針は35%縮小であった[Landbouweconomisch Verslag 1e kwrt.1934:904]。しかし、最終的には31年比で50%縮小が実施され、買上げ煙草の量も半分に減らされた[I. V. 1935:58]。そして、この縮小実施に当たって、34年前半期には煙草栽培用地の借地契約が再び破棄されたが、

それは1,800haに及んだ[Landbouweconomisch Verslag 2e kwrt.1934:1432]。この年には N. V. Tabak Cultuur Maatschappij Soembersarie が倒産した [Jaeggi 1949:515]。

栽培制限が緩められたのは1935年からであった。この年、ジュンブルの農園煙草には30%の制限が適用され[I. V. 1936, p.75; Landbouweconomisch Verslag 4e kwrt.1935:443]、この縮小率は翌36年の栽培についても同様であった[I. V. 1937:77]。37年には「36年比で16%の増加」[*ibid* 1938:83]と報告されるように、制限はさらに緩められた。ポンドウォソ県では栽培の拡大さえ行われたという[MvO Besoeki 1938:29]。

また1937年には長年試みられてきた煙草栽培地の区画分け(rayoneering)がジュンブル、ポンドウォソ県で実施され、それまで複数の農園の借地が入り組んでいた1デサでの借地は1農園に限定されることになった[MvO Besoeki 1938:30~31]。この区画分けは、いくつかの農園にとってはいっそう多額の出費を必要としたが、この年、各農園が合計で約50,000haの借入地を敢えて再分割したのは、1935/36、1936/37年の収穫の損失が小さく、いくつかの会社では黒字を計上したという条件があったこと、1932年以来のオランダ煙草市場では、上質の煙草だけはなお高価格をつけ、このために区分けによって、生産物の品質向上のためにあらゆる手段がとれることを狙ったからである [Jaeggi 1949:516]。

この結果、煙草農園はまとまった区画に栽培できるようになり(いわゆるブロックシステム)、この適用後は、従来の「借入面積の半分に煙草を栽培する」ということに代えて、「必要ならば借入地全部に煙草を栽培することができる」という内容の条項を借地協定に組み込む農園もあったという。このことは、実質的に借地料が半減する可能性を持つものであった[MvO Besoeki 1938:35]。

こうした結果、1933年以来、Oud Djember を除いて毎年、赤字を出してきた煙草農園は、1937年にはその全てが黒字を計上することができたといわれ [MvO Besoeki 1938:29]、また、36年には Fraser Eaton 社経営の Amboel 農園が Woeloehan 郡で操業を開始、さらにポンドウォソ県では Kontjir 農園が借地を開始する、新たに Ceres 農園が設立されるという動きも出た[MvO

Besoeki 1938:32]。

しかし、38年に行われたオランダの競りでの37年産ブスキ煙草の価格は、後退した。すなわち、この年には142,967箱が競りにかけられたが、平均価格は0.5kg当たり17.5centに過ぎず、前年の179,659箱、21.75centを大きく下回るものとなった[I. V. 1939:205]。しかもこの年の農園栽培は大雨のためにかんがりの部分で凶作が発生し、総生産高は37年産の60%を下回るだろうといわれる状況であった。このため、既に恐慌の影響を切り抜けたかのようにであったブスキ煙草農園の経営は再び悪化し、1939年には再び大規模な栽培制限を実施することになるのであった[*ibid* 1939:90; De groote cultures in 1939, E. W. 1940:735]。

このような推移は、ブスキ煙草のオランダ市場への出荷量に反映している。これについては、2-6表 a~b に示した通りである。

2-6表 a ジャワクロソック輸出統計

年	Besoeki以外の地域	Besoeki	合計	住民産カワック
1921	15,326	8,446	23,772	
1922	9,367	11,039	20,406	
1923	14,568	9,661	24,229	
1924	20,612	12,446	33,058	
1925	46,854	16,431	63,285	
1926	24,939	19,292	44,231	
1927	25,754	15,368	41,122	
1928	20,018	17,312	37,330	
1929	19,893	21,909	41,802	
1930	21,069	21,985	42,978	
1931	28,178	19,348	47,526	
1932	15,997	25,191	41,188	
1933	13,681	11,237	24,918	
1934	7,791	12,693	20,484	17,931(87.5)
1935	11,635	15,047	26,682	20,873(78.2)
1936	6,009	16,137	22,146	15,442(69.7)
1937				16,422
1938				14,240
1939				5,901

単位：ton

表註：ブスキのkrossokには企業が加工するhangkrossokとkrossokを含む。

「住民産カワック」の()内は、「合計」に対する比率。

出所：Ontwikkeling krosok 1937:2121、「住民産カワック」データは

De Inlandsche Landbouw in 1939, E. W. 1940:1866

(3) 30年代ブスキ住民煙草の動向

農園煙草がオランダにおける市場価格の影響をまともに受けたのに対して、この時期の住民栽培の展開はもう少し複雑である。ここでは30年代の住民煙草栽培の展開を年毎に追い、その特徴を考えてみたい。

1930年の住民栽培は、2-8表に示されるようにジャワ・マドゥラ全体では前年より若干の増加であるが、ブスキでは約10,600ha、60%近くも拡大した。Kasemek市場での後期作価格も2-7表に示したようにf15/picolと高値をつけた。この住民煙草の高価格は翌31年前半期にも続き、ジャワ・マドゥラ全体ではこの年の栽培は畑作、水田作ともに大きく拡大した。ブスキでも、大拡大した30年と比べてさらに3,400haあまり、12%ほど伸びている。しかし、ちょうど、この年の秋季のオランダの競りにおいて先述のように価格が暴落し、このことによって農企業の買付け価格は大きく下降、また搬入の際には厳し

2-6表b ブスキ煙草のオランダ市場への輸出統計

生産年	krosok		blad	
	pakken	価格	pakken	価格
1920	57,160	23.25		
1921	46,720	25.5		
1922	38,918	27.25		
1923	68,095	45.5		
1924	121,646	34.5		
1925	122,519	27.5		
1926	89,581	40.75		
1927	115,968	34.5		
1928	148,437	27.5		
1929	145,694	26.25		
1930	124,632	25.75		
1931	154,232	16		
1932	55,311	16.5		
1933	71,843	14		24.5
1934	81,224	13.5	85,730	21
1935	78,927	13.5	94,017	24.5
1936	91,850	15.5	87,809	28.5
1937	85,788	13.25	109,383	21
1938	36,792	16	83,098	33.25

表註：krosokはオランダ市場に搬入されたkampongkrosok, krosok, vooroogst, losbladの合計、bladはbladとhangkrosokの合計である。
 価格はオランダ市場に於ける取引価格(0.5kg当たり、cent)である。
 出所：Broek 1949:551,555

2-8表 ジャワ・マドゥラ、ブスキにおける住民煙草収穫面積

年	ジャワ・マドゥラ				合計	ブスキ
	水田作		畑地作			
	面積ha	%	面積ha	%		
1939	50,150	36.-	89,117	64.-	139,267	12,329
1938	53,603	36.5	93,332	63.5	146,935	15,994
1937	60,113	40.-	90,067	60.-	150,180	15,192
1936	51,290	39.1	80,018	60.9	131,308	14,915
1935	61,255	41.6	86,040	58.4	147,295	18,437
1934	75,559	45.1	92,054	54.9	167,613	26,187
1933	49,841	38.4	79,916	61.6	129,757	19,690
1932	57,771	40.8	83,845	59.2	141,616	16,174
1931	83,369	48.5	88,450	51.5	171,819	32,107
1930	64,274	42.9	85,406	57.1	149,680	28,693
1929	65,308	44.6	81,173	55.4	146,481	18,118
1928	83,808	47.4	92,931	52.6	176,739	

出所：「ジャワ・マドゥラ」は De Inlandsche Landbouw in 1939, E.W.1940:1866
 「ブスキ」は、3-1表

2-7表 ブスキ住民煙草のジャワ内価格と収穫面積

年	市場価格	買付け価格	収穫面積
1930	Kasemek 30年後期作 f15/picol ⁽¹⁾		28.693ha
1931	Kasemek 31年後期作 f3.50 f4/picol ⁽¹⁾		32.107ha
	10月競り値 f3.77 ⁽¹⁴⁾		
	11月競り値 f3.54 ⁽¹⁴⁾		
	前期作 9月 f10.48 ⁽¹⁵⁾ 10月 f6.03 ⁽¹⁵⁾		
1932	Kasemek 32年後期作 f8.65/picol ⁽¹⁾		16.174ha
1933	前期作 8月 f13.81 ⁽¹⁵⁾		19.690ha
	9月 f11.30 ⁽¹⁵⁾		
1934	Kasemek 34年後期作 f9.32/q ⁽³⁾	33年後期作no.1:f20.78, no.2:f15.39, no.3:f8.72 ⁽²⁾ 34年前期作no.1:f15.69, no.2:f9.68, no.3:f6.67 ⁽²⁾	26.187ha
1935	Kasemek 35年後期作 f10.59/q ⁽³⁾	35年前期作f3 ⁽¹⁰⁾ 極めて上質品はf25 ⁽¹⁰⁾ f30 ⁽¹²⁾	18.437ha
	Nangkaan35年後期作 f10.08/q ⁽³⁾		
	11月15日-12月末平均価格 ⁽⁷⁾		
	Kasemek f10.59 Nangkaan f10.08		
1936	Kasemek 月々の平均価格f5.20 f12.35/q ⁽⁴⁾		14.915ha
	Nangkaan月々の平均価格f7.10 f11.34/q ⁽⁴⁾		
	市場外 月々の平均価格f2 f21.30/q ⁽⁴⁾		
	11月15日-12月末平均価格 ⁽⁷⁾ ⁽¹⁰⁾		
	Kasemek f8.98(f7.10-f10)		
	Nangkaan f11.11(f5.30-f12.35) 1月市場価格krosok f10.57/q ⁽⁹⁾		
1937	第1四半期平均価格 ⁽¹¹⁾	krosok no.1はf18 f50.28 ⁽⁴⁾ 年初、上級krosokはf40/q、後期作はf20/q ⁽⁵⁾ 煙草価格は1月f16.50-f26.50から3月にf19.66-f27.50に上昇、krosok no.1の1月価格はf18/q ⁽¹¹⁾ 第3四半期 krosok no.1:f24.82-f50.38/q ⁽¹²⁾ 第4四半期 krosok no.1:f19.84-f34/q ⁽¹³⁾	15.192ha
	Kasemek f14.77/q		
	Nangkaan f14.23/q		
	Kasemek, Nangkaan平均価格 f8-f14.77/q ⁽⁵⁾		
	第4四半期Kasemek, Nangkaan平均価格 f8-f11/q ⁽¹³⁾		
1938		kampongkrosok f10-f30/q ⁽⁹⁾	15.994ha

表註：史料に「市場価格」と明示されていないものはすべて「買付け価格」欄に記入した。qはquintal=100kgである。

出所：(1)I.V.1933:77, (2)I.V.1934:53-54, (3)I.V.1936:69-70, (4)I.V.1937:71-73, (5)I.V.1938:78-79, (6)I.V.1939:205, (7)De Inlandsche Landbouw in 1936, E.W.1937:1952, (8)ibid in 1937, E.W.1938:1750, (9)Landbouweconomisch Verslag le kwrt.1936, E.W.1936:1094, (10)ibid 4e kwrt. 1936, E.W.1937:465, (11)ibid le kwrt.1937, E.W.1937:1267, (12)ibid 3e kwrt.1937, E.W.1937:2608, (13)ibid 4e kwrt.1937, E.W.1938:476, (14)Verslag van het Hoofd van het kantoor van arbeid, De werkloosheid in Nederlandsch-Indie in het 2e halfjaar 1931, nr 348/32, Vb 11-4-32-3, (15)Landbouweconomisch Verslag 3e kwrt. 1933, E.W.1933 bijvoegsel:10-11, 収穫面積は3-1表

い品質検査が実施されるようになった。特に、価格の低下が激しかったのはブスキを含めた東端地方であり[*I. V.* 1932:74]、このことは2-7表に示される同年の価格の低下から窺える。

こうして、32年初めには、煙草栽培農民の中に収穫を販売することが困難であるという声が聞かれるような状況になり、また、同年3月末～4月初にかけてはオランダでの春期競りの価格がさらに低下したことが知られるようになって、ジャワ内地方市場価格はさらに低下した[*Landbouweconomisch Verslag 2e kwrt 1932, bijvoegsel E. W.* 1932:10]。こうした状況に対して、ブスキの煙草栽培農民は栽培を大幅に縮小することで対応した。その結果、この年の収穫面積は前年と比べ、ほぼ半減した。この結果、他地域に比べてブスキでの価格低下は比較的緩やかなものにとどまり、32年後期作市場価格は前年よりも高かった[*I. V.* 1933:77]。

33年のジャワ・マドゥラにおける収穫面積の後退は、かなりの部分が中、東ジャワを中心に発生した大凶作の影響による。すなわち、32年には1,300bouwであった凶作面積は、この年、20,000bouwに達した[*I. V.* 1934:66]。しかし、このことによって逆に特に質のよい煙草を中心に価格は上昇し、ブスキでも前期作には31年価格を上回る値がついた。このことは、後期作の栽培意欲を促進するものであり、ジュンブル県では後期作が大雨による被害を受けて作柄が大きく後退したが、ボンドウォソ県では住民栽培が大拡大したといわれ、このことが33年の収穫面積の伸びの原因となったと考えられる。特筆すべきことは、この時期にジャワ内のシガレット産業が大量の購入を行い、このことが住民煙草の市場を支えたことであった[*Landbouweconomisch Verslag 3e kwrt 1933, bijvoegsel E. W.* 1933:10; *ibid* 4e kwrt, *E. W.* 1934:365]。

34年栽培は、33年の価格がよかったことによって、水田作、畑作ともにかなり拡大した。こうして栽培された煙草は、先に述べたように買付け業者に売られるのであるが、この年には、買付け業者は以前にもまして上質品に関心を向け、これにはかなりの高値をつけた¹³⁾。他方、下級品は極めて低価格であるが、華人買付け業者に売ることができた。ブスキでは、この年の前期作は生育期の天候不順のために収量は悪かったが品質はよく、*N. V. Faroka*が1,400quintal

ほどを平均 f12.10 で買い付け、また British Amerikan Tobacco Company も市場に参入するなど、この年もシガレット製造業者が大量の買付けを行って市場を支えた。一方、後期作は作柄はよくなかったが、農園、買付け業者は主として上級品を買い付け、この際、極めて厳しい選定を実施したので、価格は低かった。これは、この年の後半期のオランダでの競りにおける価格の悪さが基本的な原因であった¹⁴⁾。多くの下級クロソックは、Paiton(プロボリングゴ県)のある華人買上げ業者の手にわたった[De Inlandsche Landbouw in 1934, *E. W.* 1935:575, 1221; Ondernemingscultuur 1934: 582~583; Landbouweconomisch Verslag 3e kwrt. 1934, *E. W.* 1934:1928]。

1935年栽培は、こうした34年後半期の低価格と厳しい品質選定の結果、縮小する[De Inlandsche Landbouw in 1935, *E. W.* 1936:1504]。ブスキの前期作は干ばつの被害を受け、作柄は平年以下であった。買付け価格は、2-7表に示した通り、前年を下回った。他方、後期作も干ばつの被害を受けたが、これから作られたクロソック価格は前年を上回った[Ondernemingscultuur 1935:746]。

36年のブスキ煙草は1月に収穫された35年後期作の最後の部分が品質がよく、両市場での平均価格は f10.57/q と前年末を上回った。また、2~3月には、ドイツがロッテルダム市場で34年後期作煙草の残りの部分のかなりの量を買付けした[Landbouweconomisch Verslag 1e kwrt. 1936, *E. W.* 1936:1094]。こうした状況のもと、ブスキではこの年、シガレット用に栽培される前期作煙草の栽培が前年より拡大した¹⁵⁾。この栽培期間中には雨が多く、ここから作られる煙草は後期作的性質を帯びることになり、シガレット産業からの買付けは少なかったが、売れ行きは好調であったという。他方、後期作は雨に恵まれ、品質はよかった。価格は前年よりも低かったが、11月15日~12月末の市場での取引量は Kasemek 328,619kg(前年は80,882kg)、Nangkaan 142,997kg(前年は43,088kg)と大きく伸び、また、市場外でも多くが買付けられた。そして、上質品にはかなりの良い値が付けられた[De Inlandsche Landbouw in 1936, *E. W.* 1937:1952; Ondernemingscultuur 1936:852; Landbouweconomisch Verslag 3e kwrt. 1936, *E. W.* 1936:2356; *ibid* 4e kwrt. 1936, *E. W.* 1937:465]。

1937年になると、オランダ市場における価格の上昇の影響で、ジャワ各地で

は年初から地方取引価格も上昇傾向を示した。ブスキでも、煙草価格は1月のf16.50～f26.50が3月にはf19.66～f27.50に上昇した[Landbouweconomisch Verslag 1e kwrt. 1937, *E. W.* 1937:1267]。この上昇傾向は年末まで続く。こうした中でブスキでは水田作はかなり縮小したが、畑作がそれを上回って拡大した[*I. V.* 1938:78; Landbouweconomisch Verslag 2e kwrt. 1937, *E. W.* 1937:1969]。こうして作られた前期作煙草は売れ行き好調であり、後期作煙草よりも高く売れることが多かった[Oogst en aanplant der voornaamste Inlandsche landbouwgewassen op Java en Madoera in December 1937, *E. W.* 1938:198～199]。また、この年の後期作は雨に恵まれず、前期作煙草の性質を帯びたものが多かったのであるが、しばしば買付け業者はこれに本来の後期作煙草よりもよい値をつけたいう[MvO Besoeki 1938:68]。こうして、この年、ブスキ住民煙草は比較的良好な価格を実現することができた。

しかし、38年になると、住民産クロソック価格はオランダ市場における価格再低落の影響で下落し、ジャワ・マドゥラ全体では栽培も縮小した。こうした傾向は翌39年にはさらに進んだ[De Inlandsche Landbouw in 1938, *E. W.* 1939:1772; De Inlandsche Landbouw in 1939, *E. W.* 1940:720]。ブスキでも38年にはなお若干の栽培拡大が見られたが、39年には大きく栽培縮小することになる。

以上に、ブスキにおける住民煙草の状況を見てきたのであるが、その栽培状況は、基本的にはオランダ市場における取引状況と価格によって規定されるものである。これは、ブスキ住民煙草の多くが、買付け業者や農園の手を経て、オランダ市場に輸出されるからである。しかし、同時に、この地域の住民煙草栽培は、ジャワ内のシガレット製造業者への販売をも行うことによって、オランダ市場の変動から農園煙草ほどに直接的には影響されたわけではなかったことも事実である。このことによって、例えば農園煙草が50%の栽培制限を持続した33、34年には栽培をむしろ拡大することができたのであった。いずれにせよ、煙草栽培農民は価格の変動に対して極めて敏感に反応しているのである。

(4) 煙草栽培と農民経済

最後に、30年代煙草栽培の以上の動向の農民経済にとっての意味を考えておきたい。

先述のように、煙草栽培はジュンブル県を中心に農民経済に巨額の現金収入をもたらしてきた。それでは、農園煙草からの住民収入は恐慌期の中でどのように減少したのであろうか。Rijkeによると、ジュンブル県では農園の払う通常年の借地料 f650,000も大きく減少したが、農民にとって最大の収入減は栽培した煙草の収入減であったという。これは、32年には買付け価格が100串(soedjen)当たりで f0.50低下したことにもよるが、それよりも農園が適用した厳しい選定の方が不利益であり、「以前には第一級品として納めた煙草が32年には二級品、三級品に査定された。住民栽培煙草の販売では農園がさらに厳しい査定を適用したので、困難は一層大きかった。」という[Rijke 1934:31]。

こうして見ると確かに煙草栽培農家の収入減はかなりのものであったと考えられるが、前章で検討した砂糖黍の場合と比較するとかなりの差があるようにも思える。それは第1に煙草農園の払う借地料は地税分でしかなく、糖業への土地貸出農民の場合のようにそれが収入の大きな部分を占めるというわけではなかったことである。第2に土地貸出期間は半年にすぎず、それも乾季のみであり、加えて1農家の農園煙草の栽培は1/2bouwに限定されていたので常にも他作物の栽培を並行して行ってきた。こうした点から見ると、煙草栽培農民の農園への依存度は、糖業への土地貸出し農民に比べて相対的に小さかったといつてよい。第3に、住民煙草が農園煙草とは異なって32年以降も比較的高価格をつけたことによって、煙草栽培農民の減収は緩和されたことが考えられる。

糖業地帯と煙草地帯では、このようにして恐慌による価格暴落の影響の現れ方には差があったことが考えられる。この点は第4章で具体的に述べることにしたい。

第3章 恐慌と住民農業

本章では、プスキ理事州の住民農業が(a)どのような構造的特質を持ち、(b)1930年代にそれがどのように変化したのかを検討することである。以下、先ず、主に恐慌の影響を受ける以前の時期を分析の中心的な対象としてこの地域の住民農業の特質を検討したい。

1、プスキ住民農業の特徴

(1) 一般的特徴

3-1表は30年代のプスキ理事州の農業の変化を数字の上から見たものであり、様々な点が明らかになるが、さしあたりこの地域の住民農業の極く一般的な特徴として、以下の二点だけ指摘しておこう。

第1は、水田と乾地の面積を見ると乾地の方が広いということである。このことは、プスキでは乾地農業も農民経済に重要な役割を持つことを示唆している。

第2に住民が栽培する主要な作物は何かを見ると、トウモロコシ(対全収穫面積比33.5~42.5%)、水稻(29.4~32.1%)が群を抜いて重要であり、それ以外では大豆(3.8~10.7%、収穫面積は大きく増え、年毎に重要性が増している)、煙草(1.9~7.2%、逆に減少傾向にある)、カッサバ(3.0~6.8%、30年代後半期からの栽培拡張が著しい)などが広く栽培されている。なお、この3-1表に現れるのは一年生作物のみであり、後述のようにこの地域では果樹栽培も盛んであり、特にバニユワンギ県のヤシ栽培が重要である。さらに、この地域では牛の飼育も極めて盛んである。以下では、これらをふまえて、住民農業のいくつかの特質を抽出して検討してみたい。

(2) 水稻の生産性の高さ

この地域の農業の特徴として先ず上げられるのは、水稻の生産性の高さである。3-1表によればha当たりの収量は3.04~3.47tonの間にあるが、この数字はジャワ・マドゥラ全体の平均値1.83~2.24ton[I. V. 1931 dl. II: tabel 190, 191; *ibid* 1932~35: tabel 192, 193; *ibid* 1936~41: tabel 179, 192から算出]をはるかに上回る。今、さらに細かく各郡毎の単位面積当たりの収量を見ると

3-1表 1930年代ノズメト国民農業統計

	1930年	1931年	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年	1937年	1938年	1939年	1940年
(1) 水田面積	152,730	154,716	156,386	157,515	159,112	164,247	174,293	178,176	179,887	181,079	183,193
(2) 同前年比増減		+1,986	+1,670	+1,129	+1,597	+5,135	+10,046	+3,884	+1,711	+1,192	+2,114
(3) 1930年比(%)	100	101.3	102.4	103.1	104.2	107.5	114.1	116.7	117.8	118.6	119.9
(4) 乾地面積	233,978	235,909	237,750	239,495	237,995	232,399	228,238	224,325	224,522	223,894	221,813
(5) 同前年比増減		+1,931	+1,841	+1,745	-1,500	-5,596	-4,161	-3,913	+197	-628	-2,081
(6) 1930年比(%)	100	100.8	101.6	102.4	101.7	99.3	97.5	95.9	96.0	95.7	94.8
(7) 耕地面積	386,708	390,625	394,136	397,010	397,107	396,646	402,531	402,501	404,409	404,973	405,006
(8) 同前年比増減		+3,917	+3,511	+2,874	+97	-461	45,885	-30	+1,908	+564	+33
(9) 1930年比(%)	100	101.0	101.9	102.7	102.7	102.6	104.1	104.1	104.6	104.7	104.7
(10) 耕地面積対総面積比	38.1	38.5	38.9	39.2	39.2	39.1	39.7	39.7	39.9	40.0	40.0
(11) 全作物収穫面積	467,059	443,424	443,394	515,932	493,997	527,345	548,062	544,824	570,445	575,481	636,927
(12) 同対全耕地面積比(%)	120.8	113.5	112.5	130.0	124.4	133.0	136.2	135.4	141.1	142.1	157.3
(13) 水稻栽培面積	138,341	137,653	141,432	155,611	157,930	162,019	165,146	165,236	179,023	185,573	195,918
(14) 同前年比増減		-688	+3,779	+14,179	+2,319	+4,089	+3,127	+90	+13,787	+6,550	+10,345
(15) 同1930年比(%)	100	99.5	102.2	112.5	114.2	117.1	119.4	119.4	129.4	134.1	141.6
(16) 同対水田面積比(%)	90.6	89.0	90.4	98.8	99.3	98.6	94.8	92.7	99.5	102.5	106.9
(17) 水稻収穫面積	138,265	134,428	139,739	151,912	154,703	157,969	161,728	164,306	178,505	184,552	194,719
(18) 同対全收穫面積比(%)	29.6	30.3	31.5	29.4	31.3	30.0	29.5	30.2	31.3	32.1	30.6
(19) 水稻凶作面積	76	3,226	1,693	3,699	3,227	4,050	3,418	930	518	1,021	1,199
(20) 凶作率(%)	0.1	2.3	1.2	2.4	2.0	2.5	2.1	0.6	0.3	0.6	0.6
(21) 水稻收穫量	4,644	4,348	4,526	5,063	4,794	5,408	5,360	5,650	6,214	6,364	6,764
(22) 同1ha当たり收穫量	3.36	3.16	3.20	3.25	3.04	3.34	3.25	3.42	3.47	3.43	3.45
(23) 陸稻收穫面積	20,013	13,112	15,060	20,270	16,353	12,647	18,259	13,257	5,536	5,251	7,428
(24) 同対全收穫面積比(%)	4.3	3.0	3.4	3.9	3.3	2.4	3.3	2.4	1.0	0.9	1.2
(25) 陸稻收穫量	375	198	285	309	281	244	352	202	130	108	151
(26) 同1ha当たり收穫量	179,481	168,875	183,743	219,226	199,003	216,347	200,926	194,946	208,624	192,546	226,316
(27) 同対全收穫面積比(%)	38.4	38.1	41.4	42.5	40.3	41.0	36.7	35.8	36.6	33.5	35.5
(28) 同1ha当たり收穫量	2,236	1,942	1,930	2,505	2,374	2,468	2,175	2,182	2,274	2,145	2,765
(29) 同対全收穫面積比(%)	14,193	16,607	15,656	17,540	17,105	22,117	27,120	31,688	32,608	39,208	41,004
(30) 同対全收穫面積比(%)	3.0	3.7	3.5	3.4	3.5	4.2	4.9	5.8	5.7	6.8	6.4
(31) 同1ha当たり收穫量	2,160	2,716	2,112	1,969	1,950	2,618	2,974	3,633	4,345	4,647	5,913
(32) 同対全收穫面積比(%)	7,361	6,519	7,707	8,218	6,728	9,268	11,062	11,569	10,126	10,113	11,356
(33) 同対全收穫面積比(%)	1.6	1.5	1.7	1.6	1.4	1.8	2.0	2.1	1.8	1.8	1.8
(34) 同1ha当たり收穫量	550	476	604	529	386	557	722	955	693	329	1,016

(35)ノキ	473	427	718	721	725	808	-	-	-	-	-	-
(36)同対全収穫面積比(%)	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.2	-	-	-	-	-	-
(37)その他の	2,382	2,802	3,083	2,983	2,949	3,501	5,681	5,115	4,413	4,485	4,835	4,835
(38)同対全収穫面積比(%)	0.5	0.6	0.7	0.6	0.6	0.7	1.0	0.9	0.8	0.8	0.8	0.8
(39)落花生	7,831	5,925	6,156	6,789	6,356	6,498	8,445	8,044	8,899	9,954	9,968	9,968
(40)同対全収穫面積比(%)	1.7	1.3	1.4	1.3	1.3	1.3	1.5	1.5	1.6	1.7	1.6	1.6
(41)落花生収穫量	56	46	43	36	42	39	37	45	57	49	98	98
(42)大豆	20,895	16,787	17,516	23,428	27,841	34,449	43,842	44,597	50,851	58,905	67,939	67,939
(43)同対全収穫面積比(%)	4.5	3.8	4.0	5.7	5.6	6.5	8.0	8.2	8.9	10.2	10.7	10.7
(44)大豆収穫量	100	90	95	142	137	275	329	293	348	493	419	419
(45)その他の豆類	9,367	11,623	10,559	11,711	9,567	11,915	14,267	12,478	10,920	14,065	15,304	15,304
(46)同対全収穫面積比(%)	2.0	2.6	2.4	2.3	1.9	2.3	2.6	2.3	1.9	2.4	2.4	2.4
(47)タバコ	28,693	32,107	16,174	19,690	26,187	18,437	14,915	15,192	15,994	12,329	12,391	12,391
(48)同対全収穫面積比(%)	6.1	7.2	3.6	3.8	5.3	3.5	2.7	2.8	2.8	2.1	1.9	1.9
(49)その他の作物	38,103	34,213	27,283	27,444	26,480	33,389	41,817	43,632	43,969	44,073	45,663	45,663
(50)同対全収穫面積比(%)	8.2	7.7	6.2	5.3	5.4	6.3	7.6	8.0	7.7	7.7	7.2	7.2

単位：面積はha、収穫量は水稲1ha当たり収穫量はton、それ以外は100ton

出所：(1)、(4)、(7)はI.V.1931 dI. II, tabel 190, *ibid.*, 1932-35, tabel 192, *ibid.*, 1936-1941, dI. II, tabel 179、

(11)、(13)、(17)、(21)、(23)、(25)、(26)、(28)、(29)、(31)、(32)、(34)、(35)、(37)、(39)、(41)、(42)、(44)、(45)、(47)、(49)は、*ibid.*, 1931 dI. II, tabel 191、

192, 193, 1932-34, dI. II, tabel 193, 194, 195, *ibid.*, 1934, dI. II, tabel 192, 194, 195, *ibid.*, 1935, dI. II, tabel 193, 194c, 195, *ibid.*、

1937-41, dI. II, tabel 192, 193, 194c、

それ以外は、これらの数字から算出。

3-2表の通りである。

3-2表 プスキ理事州各郡水稲ha当たり収量

このような高収量の原因の一つは、凶作の少なきにある。3-1表によって凶作率(凶作面積÷栽培面積)を見ると最も激しかった35年でも2.5%であるが、ジャワ・マドゥラの30年代の凶作率は40年の1.5%、39年の2.6%、30年の2.9%以外の年は3.5%(38年)~7.5%(34年)に上る[I. V. 1931 dl. II: tabel 191; *ibid* 1932~35: tabel 193; *ibid* 1936~41: tabel 192 から算出]¹⁶⁾。

こうした状況は、この地域の水田の大半が

極めて地味豊かな火山性の土壌からなること[MvO Besoeki 1938]、加えてこの地域は1、2章で見た通りプランテーション集中地域であり、早くから灌漑の整備が進められてきたことによるものである。この理事州全体は Pekalen-Sampean 灌漑区(irrigatie-afdeeling)に属し、各県の灌漑はその下部組織である分区(sectie)によって調整される¹⁷⁾。

パナルカン県は Sampean 分区に属し、その灌漑状況は3-3表に示される通りである。この地域は一般に少雨で流水灌漑が農業発展にとって不可欠であるが[Soekasno 1937a:327]、このようにほとんどが周年灌漑水田である。ただ、この表に示されていない Soemberwaroe 郡では、1938年の数字では約4,900bouw

[Panaroekan県]	28~31年 平均 ⁽¹⁾	28年地稅 報告 ⁽²⁾	23~26年 平均 ⁽³⁾
Sitoebondo	2.1	4.4	3.4
Panaroekan	2.5	3.7	3.5
Besoeki	2.3	2.8	2.4
Soemberwaroe	n. d.	n. d.	2.8
[Bondowoso県]			23~26年 平均 ⁽³⁾
Bondowoso			2.6
Tamanan			2.8
Wonosari			3.3
Pradjekan			3.0
[Djember県]	30年 ⁽⁴⁾		
Djember	2.8		
Kalisat	2.9		
Majang	2.9		
Rambipedji	3.5		
Tanggoel	3.4		
Poeger	3.2		
Woeloehan	3.8		
[Banjoewangi県]	22~31年 平均 ⁽⁵⁾		
Banjoewangi	2.8		
Genteng	3.1		
Rogodjampi	2.7		

単位: ton

表註: (1)は中央統計局データ、(3)は農業指導局データ

出所: (1)(2)は Onderzoek Panaroekan 1932、(3)は Memori

Residen Bondowoso 1929:178~179、(4)は Onderzoek

achterstand 1935:479、(5)は Rijstcultuur Banjoewangi

1932:451 のデータから算出

の水田がBanjoepoetih河から給水を受けているが、この河は水量が少なく雨季も乾季とほとんど変わらないことと、この地域はジャワの中で最も雨の少ない地域であることから水不足が発生し、雨季

3-3表 パナルカン県水田灌溉状況

	水 田 区 分						
	周年灌漑田		乾季不規則灌漑田		天 水 田		合 計
	面積	%	面積	%	面積	%	面積
Sitoebondo	8,865	94	388	4	132	2	9,385
Panaroekan	6,424	100	-	-	-	-	6,424
Besoeki	8,524	96	173	2	153	2	8,849

単位：bouw

出所：Onderzoek Panaroekan 1932

水稲作は砂糖黍を作らない水田の70%にしか達しないといわれ[MvO Besoeki 1938]、例外的にしばしば凶作が発生した。

ポンドウォソ県も Sampean 分区に属するが、ここでは水田面積33,357 bouwのうち、住民灌漑(wilde bevoeiing)が約23,000bouw と70%近くを占め、技術灌漑は約4,700bouw (14%)、半技術灌漑約5,000bouw (15%)と灌漑の整備は遅れている。しかしこの県は乾季にも水が豊かであり、完全に天水に依存する水田(sawah tadahan)は実質的にない。この結果、水不足による凶作は Pradjekan 郡を除いてほとんど発生しない[Onderzoek achterstand 1935:475]。

ジュンブル県は東部が Sampean、西部が Bondojoedo 分区に属する。ここでは、住民灌漑39,100bouw (34%)、技術灌漑65,150bouw (57%)、半技術灌漑10,100bouw (9%)の数字に示されるように、灌漑整備が進んでいる。これは、特に1925年以来、県南部を中心に大規模な工事が進められたことによるものである[ibid]。

パニューワング県は Kalibaroe 分区に属し、31年の灌漑水田面積は約40,000 haであるが、技術灌漑は約8,000ha (20%)に過ぎず、必要な施設が不足して分水が困難であった[Rijstcultuur Banjoewangi 1932:450]。しかし、乾季にも河川の水量は十分であり[MvO Besoeki 1938]、また、利用可能水量との関連で水田を雨季に受水するブロック(rendeng)と乾季に受水するブロック(ketiga)に分けるといふ、特別な水利規則が施行され、上流での不必要な水使用は厳しくチェックされたので[MvO Besoeki 1934]、大規模に水不足が発生することはなかった。

このような好条件に恵まれてブスキでは一般に米の生産は豊かであり、パナルカン、ポンドウォソ県の生産は地域内の消費を満たす程度であったが、ジュンブル、バニユワンギ両県は定期的に大量の米と粳を輸出していた。これらは、鉄道で西へ、あるいは主としてバニユワンギ県の諸港経由で東ジャワ北海岸諸地域や外領へと輸送された[Memori Residen Besuki 1922:166; MvO Besoeki 1934; Onderzoek achterstand 1935:480; Rijstcultuur Banjoewangi 1932:451]。

(3) 米の流通

さて、それではこうした米はどのような仕組みで流通したのであろうか。その特色の1つは、この地域には精米所が多いということである。例えば、I. V. 1932, tabel 229 によれば、1931年にはジャワ・マドゥラ全体で400の精米所があったが、この理事州はそのうちの46を数え、この数は大消費市場を抱えるバイテンゾルフ115、バタヴィア90に次ぐ。30年代ブスキの精米所の操業状況を3-4表で見ると基本的には営業を拡大する傾向にあり、農民が精米所へ売る粳の量が増加傾向にあることを示している。州内では特にバニユワンギ県に精米所が集中していた¹⁸⁾。経営者には、華人やアラビア人が多かった[Memori Residen Besuki 1922:167]。

さて、精米所と農民との関係はバニユワンギ県の例でいえば次のようであった。この県では特に精米所に対する販売が多いので、農民は稲の栽培にあつた。

3-4表 ブスキにおける精米所の精米実績統計

	年末現在精米所数					加工原料(quantal)		精米生産量(quantal)			出所:Rijstpell erijen in Ned. Indie, tabel I 掲載箇所	
	合計	完全 操業	部分 操業	操業 停止	不詳	稲(padri)	粳(gabah)	不完全 精米(on- geslepen rijst)	完全精米 (geslepen rijis)	不完全 精米(on- geslepen rijst)		精米合計
1931	26	n. d.	n. d.	n. d.		947.240	6.176	-	480.173	-	480.173	- E.W.1932:775
1932	53	25	6	22		1.091.420	13.605	-	558.108	-	558.108	- E.W.1933:646
1933	43	21	5	17		1.024.786	63.107	-	546.350	-	546.350	- E.W.1934:1583
1934	41	24	6	11		1.441.895	252.487	67	833.776	9.943	843.719	42.385 E.W.1935:1619
1935	39	28	5	6		1.349.798	399.964	619	903.724	23.480	927.203	- E.W.1936:2094
1936	55	42	4	9		1.539.444	512.347	1.009	1.072.932	4.826	1.077.758	- E.W.1937:2029
1937	60	49	5	6		1.598.307	723.190	1.401	1.115.430	112.146	1.227.576	8.383 E.W.1938:1799
1938	60	50	6	4		1.475.462	728.378	5.400	1.108.204	77.500	1.185.704	3.746 E.W.1939:1867
1939	56	52	-	4		1.744.723	984.071	-	1.474.956	64.667	1.539.623	370.176 E.W.1940:2068

※注：精米所数合計の1931年の数字は少なすぎ、データが得られたもの数である可能性が高い。

ては、精米所が好んで買い付ける米の種類、すなわちBali lengkoeng、Djaraman、Gropak、Koentoelan、Oentoep、Srikoening、Ketoembar、Hoo-ingなどを選択する。稲は精米所へ直接に売られることもあるが、仲買人に売の方が一般的である。仲買人には自前の資本で活動する者、精米所から現金を先に受け取って、購入した粳をその価格で精米所に引き渡し、手数料を受け取る者、あるいは特定の精米所専属で給料を貰ってデサを回る者などがある。彼らはデサの入り口や十字路といった適当な場所で買付けを行い、粳を一時的に保管し、まとめてトラックで精米所に搬入する。この場合、農民に対する支払いは現金払いである。しかし、青田買いや、前貸金供与による引渡しの約束取付けも極めてしばしば行われる。これは、農民の現金不足が理由である[Rijstcultuur Banjoewangi 1932:451]。こうした買付けシステムが広範に行われていたことは、同県Rogodjampi郡長が、郡内の7精米所は主として「収穫前の買上げシステム」によって存在している、また「粳貸付けによる高利貸し」も行われていると報告している[Werkum 1937:591]ことから明きらかである。このように、精米所は農民に対する一種の金融機関的役割をも果たしていたのであった。

農民の粳は近くの精米所のみで商品化されたのではない。例えばパナルカン県では「本県ではもう操業している精米所はないにもかかわらず、デサ内での粳の個人的取引は決して小規模ではない。加えて、粳の買付けは県外の精米所や商人によっても行われる。パナルカン県の経済報告によると、1936年第2四半期にはブスキ郡で約10,000picolの粳がプロボリングから来た商人によって買い付けられたという。」[Soekasno 1937a:334]といわれ、また、例えば、31年にはポンドウォソ県にある3つの精米所が大量のジュンブル産米を買い付けたこと[Onderzoek achterstand 1935:480]に示されるように、デサ内では精米所に売るとは別の個人的取引が広範に展開し、さらに狭い地域の枠を越えた流通が行われていたのであった。このように、米は多くの部分が商品化されたのであった¹⁹⁾。

2、各県毎の住民農業概観

これまで見てきたところからも明らかなように、理事州内の農業にはかなりの地域差があるようである。そこで以下では、各県毎にその特徴を見ることにしたい。

[パナルカン県]

0-1表によると、本県では水田面積は耕地の33.5%であり、乾地の方がかなり広い。郡毎にみると Panaroekan、Siteobondo は比較的水田が多いが、Besoeeki、Soemberwaroe は乾地が圧倒的である。

さて、先ず水稲栽培の状況を3-5表の1935年データから概観すると、Soemberwaroe 郡を除き雨季作に集中しており、乾季稲作はあまり盛んではない。ただし、Soemberwaroe 郡で年中栽培されるのは、先述のように雨季乾季の流量に差が

少ないからであると思われる。さて、この地域は第1章で見た通り糖業地帯であり、糖業への土地貸出しとの関連で水田は sawah lamak (貸出し前の水田)、sawah patok (砂糖黍栽培後の水田)、sawah rama (前後に砂糖黍栽培が行われない水田) に分けられるが[Soekasno 1937 a: 329]、sawah lamak にも晩稲

3-5表 パナルカン県における1935年水稲栽培・収穫
月別統計

	Siteobondo		Panaroekan		Besoeeki		Soemberwaroe	
	田植	収穫	田植	収穫	田植	収穫	田植	収穫
1月	1,485	243	1,763	484	3,761	-	710	358
2月	1,266	213	1,591	82	367	-	351	311
3月	426	577	82	235	33	25	443	522
4月	-	2,034	-	724	-	964	173	787
5月	-	1,565	2	1,252	13	4,551	90	429
6月	27	1,495	135	1,937	633	1,930	187	356
7月	114	1,545	204	485	437	134	46	147
8月	43	-	35	-	-	-	282	365
9月	133	-	400	2	-	73	275	94
10月	271	20	30	31	-	448	915	113
11月	2,238	43	287	365	162	429	245	131
12月	1,786	85	1,063	321	663	25	650	105

単位：bouw

出所：Soekasno 1937a:332

3-6表 パナルカン県水田裏作利用状況(1935年)

	水田面積	裏作収穫面積	比率	裏作内訳		
				トウモロコシ	大豆	その他
Siteobondo	9,957	5,665	57%		1,577	
Panaroekan	6,402	2,343	36%		588	
Besoeeki	8,843	5,805	65%		432	
Soemberwaroe	6,632	3,487	53%		150	
パナルカン県	31,834	17,300	54%	12,253	2,717	2,330

単位：bouw

出所：Soekasno 1937a:330,335

が作られ、他の多くの糖業地帯でのように早稲を作ることはない。ただ、田植え時期は他の水田に比べて早くなり、播種は9～10月、収穫は3～4月である。これは、灌漑規則や栽培規則が良好に実施されているからであるという[ibid; MvO Bondowoso 1931]。

水田の乾季作利用状況は3-6表、3-7表、3-8表から窺えるが、3-6表に示されるように最も重要なのはトウモロコシである。29年の理事覚書によれば、米の収穫後にはいたるところでトウモロコシが水田に栽培され、28年の水田トウモロコシ収穫面積はポンドウォソ県と合わせて約33,000bouw、水田の50%であるという[Memori Residen Besuki 1929:179]。植付けは5～11月、収穫は8～1月である。この地域ではトウモロコシは主食として重要であり²⁰⁾、収穫の大半は自家消費のために保存される[Soekasno 1937a:335]。これに次いで大事なのが大豆である。一般に植付けは5～7月、収穫は8～11月であるが、3-8表から明らかのように、県内ではSitoebondo郡が栽培の中心地であり、また、31～35年の間に大きく栽培が発展していることがわかる。後述のようにこの発展の原動力は、内地市場の需要拡大であり、大豆は商品作物である。

3-7表 パナルカン県における水田栽培の推移

	収 穫 面 積		
	1931年	1933年	1935年
稲	25,202	23,233	26,034
トウモロコシ	15,138	17,132	12,253
その他の作物	2,198	3,052	5,047
合 計	42,538	43,417	43,334

単位：bouw

出所：Soekasno 1937a:330

3-8表 パナルカン県における水田大豆栽培

	1931年	1933年	1935年
Sitoebondo	695	757	1,577
Panaroekan	75	644	558
Besoeki	5	107	432
Soemberwaroe	49	9	150
Panaroekan県	824	1,517	2,717

単位：bouw

出所：Soekasno 1937a:335

3-9表 パナルカン県における1935年乾地利用状況

	a, 1935年 乾地面積	b, 1935年 収穫面積	b/a x 100
Sitoebondo	9,468	7,074	74
Panaroekan	6,645	5,788	87
Besoeki	23,125	24,970	108
Soemberwaroe	23,612	30,334	128
Panaroekan県	62,850	68,166	108

単位：bouw

出所：Soekasno 1937a:337

3-10表 パナルカン県乾地農業主要栽培作物収穫面積

	1931年	1933年	1935年
トウモロコシ	44,376	45,127	46,261
カッサバ	1,366	2,064	5,332
その他の作物	12,512	13,238	16,573
合 計	58,254	60,429	68,166

単位：bouw

出所：Soekasno 1937a:337

乾地栽培の状況は3-9表、3-10表に示される。水田に比べれば栽培頻度は小さい。栽培される作物中で最重要なのはトウモロコシであり、他の作物を作らない畑地では、普通、雨季の初めと雨季の末の2回植える〔Memori Residen Besuki 1929:179〕。これに次ぐのはカッサバであり、特に Besoeki 郡で大きく拡大し、31年の673bouw が35年には4,259bouw と6倍以上に増加した〔Soekasno 1937a:336~337〕。

屋敷地ではカッサバなどの根菜類がよく栽培されるが、果樹、特にマンゴーが重要である〔ibid:338~339〕。

〔ボンドウォソ県〕

0-1表でみると、乾地が圧倒的に多い地域であるが、35年の数字でも耕地面積は104,636bouw、水田面積は33,357bouw であり、水田比率は31.9%とこの傾向はほとんど変わっていない。この県の主要な栽培作物は稲、煙草、トウモロコシである〔Onderzoek achterstand 1935:475~476〕。他には、カッサバ栽培が比較的重要であり、これは補助食糧として利用される他、Tamanan の工場がガブレックに加工される。糖業への貸出し前の水田にも晩稲を栽培することはパナルカン県と同様である〔MvO Bondowoso 1931〕。大豆栽培は従来なかったが、1934~35年に行政当局が奨励した結果、Pradjekan 郡で栽培されるようになった〔MvO Besoeki 1938〕。

屋敷地は集約的な栽培にはほとんど利用されていない〔Onderzoek achterstand 1935:488〕。

〔ジュンブル県〕

0-1表によると、本県は理事州内で最も水田の比率が高い県である。特に Rambipoedji 郡は60%を越えている。さて、先ず、3-11表により1925~31年7月毎の稲の収穫面積を見よう。ここから明らかなことは、(a)水稲作は雨季作に限られ、乾季作はないこと、(b)雨季作稲の収穫期が比較的遅いこと、(c)陸稲栽培は多くないことである。

水田農業では、第2章に述べたように乾季に農園煙草が広範に作られるため、この栽培後の水田での田植えが遅くなることが(b)の主要な原因である。乾季に煙草を作らない水田には、ほとんどトウモロコシが作られる。他に、

Djember 郡を中心に大豆が栽培され、大きな収入源となっている [Lette 1933 I :108~109]。

畑地での栽培の中心は住民煙草以外ではトウモロコシであり、3-12表に示される Djember 郡の30年の収穫面積は乾地面積の51%を占める。雨季の初めと終わりの年 2回の栽培が行われることはしばしばである。住民はこの栽培に30年頃から初めてより多くの注意を払うようになったといわれるが [ibid]、その

3-11表 ジュンブル県における月別稲収穫面積

	1925年		1926年		1927年		1928年		1929年		1930年		1931年	
	水田	畑地	水田	畑地	水田	畑地	水田	畑地	水田	畑地	水田	畑地	水田	畑地
1月	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	25
2月	-	-	-	-	-	12	-	5	-	17	-	-	-	25
3月	20	245	5	17	16	101	20	39	18	76	49	415	-	572
4月	432	25	146	87	188	111	138	132	178	27	185	728	93	204
5月	6,910	-	3,048	16	2,616	5	4,129	-	3,619	14	2,387	152	2,046	40
6月	4,503	-	7,899	-	8,998	7	8,536	-	9,168	21	9,682	1	7,056	-
7月	322	-	1,134	-	534	-	134	-	93	1	798	-	3,226	-
8月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	46	-	-	-	-
9月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

単位 : bouw

出所 : Lette 1933 I:116

3-12表 Djember 郡におけるトウモロコシ月別収穫面積

	1926年		1927年		1928年		1929年		1930年		1931年	
	水田	畑地	水田	畑地	水田	畑地	水田	畑地	水田	畑地	水田	畑地
1月	-	829	-	2,172	488	578	502	103	2,233	181	1,536	288
2月	-	909	-	1,273	-	474	253	47	191	1,466	-	114
3月	-	389	-	50	-	231	-	171	-	2,318	-	3,332
4月	-	132	-	6	-	-	-	9	-	-	-	792
5月	-	31	-	41	-	-	-	56	-	386	-	-
6月	-	230	-	62	-	34	-	177	-	151	-	-
7月	-	806	-	350	-	115	290	423	-	520	2	33
8月	-	697	-	651	26	1,139	-	409	-	1,376	1	377
9月	-	818	-	423	28	19	35	25	2	173	47	657
10月	-	81	-	231	29	154	79	24	20	55	132	-
11月	-	667	-	199	73	4	122	124	319	126	-	-
12月	-	933	-	3,747	2,762	332	508	7	646	15	-	-

単位 : bouw

出所 : Lette 1933 I:109

ことは3-12表の Djember 郡における畑地トウモロコシ収穫面積の激増に現れている。

[バニユワンギ県]

0-1表ではこの県も乾地が卓越するが、Rogodjampi 郡は水田が多い。さて、この郡の水稲栽培は他地域とは大きく異なり、3-13表に示されるように水稲はほぼ年間

3-13表 Rogodjampi 郡における水稲の月別収穫・植付面積

	1928年		1929年		1930年		1931年	
	収穫	植付	収穫	植付	収穫	植付	収穫	植付
1月	1.071	2.494	1.166	2.199	840	3.820	1.140	3.828
2月	845	3.648	1.302	3.149	653	3.541	1.402	3.694
3月	861	688	2.081	1.865	616	2.690	1.769	1.045
4月	1.181	749	1.925	1.046	1.411	2.758	235	14
5月	1.965	1.126	2.112	689	2.321	510	2.998	579
6月	2.684	933	2.627	1.631	2.878	473	2.843	1.512
7月	1.687	1.651	1.331	1.559	2.620	1.520	2.427	1.592
8月	1.402	1.588	1.064	1.024	3.181	1.496	538	490
9月	865	617	1.622	564	729	459	857	120
10月	1.524	2.166	2.014	379	486	1.100	1.220	935
11月	1.745	1.343	1.121	731	1.508	1.798	971	1.553
12月	1.444	2.073	785	495	854	1.950	525	1.702

単位：bouw

出所：Lette 1933, bijl. Rogodjampi:1

を通して栽培・収穫される。しかもこの郡の水田面積は0-1表によれば12,867 haであるから、30年栽培面積22,115bouw=15,702haからすれば3,000ha近くの水田では二期作が行われていることになる。そしてこの傾向はほぼ県全体のものであり、稲作は padi rendeng(純然たる雨季作)、padi walikdamen(水に対する権利のある栽培後に行われる、水を使用する権利のない稲作)、padi ketigo(雨季には休閑するので乾季に水使用権を持つ稲作)の3つに分けられる。このような形で稲作が展開する自然的条件は、この地域では東モンスーン期にも雨が多く雨季と乾季の差がはっきりしないことであり、人為的には先に見たような特殊な水利規則によって水の管理が行われたからである[Lette 1933 bijl.Rogodjampi:1]。そして経済的には、精米所が多いので可能な限り多くの面積に米を作ることが現金収入を上げるのに重要であった[MvO Besoeki 1938]。こうした状況であるので、水田作トウモロコシは全く重要ではなく、1928年の月平均収穫面積は83bouw、数値の高かった31年でも183bouwに過ぎなかった[Lette 1933 bijl.Rogodjampi:1]。

乾地での栽培の中心はトウモロコシである。これまた、毎月収穫され、30年には月平均収穫面積は430bouwと拡大した。他の一年生作物は、煙草が Genteng 郡で重要性を持つ以外は重要でない[ibid]。

3-14表 ジャワ各地のコブラ輸出状況

	1914年	1915年	1916年	1922年	1923年	1924年	1925年
西ジャワ	11,446	11,040	4,965	16,070	18,254	7,315	2,329
東ブリアンガン と南中ジャワ	37,708	23,346	20,288	17,136	14,146	32,634	22,942
北中ジャワ	3,773	1,389	2,876	1,520	4,171	5,521	4,078
ブスキ	3,926	3,189	3,667	11,375	9,360	7,829	9,909
その他のジャワ	3,413	3,056	5,897	7,387	2,569	14,055	1,894

単位：ton
出所：Smits 1926:859-861

むしろ、本県で極めて重要なものはココヤシの栽培である。ココヤシは主としてコブラに加工されて輸出されるのであるが、3-14表から窺えるようにこの地域は重要な輸出地帯であった。県内では Banjoewangi、Rogodjampi 郡が栽培の中心地であり、ここではこの栽培は住民の収入源として主要な部分を占めるが、Genteng、Blambangan 郡ではそれほどではない[Soekasno 1938b:539]。各副郡毎の35年のヤシ園面積は3-15表の通りであるが、実際の栽培はもっと広範に行われていると考えられる²¹⁾。

ココヤシは、1ヶ月半の間隔で収穫するのが正常な方法であり、この場合には木1本につき4～7個がとれる。収穫された実は仲買人によってデサ内やヤシ園で買い付けられ、輸出業者やコブラ製造業者の手にわたり、加工された上で輸出される。したがって、ココヤシ栽培は年間を通して収入をもたらすことになる。Soekasno は、栽培中心地の両郡における19～35年のここから得られる住民収入を f500,000以上と計算しているが、この額は両郡の地稅租査定額 f392,510を上回るものであった[ibid:540～543]。

3、牛の飼育と流通

ブスキの農業のいま1つの特徴は、牛(rundvee)の飼育と流通が極めて盛んなことである。州理事の34年の覚書によると、特に土地耕起の時期には主とし

3-15表 1935年パニユワン
ギ県ヤシ園面積

副 郡	面 積
Banjoewangi	1,232
Giri	4,491
Glagah	863
Rogodjampi	2,567
Singodjoeroeh	2,190
Kabat	3,625

単位：bouw
出所：Soekasno 1937b:541

3-16表 パナルカン県家畜飼育状況

	牛	水牛	馬	豚	山羊・羊
1931年	93,508	1,948	3,612	-	41,375
1932年	94,987	2,054	3,630	-	38,480
1933年	92,234	2,221	2,491	-	34,851
1934年	92,553	2,595	3,896	562	35,369
1935年	90,656	2,033	3,746	542	34,644

出所：Soekasno 1937a:344

3-17表 ボンドウォン県における牛飼育頭数

	頭数	増減
1928年	106,589	
1929年	111,965	+ 5,376
1930年	117,688	+ 5,722
1931年	120,679	+ 2,991
1932年	121,107	+ 428
1933年	118,066	- 3,038

表註：この数字には水牛も含むが、数は多くない。

出所：Onderzoek achterstand 1935:490

3-18表 ジュンブル県家畜数統計

	馬				牛				水牛			
	M.	V.	C.	合計	M.	V.	C.	合計	M.	V.	C.	合計
1930年	3,638	1,142	45	4,825	66,249	119,515	2,845	188,609	2,427	4,266	116	6,809
1931年	3,393	940	9	4,342	65,722	125,559	3,135	194,416	1,735	4,413	77	6,225
1932年	3,394	970	61	4,425	69,678	135,543	3,917	209,138	2,460	5,252	399	8,111

表註：1932年の数字は第2四半期まで（ただし、Tangoel郡のみ第1四半期まで）

出所：Onderzoek Djember 1932:bijl.No12

てマドゥラ種のあらゆる種類の牛が市場から市場へと輸送されるといわれるが [MvO Besoeki 1934]、大きく見るとマドゥラから輸入された牛がボンドウォンからジュンブルを経てバニユワンギに至る流れがあり、その輸入頭数は1931年6,714、32年5,539、33年7,602であった [Onderzoek achterstand 1935:489]。輸入された牛は農民の手で飼育されることになるが、数字の得られた3県の飼育頭数は3-16表、3-17表、3-18表の通りである。このように飼育が盛んなのは、この地方に多いマドゥラ人が概して家畜飼育に関心が強く、さらにトウモロコシ栽培が広範に行われており、その茎が飼料に利用できるからであるという [Soekasno 1937a:344]。

さて、それではこれらの牛はどのように利用されたのであろうか。ジュンブル県に関する調査報告によると、農民が牛を購入するのは水田耕作開始の直前が多く、特に新規の開墾、乾地の水田への転換が牛購入の動機となるといわれ [Onderzoek Djember 1932]、またパナルカン県では「農民は土地耕作に際して常に牛を使用する。……鋤だけでの耕作はほとんどない。」 [Soekasno 1937a:345]といわれるように、先ず、農耕用に利用された。さらに、糖業地帯で

は、牽引力としても利用されたと考えられる。

しかし、より重要なことは、牛が投資の対象として利用されたことである。ボンドウォソ県における以下の事例はそのことを示している。

「A は雌牛(een stiertje angon)を f26で購入し、B との間でこれを飼育するという協定を結ぶ。この時、購入価格は f30であると決め(したがって、実際の価格より f4大きい)、後にこれを売る場合には、利益は折半すると取り決める。売った時の収入が f50の場合には、A はそこから f30を取り戻し、残りの f20は A と B とで折半する(ngala adhegan)。A が若い雌牛(een vaars)を買って、それがかなり経ってから子牛を生んだ時には、子牛(kalf)は B の物である。A が雌牛(koe)を買ってそれが子牛を生んだ時には、子牛の収入は共同の利益となるか、あるいは雌牛(koe)がすぐに子牛を生んだ時には、最初の子牛は A の物になる。なぜなら、B は委ねられた雌牛をまだ長く飼育していないからである。二番目の子牛は B、三番目は A、四番目は B の物となる。この雌牛(母牛)が最初の子牛を生んだ後に売られた場合には、最初の子牛は共同物となる。B が、次の子牛を期待できないからである。この、所有者と飼育者が順番で子牛を手にするシステムは ngalak ghadhoean といい、雌牛を購入するときに適用される。」 [Linden 1932:20]

ここでは、所有者 A が契約を結んで B に飼育させるのだが、その目的は成長した牛を購入価格より高く売る、あるいは子牛を生ませて売り、利益を上げることが目的になっている。また、十分な収入のある時に牛を買い現金が必要になったときに売るとは、広く行われていた [Soekasno 1937a:346~347]。

4、30年代における水田の拡大

さて、30年代を通じての住民農業の変化を見ると、先ず目につくのが水田面積の拡大であろう。3-1表によって耕地の増減を見ると、30年代を通して耕地面積は僅かに増加しているが、それは時期的には30年代前半期と36年に集中していること、そしてその中味を見ると、水田面積は一貫して増え、特に35~37年の増加が著しいが、逆に乾地は減少しており、やはり35~37年の時期に最も

減少が著しいこと、このことはかなりの面積の乾地が水田に転換されたことを示唆している。ただし、36年の数字によると水田増加の60%ほどは荒蕪地から造成された結果である。この時期、ジャワ・マドゥラでは一般に耕地拡大は既に限界に達していたのであるが、こうした点ではブスキは特殊な地域であったといつてよい。

さて、それでは水田拡大は、理事州内のどの地域で発生したのであろうか。まず、パナルカン県とポンドウォソ県は「多少の意味あるような耕地の拡大は観察されない」[MvO Besoeki 1938]とあり、3-6表のパナルカン県の35年の耕地面積を0-1表の30年の面積と比較してもむしろ減少している。ポンドウォソ県については、Onderzoek achterstand 1935:475が掲げる耕地面積は水田33,357bouw、乾地71,278bouw、合計104,636bouwであるが、30年と比べれば水田では1,346bouw、乾地は783bouwの減少である。

これに対してジュンブル県では30~32年に耕地が拡大し、また、乾地の水田への転換が進んだと報告され[Onderzoek Djember 1932]、また33~34年の測量時には乾地からの転換による4,000haの水田増加が確認されている。パニユワンギ県でも、この測量では13,000haの水田増加が見られるという。さらに、この県では森林が耕地に転換されることも多かった[MvO Besoeki 1938]。

このように水田拡大は、ジュンブル、パニユワンギ両県で行われた。そして、この基本的な要因は両地域でこの間に灌漑の整備が進んだことにあった。

いま、30年代の灌漑整備状況を見ると、34年までの時期にはパナルカン、ポンドウォソ両県では後者の Pakisan 給水区の工事が1933年に竣工した以外は、既存の施設の改良にとどまっている。これに対してジュンブル県では Bondojoedo 分区において進行中の工事が完工されたのに加えて、Tanggoel 河下流の堤防工事によって同分区南部の洪水を防止することができた、Besinin 河湾曲部の切取りによって県南西部の大湿地帯(Rawa Padomassan)の排水が改善され、水田に適した土地が拡大したなど、大規模工事が実施された。また、パニユワンギ県では Kalibaroe 施設の工事が進行中であり、34年にはこの給水地域35,000bouwのうち、6,816bouwの技術灌漑が完成することになると報告される[MvO Besoeki 1934]。このように、この時期にも灌漑整備はジュン

ブル、バニユワンギ両県で中心的に進んだのであった。

しかし、この時期には植民地政庁の経費節減のために、「残念なことに、この南バニユワンギの発展にとって極めて重要な(Kalibaroe 施設の) 工事の進展は……現在、大きく遅れている。」「利用できる資金との関連で、この施設が完工するまでにはなお5年ほど必要である。」[ibid]といわれるように、灌漑整備の進展ははかばかしいものではなかった。これが、本格的に進み始めるのは、経済状態が回復期に入った30年代後半期からであった。

1935～38年の時期の灌漑整備状況を見ると、パナルカン県、ポンドウォソ県、及びジュンブル県東部では新規工事はなく、通常の施設維持の他には給排水改良と配水の改善に限定される。またジュンブル県西部でも、この時期には目立った工事の進捗は見られなかった。これに対してバニユワンギ県では、この時期、1938年初に Kalibaroe 施設が竣工する予定であると報告され、この間にこの工事が大きく進捗したことが窺われる。この結果、この県における灌漑水田面積は合計71,395bouw(50,690ha)、このうち技術灌漑38,617bouw(27,418ha)、半技術灌漑3,805bouw(2,702ha)、住民灌漑28,973bouw(20,571ha)になるといわれるが[MvO Besoeki 1938]、これを先に見た30年代初期の数字と比較すると、灌漑水田面積では約10,000ha、技術灌漑では20,000ha近い増加であった。このように、この時期にはバニユワンギを中心に灌漑の整備が進んだことが、3-1表で見た水田増加の主要な原因であった²²⁾。

5、住民農業の変化

さて、以上に述べたような水田の拡大の中で、住民農業はこの時期に如何なる変化をしたのであろうか。先ず、3-1表から概観してみる。第1に、耕地の作付率を(12)の「全作物収穫面積の対全耕地面積比」から見るといずれの年も100%を越えているが、その比率は上昇傾向にあることが窺われる。このことは、耕地の集約的利用がこの時期に進んだことを示している。第2に、主要作物毎の収穫面積を見ると、水稻、トウモロコシ、カッサバ、大豆が拡大し、煙草が減少していることがわかる。煙草の後退については前章で見た通りである

ので、ここでは上に上げた主要作物と、これに加えて重要な意味を持つ牛飼育、ココヤシ栽培の推移を検討することにしたい。

(1) 水稲

水稲栽培面積の拡大は、3-1表によると、32年から始まり、40年には1.4倍と大きく伸びていること、拡大が著しいのは33年と38年以降であることがわかる。32、33年の拡大はいずれも水田面積の増加を大きく上回っており、稲業の栽培縮小と関連が強いと思われる。これに対して30年代後半期の栽培面積拡大は水田拡大との関連が大きいのと思われるが、38年以降には対水田面積比が大きく伸びていることから、乾季作の前進もあったと思われる。

次にha当たりの平均収量を見ると基本的には上昇傾向にあり、特に37年以降の数字が高いことが注目される。この主要な原因は、先に見た灌漑整備の前進により土地改良が進んだことにあると考えてよい。また、それは30年代後半期に凶作率が大きく下がっていることの原因でもあると思われる。

このように、30年代を通してこの地域の水稲作は大きく発展した。

さて、先述のように、この地域の米は多くが他地域に輸出されてきた。したがってその動向は籾価格、米価と関係が深いと思われるが、それはどのような現れ方をしたのであろうか。まず、籾、米の市場動向から見ることにしよう。

3-19表は、ジャワ・マドゥラにおける籾、米の平均市場価格の推移を示した

3-19表 ジャワ・マドゥラにおける籾、米の平均市場価格の変動

	Padi boeloe		Padi tjere		Rijst no. 1		Rijst no. 2	
	価格	指数	価格	指数	価格	指数	価格	指数
1928年	f7.75	100	f6.59	100	f18.39	100	f16.48	100
1929年	7.93	102	6.72	102	19.41	106	17.50	106
1930年	7.25	93	6.13	93	18.70	102	16.43	100
1931年	4.58	59	3.74	57	13.22	72	11.04	67
1932年	3.41	44	2.78	42	9.97	54	8.20	50
1933年	2.62	34	2.17	33	7.85	43	6.34	39
1934年	2.78	36	2.28	35	7.61	41	6.44	39
1935年	2.96	38	2.52	38	7.98	42	6.67	41
1936年	2.67	34	2.21	34	7.12	39	6.00	36
1937年	3.33	43	2.80	43	8.09	44	7.07	43
1938年	3.55	46	3.05	46	8.49	46	7.58	46
1939年		42		43		43		43

表註: 価格は 1 quintal=100kg 当たりのものである。

出所: 価格は De Inlandsch Landbouw in 1938, E.W.:1939 1780, tabel 38

指数は De Inlandsch Landbouw in 1939, E.W.:1940 1825, tabel 10

3-20表 インドネシアの米貿易状況

	輸 入			輸 出			島嶼間貿易		
	ジャワ・マドゥラ	外 島	合 計	ジャワ・マドゥラ	外 島	合 計	ジャワ・マドゥラへ	ジャワ・マドゥラから	外島から外島
1919-23年平均	287	172	459						
1924-28年平均	219	318	537						
1929年	345.85	389.33	735.18	10.13	2.17	12.30	9.80	30.10	35.24
1930年	248.78	379.12	627.90	10.67	1.87	12.53	30.71	12.69	30.05
1931年	287.01	321.45	608.46	10.53	15.96	26.48	8.32	29.80	19.16
1932年	149.78	273.88	423.66	6.63	5.21	11.84	10.92	17.08	28.94
1933年	105.92	252.18	358.10	7.65	6.20	13.85	7.11	27.05	46.02
1934年	61.50	218.69	280.13	6.09	7.02	13.11	22.65	55.48	56.07
1935年	118.10	270.19	388.29	7.37	7.14	14.51	10.30	41.81	56.18
1936年	8.60	224.40	233.00	12.17	11.24	23.41	9.31	101.99	56.95
1937年	8.56	169.16	177.73	19.16	11.56	30.72	10.20	63.86	64.38
1938年	22.51	311.80	334.31	8.48	8.25	16.73	9.19	75.61	75.77
1939年	33.55	244.73	278.28	12.22	9.51	21.72	15.82	197.13	n. d.
1940年	11.90	96.80	108.70	69.48	7.59	77.07	27.75	102.00	n. d.

単位:1,000ton

出所: *Changing Economy in Indonesia*, vol. 4, Rice Prices, table 6

ものである。表示のように、粳、米価格は31年から暴落し、34年頃から(安値であるが)安定し、37年からは若干上昇する。

インドネシアは3-20表に示したように従来から米を大量に輸入しており、この結果、国内の米市場は国際的な穀物市場と深く連動していた。したがって恐慌期の世界的な穀物価格暴落の影響をまともに受けざるを得なかった。このことが31年からの粳価、米価暴落の基本的な要因である。加えて、30年には29年作の干ばつによる凶作の結果、表示のように前年に続いて大量の米輸入を行ったが、この年は食糧作物は豊作であり、米が市場に溢れることになった[I. V. 1931:106]。さらに、その後も糖業の栽培縮小により米の栽培が増加したことにより、米価はさらに低落することになった。

こうした状況に対して植民地政庁は、1933年3月22日の暫定米輸入制限令(Staatsblad 1933, no.116)、7月22日の米輸入条例(Staatsblad 1933, no.299)により米輸入を許可制にすることで、事実上の輸入制限を施行した。こうしてジャワ・マドゥラの外米輸入は3-20表に示されるように34年から大きく減少し、この結果、市場価格は国際市場とは切り離されることになり、34年頃から価格が安定することになったのである²³⁾。

以上のようなジャワ・マドゥラ一般の動向の中で、ブスキ理事州は最も米価

の値下がり激しかった地域の一つであり、31年6月米価の27～28年同月平均に対する比率は50%台前半にまで落ち込んだ[Nota voedselvoorziening 1931]。また、34年のジュンブル県に関する調査報告によれば、この県では粳価格は29年以来低下し、22～29年平均の30%に下がっており、これによるこの地域からの米輸出額の低下は

f3,000,000に達する、デサにおける買付け価格はf1.10/picolであるという[Rijke 1934:31]。いま一つの米輸出県バニュワンギでも3-21表に示されるように、32年価格は前年に比べて特に米価で大きく低下した。

こうした中でも先に見たように稲の栽培自体は米価が暴落した31年を例外とすれば拡大しているが、それは米が主要な食糧であることと関係があらう。むしろ、こうした価格変動との関連で注目されるのは、この時期、米価の低落とともに米の取引が一時的に停滞したことである。バニュワンギ県では「精米所は現在の事態の推移の中で、多くのストックを抱え込もうとはほとんどしないようである。可能な限り、買付けと製品の販売とのバランスを取ろうと努めている。」[Rijstcultuur Banjoewangi 1932:451]といわれ、ポンドウォソ県やジュンブル県でも精米所は以前ほどには集中的に買付けをしなくなったといわれる[Onderzoek achterstand 1935:486]。また、これとともにジュンブル県では「32年粳価格の異常な低さのため多数の前貸しを行った者がかなりの損失を出し、33年価格も常に下がり続けるので……この収穫に対しては以前よりも前貸しが減少した」[Rijke 1934:39～40]とあるように、イジョン制度が後退するという事態も発生した。

しかし、このことは粳販売が30年代を通して大きく後退したことを意味するものではない。先に3-4表で見たようにこの地域の精米所は30年代半ばから営業を大きく拡大しており、再び粳の買付けを増加させたことはここから明らかである。こうして、一時的に停滞した米取引は、34年以降の米価安定とともに

3-21表 バニュワンギ県における1931、32年粳価と米価

	100kg当たり粳価		100kg当たり米価	
	1931年	1932年	1931年	1932年
1月	f 4.65	f 4.30	f 13.80	f 10.15
2月	3.57	3.57	12.50	8.92
3月	3.79	3.73	11.95	9.75
4月	4.08	3.67	11.66	8.75
5月	3.58	2.83	11.45	6.66
6月	2.95	2.50	8.75	7.50

出所：Rijstcultuur Banjoewangi 1932:451

再び活発化するものであった。

(2) トウモロコシ

トウモロコシの収穫面積の推移は、水稲とは異なり増減を繰り返している。この要因については不詳であるが、32年前半期、栽培が拡大したことの原因について同年8月の報告は「それは特に砂糖黍、煙草栽培の制限によって土地が自由になったことによる」[Nota Regentenconferentie 1932]と、農企業の栽培制限との関連を強調している。先に3-7表で見たパナルカン県の水田トウモロコシ収穫面積の33年の増加と35年の減少も、これと関連があると思われる。

インドネシアのトウモロコシ価格は30年には暴落し、その22～29年平均価格に対する下がり方は33年が最も激しかったが[Landbouweconomisch verslag 2e kwrt.1933:4; ibid. 4e kwrt 1933:358]、34年からオランダ政府がインドネシア産トウモロコシに対して優遇措置をとったことによって回復傾向に入った[Voedselproblemen 1940:686]。ただし、36年には再び下降し、翌37年から再び回復する[Landbouweconomisch verslag 4e kwrt.1936:452; ibid. 1e kwrt 1937:1255; ibid.2e kwrt.1937:1959; ibid. 3e kwrt.1937:2598; ibid. 4e kwrt. 1937:466]。こうした中で、ブスキではトウモロコシとカッサバ製品の31年6月の価格は27～29年同月平均の46%に低下したと報告される[Nota voedselvoorziening 1931]ように、ここでの価格低下も激しかったが、この結果、流通面では米の場合と同様の事態が起こった。例えば1934年の調査報告書は、パナルカン県の Asembagoes 地区に関して「生産物の買上げ、特にトウモロコシの買付けは華人もアラビア人も行うが、現在では市場価格、輸出価格の低下が続いているためずっと少なくなっている。以前には慣例であった前貸しはほとんど姿を消し、もはや慣行ではなくなったといってもよい。」[Niggebrugge1934:402～403]と述べている。

(3) カッサバ

3-1表で見るとカッサバの収穫面積は35年から急増しているが、これはおそらくカッサバ及びその製品であるガブレックの価格が3-22表、3-23表に示したように34年後半期から回復したことと関連があろう。加えて、行政当局によって、パナルカン県の乾燥の激しい地区では食糧事情の改善を目指してカッサバ

3-22表 カッサバ no.1 市場価格の推移

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
1927年		2.83			2.57			2.52			2.28		2.56
1928年		2.15			1.92			1.89			1.92		1.97
1929年		2.05			2.21			2.35			2.77		2.35
1930年	3.22	3.25	3.12	2.86	2.77	2.75	2.62	2.49	2.44	2.38	2.20	2.05	2.68
1931年	1.76	1.67	1.54	1.43	1.32	1.15	1.15	1.15	1.15	1.04	0.985	0.88	1.27
1932年	0.875	0.84	0.825	0.835	0.86	0.84	0.81	0.81	0.77	0.775	0.80	0.775	0.815
1933年	0.72	0.795	0.815	0.81	0.815	0.835	0.795	0.76	0.75	0.73	0.71	0.695	0.77
1934年	0.67	0.695	0.73	0.795	0.795	0.80	0.80	0.85	0.905	1.02	1.03	1.15	0.86
1935年	1.22	1.26	1.27	1.22	1.18	1.08	1.03	1.06	1.03	1.09	1.15	1.09	1.14
1936年	1.11	1.11	1.07	1.03	1.02	0.985	0.94	0.90	0.835	0.835	0.90	0.90	0.97
1937年	0.955	0.945	0.92	0.93	0.97	0.97	1.02	1.03	1.02	1.05	1.11	1.09	1.00

表註：数字はジャワ・マドゥラの120ヶ所の市場におけるカッサバno.1の100kg当たりの各月平均価格（単位キログラム）。1927-29年はそれぞれ3ヶ月平均である。

出所：Economische Zaken 1938:37-38

3-23表 ガブレック no.1 市場価格の推移

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
1927年		4.77			4.72			4.29			3.57		4.34
1928年		3.06			2.82			2.90			3.15		2.98
1929年		3.46			3.61			3.90			5.39		4.10
1930年	7.07	7.23	6.05	5.00	4.95	4.21	3.75	3.49	3.07	2.94	3.29	2.96	4.50
1931年	2.77	2.41	2.38	2.17	2.86	2.60	2.29	2.02	1.87	1.70	1.58	1.42	2.17
1932年	1.47	1.44	1.42	1.51	1.47	1.30	1.27	1.11	1.00	0.995	1.04	1.20	1.27
1933年	1.06	1.20	1.15	1.20	1.15	1.12	1.15	1.04	1.01	0.965	0.965	0.945	1.08
1934年	1.07	1.08	1.14	1.20	1.19	1.20	1.20	1.38	1.70	2.21	2.51	2.78	1.55
1935年	2.75	2.90	2.68	2.73	2.49	2.36	1.92	1.78	1.87	2.21	2.25	2.28	2.35
1936年	2.31	2.35	2.29	2.02	1.91	1.76	1.58	1.52	1.44	1.50	1.56	1.58	1.81
1937年	1.68	1.71	1.63	1.53	1.62	1.57	1.65	1.73	1.83	1.79	1.84	1.91	1.71

表註：数字はジャワ・マドゥラの120ヶ所の市場におけるガブレックno.1の100kg当たりの各月平均価格（単位キログラム）。1927-29年はそれぞれ3ヶ月平均である。

出所：Economische Zaken 1938:37-38

栽培の奨励が行われたと報告される[MvO Besoeki 1938]のような事情もあったと思われる。

(4) 大豆

30年代に最も栽培拡大が著しいのは大豆である。3-1表によれば、10年間で4倍以上に拡大している。特に33年(前年比+11,912ha)、35年(+6,608ha)、36年(+9,393ha)、38年(+6,254ha)、39年(+8,054ha)、40年(+9,034ha)の拡大はめざましい。それでは、なぜ、このような拡大が生じたのか。まず、大豆価格の推移を検討してみよう。3-24表によると、価格低下が目立つようになったのは

3-24表 大豆価格の推移

白大豆

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
1927年		16.59			16.37			16.30			16.09		16.34
1928年		16.27			16.46			16.27			16.16		16.28
1929年		16.45			16.34			16.24			16.19		16.30
1930年	16.38	16.56	16.01	15.90	15.67	15.62	14.97	14.86	14.26	13.89	13.47	12.76	15.02
1931年	12.63	12.38	12.01	11.57	11.51	10.86	10.65	10.23	9.81	9.73	9.47	9.18	10.83
1932年	9.03	9.00	9.15	8.81	8.97	8.76	8.43	7.93	7.87	7.85	7.64	7.58	8.42
1933年	7.42	7.38	7.36	7.54	7.66	7.23	6.96	6.94	6.78	6.42	6.44	6.41	7.04
1934年	6.18	6.30	6.44	6.94	6.86	6.80	6.77	6.59	6.50	6.52	6.56	6.47	6.59
1935年	6.52	6.56	6.54	6.61	6.59	6.59	6.44	5.97	6.04	6.13	6.28	6.28	6.38
1936年	6.38	6.15	5.94	5.60	5.49	5.34	5.36	5.33	5.24	5.41	5.44	5.41	5.58
1937年	5.47	5.50	5.53	5.57	5.63	5.78	6.07	6.04	6.49	6.59	6.77	6.67	6.00

黒大豆

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
1927年		15.25			14.97			14.65			13.94		14.70
1928年		14.03			14.52			14.42			14.54		14.38
1929年		15.20			15.33			14.99			15.12		15.15
1930年	15.41	15.77	15.09	14.86	15.00	14.38	13.81	13.36	13.34	13.14	12.71	11.96	14.07
1931年	11.20	10.90	10.59	10.23	10.73	9.92	9.66	9.28	9.32	8.81	8.34	8.29	9.78
1932年	7.87	7.58	8.04	8.06	7.62	7.58	7.25	6.80	6.77	6.64	6.50	6.41	7.27
1933年	6.39	6.36	6.39	6.56	6.57	6.17	6.07	5.76	5.60	5.37	5.33	5.24	5.99
1934年	5.10	4.88	5.21	5.61	5.61	5.58	5.53	5.16	5.08	5.21	5.53	5.55	5.34
1935年	5.58	5.75	5.81	5.68	5.65	5.47	5.23	5.03	5.08	5.33	5.23	5.33	5.44
1936年	5.42	5.37	5.11	5.03	5.02	4.69	4.66	4.60	4.55	4.85	5.00	4.95	4.94
1937年	4.97	4.97	5.02	5.10	5.07	5.21	5.34	5.47	5.86	6.07	6.13	5.99	5.44

表註：数字はジャワ・マドゥラの120ヶ所の市場における大豆100kg当たりの各月平均価格（単位キログラム）。1927-29年はそれぞれ3ヶ月平均である。

出所：Economische Zaken 1938:37-38

30年後半からであり33年までは下降が続くが、それ以後は低価格ではあるが比較的安定していることがわかる。大豆は主として内地消費に向けられるものであるが、従来、多くを輸入に頼ってきた。しかし、内地産大豆栽培が激増し、世界市場における価格が暴落するに至り、またさらに33年には砂糖黍栽培の制限によって返還された水田の多くに大豆が作られるに及んで、政庁は更なる価格低下を防ぐために34年から大豆輸入を許可制にした。このことが、34年以降の価格安定の基本的な理由であった[Voedselproblemen 1940:686]。こうして輸入は激減し、34年7月からは実質的にゼロになった[Landbouweconomisch verslag 2e kwrt.1934:1430~1431]。

このような全体的な状況の中で、ブスキでも1933年にはジュンブル県で大豆価格は29年の1/4にまで下降したと報告される[Rijke 1934:31]ように価格低下

は激しかったが、砂糖黍栽培制限地では32年から栽培が大きく拡大した[Nota Regentenconferentie 1932]。加えてこの地域はもともと大量の大豆輸出地域であり、特にジュンブル産のものは鉄道によってジョクジャカルタ、スマランへ輸出され、また、パナルカン港、バニユワンギ港から北海岸沿いに輸出されていた[Het spoorvervoer van kedeleer op Java in de jaren 1931, 1932 en 1933, E. W. 1935:218~220]。こうした状況のもと、大豆輸入がストップしたことによって、内地需要を満たすために栽培の拡大を計るべく、34年には政庁内務部は農業指導局と協議の上でボンドウォソ県低地部、パナルカン県とバニユワンギ県でキャンペーンを実施している[MvO Besoeki 1934]。

要するに、内地需要の拡大が基礎にあり、30年代前半期には糖業の栽培制限地に大豆が作られたこと、後半期には輸入ストップによる価格安定がこの栽培の大きな拡大をもたらしたのであった。

(5) 牛飼育の後退

牛の飼育は、30年代後半期に入りかなり後退した。3-25表はその状況を概観したものである。その基本的な理由は、例えばパナルカン県では31年に1頭f30であったのが35年にはf 6~f10になった[Soekasno 1937a:346~347]といわれるように、価格が下がったことによって投資先としての意味が縮小したことにあり[MvO Besoeki 1938]、さらに1章で見たとおり糖業の栽培縮小及び牽引力としての利用が減ったことが要因として考えられる。

(6) ココヤシ

3-26表に示されるようにコブラ価格が30年後半から暴落したことによって、ココヤシの栽培は31年から大きな影響

3-25表 プスキ理事州における牛飼育頭数の変化

	1933年	1936年	1937年
Banjoewangi	89,340	81,207	75,908
Bondowoso	116,525	85,734	80,560
Panaroekan	89,098	77,481	68,131
Djember	222,110	167,498	155,667
Besoeki理事州	517,073	411,920	380,266

出所：MvO Besoeki 1938

3-26表 コブラ価格の推移

	1930年	1931年	1932年
1月	f21.19	f13.87	f 8.86
2月	21.06	13.19	9.51
3月	19.69	13.37	9.51
4月	20.44	13.06	8.90
5月	21.25	12.06	7.89
6月	19.44	11.31	7.77
7月	18.25	11.19	7.895
8月	16.94	10.25	
9月	15.19	10.12	
10月	14.25	8.42	
11月	14.62	9.31	
12月	18.94	8.50	

表註：価格は100kg当たりバタバ価格
出所：Nota Regentenconferentie 1932

を受け、バニユワシギではこの年の後半、生産量は半減したといわれる [Verslag arbeid 1931:33]。32年初めの数カ月には若干回復し、バニユワシギでのコプラとヤシ油の輸出はコプラ換算で7,620トンまで上昇した(30年は4,306トン、31年は2,699トン)が、表示のように32年中ごろには再び価格が低下した [Nota Regentenconferentie 1932]。こうした価格低下の理由は、消費国が自給政策をとったこと、油脂を含む作物が世界的に増産になったこと、鯨油が増産されたことなどである。こうして輸出が減少したことによって、栽培農民は東インド内の油工場への販売を増やし、ヤシ油の大半は内地消費され、住民の照明用、燃料用に向けられる状態が現れた [I. V. 1934:154~155]。しかし、35年からは価格上昇が始まり、輸出量も増勢に転じたという [Ondernemingscultuur 1935:744]。

以上見てきたように、この時期、ブスキの住民農業は恐慌による農産物価格の暴落の中でも食糧作物の栽培を中心に発展し、生産を拡大した。恐慌の影響はむしろ流通面で大きかったといえよう。こうした変化が、1章、2章で検討した農園農業の変化とともに、この地域の農民経済にどのような影響を及ぼしたのか、以下、章を改めて検討することにした。

第4章 恐慌と農民経済

本章の課題は、これまで述べてきた農園企業、住民農業の恐慌期の変化をふまえて、この時期にブスキの農民経済がどのように変化し、そのことが社会経済構造に如何なる影響を与えたかを検討することである。以下先ず、この地域の農民経済の特色に触れておきたい。

1、農民経済の特色

ブスキ理事は1938年の引継覚書で、この地域の経済の一般的特徴を次のように述べている。

「この農業地域、それは特にマドゥラ人地区に関してであるが、そこには質実な住民が住み、どこでも土地と牛の所有から大きな収入を上げている。一般的にいつて決してヨーロッパ農園栽培に完全に依存しているわけではなく、またそれが主要な収入源ではない。加えて、良好な煙草価格から極めて長期にわたって利益を得てきた。」[MvO Besoeki 1938]

要するに、この地域の農民経済は(a)完全な農企業依存型ではない、(b)住民農業からの収入が豊かである、(c)煙草栽培が大きな利益をもたらしてきた、と特徴づけられるのである。こうして、この地域の農民経済は相対的には豊かなイメージでとらえられる。

しかし、これまで見てきたことから明らかなように、理事州内でも農企業の分布や住民農業のあり方には地域差が大きく、農民経済を考える場合、この点を考慮する必要がある。以下、いくつかのケースからこの地域の農民経済の特徴を見ていきたい。

この時期の調査報告によると、ジュンブル県とポンドウォソ県では「端境期は存在しない」といわれる。その理由として上げられるのは、西モンスーン期には水田耕起とそれに続く田植え、煙草乾燥小屋での労働、煙草輸送が多数の人手を必要とし、労働力の輸入さえ必要であること、東モンスーン期には稲が収穫され、同時にコーヒーとゴムの農園が収穫、タッピングを行い、また、煙草農園は借入地で栽培を開始し、糖業は土地耕起と収穫を行うので労働力需

要がピークに達するということであり〔Onderzoek Djember 1932〕、各作物の収穫期を見ると水田では稲3～8月、煙草11～1月、トウモロコシ9～1月、乾地では煙草7～9月、トウモロコシ7～9月及び2～4月と、収穫が年間を通して規則的に続くことである〔Onderzoek achterstand 1935:486〕。

以上の記述は、明らかに煙草栽培農民を中心にしたものである。そこで、煙草栽培農民の収入状況をもう少し検討してみよう。Lette 1933 I:109～114によると、ジュンブル農民の月毎の経済状態は以下のようである。

1～2月：水田耕起開始、もしくは終了した直後の時期。煙草からの収入は大半が手元に残っている。質入れは増加するが、水田作トウモロコシの収穫によって若干緩和される。

～6,7月：レバランと端境期のために質入れは増加する。ただし、ジュンブルでは(a)煙草からの収入が多いこと、(b)12～1月に水田作、2～3月に畑作のトウモロコシの収穫が多いこと、(c)煙草農園の借地の半分は住民が使用できることのために端境期は厳しくない。

6月：水稲収穫がピーク。質入れは最も少なく、逆に受出しが極めて多い。これ以降、11月に転換点が訪れるまで質入れは再び増加傾向に入り、受出しは減少傾向に入る。

8,9月：大豆収穫により質入れ上昇カーブは鈍る。

10月：質入れが最も多い月。

11～12月：煙草からの収入。受出しが特に増加し、質入れは縮小する。

ただし、煙草からの収入は、農園煙草と住民栽培ではやや時期がずれ、前者では11～1月であるのに対して、後者はやや遅れて1～2月になる〔Onderzoek achterstand 1935:486〕。

以上のように、煙草栽培農民の場合には収入は年中あるが、それが最も多いのは水稲収穫時期である6月の前後と、煙草栽培からの収入がある11～1月である。

それでは、農民はこれらの収入をどのように使ったのであろうか。Lindenによれば、ポンドウォソの農民は、稲の収穫から得た現金収入を端境期にワルンから掛売りで買ったものに対する支払い、デサ労役の買上げなどデサに対

する支払い、質草の受出し、デサの住民からの借金の返済、初買付け業者から受け取った前貸金の返済などに充てるといふ。もし、これらを払い終わって手元に何がしかが残った場合には、煙草収穫期までの間の生活のために蓄えられるが、普通、稲からの収入は先に述べた支払いでほぼ尽きてしまう。他方、煙草からの収入は借金の返済、税支払い、家の修理、衣服の購入、水田借入れ、庶民銀行への返済に充てられる。こうして農民はこの時期にも収入を数日間から長くても数週間を使ってしまい、庶民銀行への返済の直後に再び融資の申請に来ることが多いという。それは、煙草栽培期に売ってしまった牛を、次の稲作の耕起のために買わなければならないことや、農具の購入・修理、さらに家計維持の必要のためである[Linden 1932:19~20]。

こうしてみると、確かに彼らは完全に煙草農園に依存した経済生活を送っているのではないことがわかる。

さて、同じボンドウォソ県内でも Pradjekan 郡では煙草栽培が行われておらず、農民は主要作物として稲、トウモロコシ、豆類を作っている。庶民銀行の貸付け、返済状況を見ると、この郡では貸付けは10~2月に集中し10月か11月がピークである。返済は乾季にピークとなり、必ずしも水稲収穫期と一致しない、1930年には豆の収穫期が返済のピークであったと報告される[ibid:16]。ここから窺われるのは、貸付けは多くが水田耕作費用に充てられること、豆類は商品作物として栽培され、かなりの収入をもたらしていると考えられることである。

パナルカン県に関しては以上のような史料は得られなかったが、1章で見た通り糖業が集中しており、農民経済は理事報告とは異なり、かなりそれに対する依存性が高いものと推定される。したがって、糖業の不振は農民経済に深刻な影響を及ぼしたと考えられよう。

バニユワンギ県では、先に見たように水稲栽培は年中行われるので、そこからの収入時期は農民によってバラバラであるが、ヤシ栽培が年間を通して収入をもたらすので、収入の年較差は小さくなる。いずれにせよ、初の商品化率が高いこと、ヤシは全て商品作物であることから、農民経済はこれらの価格動向に大きく左右されると思われる。

以上のように、農民経済は煙草地帯、糖業地帯、それ以外の地域でかなり状況が異なるように思われる。ただ、農民の経済は決して以上に述べたような農業や農園との係わりだけで成り立っているのではない。以下に、ボンドウォソ県の33年の調査からいくつかの例を示そう。

[B. S. (desa P)]

「B. S. は以前から(P デサ銀行から)融資を受けていたが、最も最近では1933年3月10日にf 4を借り、現在、既に返済している。

彼女は返済状況が良好であり、滞納したことはない。しかし、彼女はデサ内の最貧困層であると見なされる。

彼女の占有物は小さなアンペラ製の家、狭い屋敷地と1/4bouwの畑地である。家族構成は、夫、妻、子供3人である。借入金(米、果物などの)小商いに用いられる。彼女は他からの借金はなく、質入れた物もない。

夫は小作人、牛の飼育小作(deelfokker)として働いており、子供達は、一番下は11歳であるが、手伝いをする。植付けと収穫は妻も手伝い、この時期には商いを止める。この時、彼女はデサ銀行から金を借りることはない。現在もそうである。(彼女は、現在、煙草を小作で栽培している。)

最近の貸付けは、日々の販売で得られたより多くの収入から返済された。f 4の融資額は毎週f0.48づつ、10週にわたって支払わなければならなかった。彼女は、その仕事から毎日f0.20稼ぎ、週毎のf0.48の分割払い(tjithilan)をすることは容易であったという。

ルマジヤンの副農業指導官と共同で行った調査の際、彼女は我々に1 ametほどの朶と1,000本ほどのトウモロコシ(djagoeng simpenan)を見せた。

病気や何も売れなかった時にはどうやって現金を稼いだかという私の問に対して、彼女はジャワジャガイモ(Javaansche aardappelen)を小作で栽培し、これを石油缶一杯売ることができ、f0.50の収入があったので、これから銀行への支払いができたと言った。

植付け時期に現金が必要な時には、彼女は上に述べたのと同じ物を商う。彼女は朶とトウモロコシを買う必要はない。

だから、貸付けは週払いとの関連からそれほど負担ではない。

彼女は1933年の税を既に完納している。」[Onderzoek desabanken 1933: 988~989]

[B. N. (desa M)]

「B. N. は1933年4月1日に(M デサ銀行から)毎週 f0.60、10週返済の条件で f 5 を借りたが、負債残額は $3 \times f0.60 = f1.80$ である(滞納額ではない)。彼女は以前からしばしば融資を受けたが、決して滞納したことはなかった。

彼女の占有物は家一軒(半分が石、半分がアンペラ)と屋敷地である。家族は夫、妻、義理の母、2人の小さな子供からなり、子供はまだ手伝いできない。

夫は小作人であり、田植え、栽培管理、収穫を行い、賃金として 5 bawon 毎に 1 bawon を得る。さらに彼は、小作人土地耕作者(deelbouwer-grondbewerker)として粃を bouw 当たり 4 picol 受け取る。彼は、1シーズンに1.5~2 bouw を耕作する。

妻と義理の母は ragi(揚げて味付けしたココナツ)を作る。1000個の ragi を作る場合、費用は f0.65 である。10個当たり 2 cent で売れるから、1000個の ragi の収入は $f2 - f0.65 - f0.33$ (Klakah までの往復輸送費と市場入場税) = f1.02 である。

1000個の ragi を作るには、3日かかる。だから彼女の1日当たりの稼ぎは f0.34 であり、週に f0.60 の分割払いは容易である。彼女は1933年の税 f4.55 を完納している。」[ibid:989]

[P. A. (desa L)]

「P. A. は1933年4月16日に f12 を(L 農民銀行から)借りた。彼は既に分割払いで f4.50 を返済し、残りは f7.50 である。彼は滞納したことはない。借金の目的は栽培期間中の生活費に充てるためである。

彼は石造りの家と屋敷地、及び水田1.5bouw を持っており、家族構成は夫、妻と子供2人である。

水田栽培は妻が管理し、夫は煙草の商いで1日平均 f0.25 稼ぐ。妻は他に小さなワルンを経営し、1日平均 f0.15 の稼ぎがある。合わせた収入は1日 f0.40 である。生活費は1日あたり f0.20 (彼らは粃とトウモロコシを持っている)なので、1日に f0.20 の残りから負債を返済するのは容易である。」[ibid:1062~1063]

以上の史料の中の B. S. と B. N. は、占有物や小作を行っていることから見て貧困層に属する。これに対して P. A. は水田占有規模や、石造りの家を持つことから見て、平均的な農民であると思われる。そして、いずれも煙草栽培にも糖業にも係わっていない。さて、いずれの家族にも共通していることは、農業以外に様々な副業を行っており、それが家計の中で重要な役割を占めていることであろう。これはおそらくこの地域の農民に共通した性格であろうと推定される。次に、これらの家族がいずれもデサ銀行からしばしば借金をしていることも共通している。融資はいずれも3～4月という農業収入がない時期に行われている。この場合に注目されるのは P. A. である。彼の一家は水田からの収入以外に副業で生活費の倍の現金収入を稼いでおり、かなり生活に余裕があると思われるのに、金を借りている。こうしてみると、端境期の借金は、広範な農民にとって家計の不可欠の構成部分であったと考えられよう。

さて、以上のような農民経済は恐慌期にどのように変化したのか、以下、先ず、経済変化の状況を概観することにしよう。

2、恐慌期ブスキ農村経済の変化

この地域で恐慌の影響が感じられ始めたのは、31年後半期のことであった。この年の10～11月の経済状況に関する記述によると、特に北部諸郡において糖業での労働機会縮小の影響が出始め、例えばパナルカンでは失業した糖業労働者の中に魚釣りに従事する者もいるといわれる [Residentiegewijze samenvatting van de in October en November gehouden enquête naar de voedselverhouding op Java en Madoera, mr 157/32, Vb 2-4-32-6]。この年はまだ糖業の栽培縮小が本格化する以前であるから、糖業地帯パナルカンでは翌年以降、1章で触れたように経済状態はさらに悪くなったと推定できる。

しかし、煙草地帯では様相がやや違っていた。その中心地であるジュンブルでは確かに31年後半期には影響が出始め[Lette 1933 I:136]、「食糧は安く現金は高い」という農民の声が聴かれたが、他地域に比べるとその程度はずっと低いという。そして、その理由は農民の多くがなお煙草栽培からかなりの副収

入を得ているからであったといわれる [ibid:137]。また、32年の調査報告も、ジュンブル県では砂糖黍と煙草の栽培制限の影響で賃金や労働機会が縮小したのは確かだが、マドゥラ人輸入労働力の減少によってむしろ土地の住民にとっては労働機会が拡大したとさえ述べている [Onderzoek Djember 1932]。さらにこの時期の賃金の下がり方は僅かであり、これに対して日用品や衣服の価格低下の方が大きく、賃金労働者はむしろ利益を受けたと報告される [Lette 1933 I:136]。したがって、煙草地帯では糖業地帯より遅れて影響が出始めたと考えられる。

これに対してパニユワングのヤシ栽培地帯では最も早く経済が悪化した。ここでは籾価の下落に加えて2章でみたようにヤシとコブラ、さらにバナナの価格が暴落したが、ジュンブルなどとは違って煙草や糖業からの副収入によってそれが一時的に緩和されることがなかったため、すでに31年から農民の収入は大きく減少したといわれる [ibid Bijl.Rogodjampi:16]。

このように、地域の農業構造によって恐慌の現れ方は一様ではなかったが、38年の理事報告によれば全体として恐慌の影響が最も深刻になったのは1935～36年のことであった。

「前任者が本理事州を離任した時 (=1934年)、恐慌の最も深刻な時期はプスキではまだ始まっていなかった。……最も暗い時期は1935年から36年初めにかけて訪れた。この時、あらゆる分野で激しい後退が観察されたのであるが、それはまた農産物価格の低落と1934/35年西モンスーン期の煙草作の凶作のせいでもあった。このことは特に恐慌の打撃を最も強く受けたパナルカン県 (Besoeeki 郡、Soemberwaroe 郡) とボンドウォソ県 (Pradjekan 郡) についていえる。このことは、貨幣流通が激減したことからも明きらかである。住民は次第に最後の蓄えに手をつけ、牛を手放した。さらに彼らは金の装身具や宝石を華人買上げ商人に譲り渡したが、華人買上げ商人達は質札をも買い上げて、貴重品を質屋から受け取った。」 [MvO Besoeeki 1938]

こうした状態が回復期に入るのは36年末～37年初からである。同じ理事報告によれば、37年は一般的には住民にとってよい年であった、それは第1に籾価が良好であったことによるものであり、第2にトウモロコシ、大豆の価格は

良好な状態が続いたこと、

4-1表 ブスキ理事州からの農産物等輸送量

さらにコブラとカッサバにも長期にわたって高値がついたことによるものであったという。この結果、ブスキ州内から州外へと輸送される産物の量は、36年と比較すると4-1表に示されるようにほとんどの品目で増加した。

ただ、理事報告は同時に、この回復期には生活

	1936年 第2~4四半期	1937年 第2~4四半期
国鉄經由		
コブラ	3,307	4,567
大豆	10,113	12,651
トウモロコシ	2,896	4,227
パナルカン、パニユワング港經由		
ゴム	5,130	6,646
トウモロコシ	21,261	25,902
米	875	4,733
コーヒー	10,880	10,342
コブラ	7,059	8,566
砂糖	92,431	58,877
糖密	5,804	21,564
煙草	15,468	14,465
茶	217	191
vezel	4,390	3,273
カボック	499	525
ヤシ油	744	4,376

費が上昇し、特に米価の上昇は非土地占有者や賃

単位:国鉄經由は ton、パナルカン、パニユワング港經由は1,000ton
出所:MvO Besoeki 1938

金生活者にとっては不利であったこと、また、農産物価格上昇の利益は必ずしも土地占有者のものになった訳ではなく、しばしば土地を担保に金を貸している者の手に落ちたとも指摘している。この最後の点は、後に詳述することにして、以下では、こうした経済状況の変化の内容について検討してみたい。

3、恐慌期農民経済の変化の中味

恐慌期のジャワ農村経済の変化については、一般的に現金不足、貧困化ということがしばしば指摘されてきた。この地域でも、それは先に引いた38年理事報告にあったようにやはり同様であった。それでは、それはどの程度であったのか、また先に述べてきた農民経済構造の地域差とどう係わっていたのであろうか。

ところで、農民経済の変化を見るのに最もよい指標は、土地占有者全てに課せられる地税の納入状況であろう。しかもこの地域の農民は、一般に糖業、煙草農園の借地料、農産物の一部の販売、労賃でこれを納入するのが普通であり

4-2表 ブスキ理事州における地税金定額と恐慌減額

地域	1927-28年 査定改訂 額	1931年 査定額	1932年 査定額	32年 減額 率	1934年 査定額	34年 減額 率	1935年 査定額	35年 減額 率	1938年 査定額	38年 減額 率
Bondowoso	f 125,841				f 88,024	30%				
Tamanan	124,095				88,384	30%				
Wonosari	149,795				108,027	30%				
Pradjekan	91,212				64,293	30%				
Bondowoso県	490,493	f 496,000			f 348,728	30%	f 348,000	30%	f 273,204	45%
Sitoebondo	184,597	186,538	f 146,296	20%	f 110,070	40%				
Panaroekan	95,326	95,652	76,000	20%	61,910	35%				
Soenberwaroe	122,404	116,327	93,548	20%	64,211	50%				
Besoeki	88,581	80,303	78,000	10%	56,690	35%				
Panaroekan県	490,908	478,820	393,884		f 292,882	40%	f 284,000	40%	f 269,638	45%
Djember		f 169,748	f 136,425	20%	f 119,552	30%				
Kalisat		194,540	156,219	20%	136,961	30%				
Majang		89,968	73,005	20%	64,891	30%				
Rambipoedji		186,486	168,722	10%	132,750	30%				
Tangoel		155,468	140,697	10%	109,516	30%				
Poeger		207,679	167,796	20%	148,401	30%				
Woeloehan		159,768	145,478	10%	114,308	30%				
Djember県		1,163,657	988,342		f 826,379	30%	f 816,000	30%	f 817,486	30%
Banjoewangi					f 100,073					
Rogodjampi					155,249					
Genteng					78,469					
Tjloering					80,920					
Banjoewangi県					f 414,711				f 427,559	

出所:1927~28年査定改訂額は MvO Bondowoso 1931、1931年査定額の Bondowoso 県は1-7表、Sitoebondo~Panaroekan 県は Onderzoek Panaroekan 1932データから算出、Djember~Djember 県は Onderzoek Djember 1932、1932年査定額の Sitoebondo~Panaroekan 県は Onderzoek Panaroekan 1932データから算出、Djember~Djember 県は Onderzoek Djember 1932、1934年査定額は MvO Besoeki 1934、1935年査定額は1-7表、1938年査定額は MvO Besoeki 1938

[MvO Bondowoso 1931]、したがってその納入状況は前章まで述べてきた糖業、煙草栽培、住民農業の動向に大きく規定されると考えられる。ただ、同時にこの時期にはいわゆる「恐慌減額」という形で地税の引下げが実施されたことも、納入状況にかなりの影響を与えたと考えられる。各時期の査定額と減額率はデータの得られた限りで4-2表に示した。以下では、この点もふまえて地税納入状況を検討し、それを通して先に掲げた問題を考察してみたい。

さて、パナルカン、ボンドウォソでは既に31年に農産物価格の下落のために地税の徴収にかなり困難を伴ったと報告される。これは、恐らくは27年1月及び28年1月に、この地域に新しい査定が実施され、かなりの増税となったことと関連があろう。この結果、理事覚書は32年に予定されている中間増税は延期

されるべきであると提言している
[MvO Bondowoso 1931]。

こうして32年にはジャワ・マ
ドゥラ全体で110郡に10～20%の
恐慌減額が実施され、この地域に
も導入されるが、Soemberwaroe
郡のみは状況が特に悪かったので、
減額率は最終的には30%に引き上
げられた[MvO Oost-Java 1933]。

さて32年の納入状況を見よう。先ずパナルカン県では4-3表に示されるように、
恐慌減額にもかかわらず、この年の納入状況は前年より後退している。これは
糖業の縮小と関連があろう。ただ特に状況の悪い Soemberwaroe 郡ではこの
年に栽培縮小は実施されておらず、住民農業の不振が基本的な原因であると思
われる。

次に、4-4表でジュンブル県の30～32年の納入状況を見よう。31年の納入状
況は前年よりは後退しているが12月末には完納しており、経済状況の変化はそ
れほどではなかったことがここからも窺える。ところが32年には納入状況はか
なり悪化している。中でも Djember から Rambipoedji までの4郡の動きは極
端で、8月末まで10%台であったのが翌月には90%近くに上昇している。この
理由は、煙草農園がこの月まで地稅支払いを遅らせていたためであり、9月に
払込みが行われた結果、急上昇したのである。煙草農園は栽培に使用しない借
入れ地の地稅についても、この年は従来通り全額を負担したという[Lette
1933 I:139]。Tanggoel 以下の3郡は砂糖黍栽培が行われ、煙草は多くない
郡である。納入状況は8月までは煙草地帯4郡を上回っていたが、9月末の数字
は逆に下回るものとなった。このことは、この地域の農民経済が糖業の栽培
縮小によってより大きな影響を被ったことを示唆している。しかし、結局、こ
の年も年末の滞納額はわずか f110に過ぎず[Rijke 1934:38]、ほぼ完納するこ
とになった。

さて、34年にパナルカン県で行われた地稅の中間評価改訂は恐慌減額とは別

4-3表 パナルカン県における地稅納入
状況：1931～32年

	8月末までの地稅納入					
	金額 1000 キルガ-		比率(%)			
			1931年比		査定額比	
	1931	1932	1931	1932	1931	1932
Sitoebondo	97	79	100	81	52	54
Panaroeakan	66	38	100	58	69	50
Besoeki	53	39	100	74	66	50
Soemberwaroe	57	29	100	51	49	31

出所：Onderzoek Panaroeakan 1932

4-4表 ジュンブール県地稅納入狀況：1930～32年

郡	査定額	納入額累計(同納入率)							11月末	12月末
		6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末		
1930年										
Djember	169,562	31,354(18.5%)	127,644(75.3%)	144,837(85.4%)	160,052(94.4%)	169,058(99.7%)				
Kalisat	194,345	29,650(15.3%)	158,676(81.6%)	179,133(92.2%)	191,143(98.4%)	193,844(99.7%)				
Majang	90,142	11,942(13.2%)	71,790(79.6%)	81,466(90.4%)	89,327(99.1%)	90,118(100.0%)				
Rambipoedji	185,116	13,311(7.2%)	162,770(87.9%)	176,947(95.6%)	184,030(99.4%)	185,116(100.0%)			完納	
Tangoel	152,833	44,081(28.8%)	96,350(63.4%)	123,790(81.0%)	137,517(89.9%)	145,488(95.2%)				
Poeger	204,259	101,654(49.8%)	139,356(68.2%)	169,770(83.1%)	187,610(91.8%)	201,937(98.9%)				
Woeloehan	159,210	38,948(24.5%)	85,305(53.6%)	123,155(77.4%)	140,477(88.2%)	155,536(97.7%)				
1931年										
Djember	169,748	19,733(11.6%)	119,983(70.7%)	136,700(80.5%)	154,397(91.0%)	163,797(96.5%)	169,725(100.0%)			
Kalisat	194,540	25,844(13.3%)	152,741(78.5%)	171,744(88.3%)	188,071(96.7%)	192,968(99.2%)	194,148(99.8%)			
Majang	89,968	16,932(18.8%)	67,101(74.6%)	77,282(85.9%)	85,634(95.2%)	89,442(99.4%)	89,946(100.0%)			
Rambipoedji	186,486	64,463(34.6%)	142,826(76.6%)	167,208(89.7%)	182,224(97.7%)	184,877(99.1%)	186,480(100.0%)			完納
Tangoel	155,468	36,794(23.7%)	98,513(63.4%)	125,801(80.9%)	138,534(89.1%)	149,783(96.3%)	154,088(99.1%)			
Poeger	207,679	83,511(40.2%)	119,195(57.4%)	149,964(72.2%)	176,104(84.8%)	192,627(92.8%)	207,143(99.7%)			
Woeloehan	159,768	33,709(21.1%)	88,915(55.7%)	116,427(72.9%)	137,344(86.0%)	150,930(94.5%)	155,835(99.1%)			
1932年										
Djember	136,425	8,246(6.0%)	12,013(8.8%)	16,265(11.9%)	116,427(85.3%)					
Kalisat	156,219	15,969(10.2%)	19,037(12.2%)	24,197(15.5%)	146,075(93.5%)					
Majang	73,005	5,059(6.9%)	9,385(12.9%)	14,260(19.5%)	64,951(89.0%)					
Rambipoedji	168,722	5,552(3.4%)	15,531(9.2%)	26,807(15.9%)	147,083(87.2%)					
Tangoel	140,697	16,412(11.7%)	34,705(24.7%)	55,399(39.4%)	105,873(75.2%)					
Poeger	167,796	40,487(24.1%)	71,384(42.5%)	96,152(57.3%)	115,315(68.7%)					
Woeloehan	145,478	6,282(4.3%)	32,868(22.6%)	63,242(43.5%)	99,364(68.3%)					

出所：Onderzoek Djember 1932: bijl. No. 9, No. 10

にかなりの地稅引下げをもたらした[Soekasno 1937a:362~363]。乾地についてはその率は50%以上に及んだ。同様の改訂は35~37年に残る3県でも実施され、さらにパナルカンについては38年1月に再改訂が実施された。このことによって、地稅査定額はかなりの減額になったという[MvO Besoeki 1938]。

地稅納入状況に影響を与えるいま一つ重要なことは、新たに増加した水田に対する査定の問題である。先述のようにジュンブル県、バニユワンギ県では33~34年に水田の増加がそれぞれ4,000ha、12,000ha確認されたが、この時の査定では最も地稅が低いグループに分類された。ところがこれらの水田は収量が良く、次の査定額改訂に先行するグループ分けでは最上グループに入れられるべきであったが、經濟状況を考慮して課稅額は抑えられたという[ibid]。

それでは34年の納入状況はどのようであっただろうか。4-5表はそれを示したものである。納入状況が相対的に良くないのはパナルカン県(特に Soemberwaroe 郡)、ボンドウォソ県、バニユワンギ県の Banjoewangi、Rogodjampi 郡であるが、理事によると若干の状態の悪い副郡を除けば、年末には査定額全体が完納されるであろうという見通しが述べられる[MvO Besoeki 1934]。

35年以降の年の納入状況の具体的な数字は得られなかったが、38年の理事覚書はこの時期の地稅徴収について「特別な困難はなかった。各年末の滞納は特別の手だてを取ることを必要とするようなものではなかった。強制執行の書類はたいていの場合、執行に移す必要がなかった。」と述べている[MvO Besoeki 1938]。

こうして地稅納入状況を見てくると、先ず第1にこの地域ではそれは一般にかなり良好であった印象が強い。このことは、この地域の納入状況を4-6表に掲げたジャワ・マドゥラ全体の状況と比較すると明きらかである。ジャワ・マドゥラ全体では、滞納率は早くも31年には8.5%に達し、以降、35年までは10%台を記録、36年から大きく減り、37年になってようやくほぼ通常の数字に戻っている。こうした巨額の滞納はプスキでは発生しなかった。第2に、州内の地域的な違いを見ると、大ざっぱにいて煙草地帯は納入状況が良く、糖業地帯及びバニユワンギのココヤシ地帯は相対的に良くないといえよう。そして

4-5表 1934年地税納入状況

県	郡	1934年査定額		11月末現在(対査定額) 未払い残額	
		(netto)	納入額		
Bondowoso	Bondowoso	f 88,023.74	f 73,641.75(83.7%)	f 14,381.99	
	Tamanan	f 88,384.34	f 73,978.91(83.7%)	f 14,405.43	
	Wonosari	f 108,027.03	f 94,154.51(87.2%)	f 13,872.52	
	Pradjekan	f 64,292.92	f 58,311.73(90.7%)	f 5,981.19	
	小計	f 348,728.03	f 300,086.90(86.1%)	f 48,641.13	
Panaroeakan	Sitoebondo	f 110,070.19	f 98,876.86(89.8%)	f 11,193.33	
	Panaroeakan	f 61,910.48	f 45,334.78(73.2%)	f 16,575.70	
	Soemberwaroe	f 64,211.20	f 44,876.76(69.9%)	f 19,334.44	
	Besoeki	f 56,690.29	f 42,782.60(75.5%)	f 13,907.69	
	小計	f 292,882.16	f 231,871.--(79.2%)	f 61,011.16	
Djember	Djember	f 119,551.97	f 116,752.55(97.7%)	f 2,799.42	
	Kalisat	f 136,961.34	f 136,344.04(99.5%)	f 617.30	
	Majang	f 64,890.73	f 64,343.39(99.2%)	f 547.34	
	Rambipoedji	f 132,750.04	f 132,254.14(99.6%)	f 495.90	
	Tangoel	f 109,515.84	f 109,160.25(99.7%)	f 355.59	
	Poeger	f 148,400.54	f 139,595.54(94.1%)	f 8,805.--	
	Woeloehan	f 114,308.08	f 113,862.86(99.6%)	f 445.22	
	小計	f 826,378.54	f 812,312.77(98.2%)	f 14,065.77	
Banjoewangi	Banjoewangi	f 100,072.92	f 88,353.79(88.3%)	f 11,719.13	
	Rogodjampi	f 155,248.66	f 134,251.07(86.5%)	f 20,997.59	
	Genteng	f 78,469.26	f 76,566.25(97.6%)	f 1,903.01	
	Tjloering	f 80,919.80	f 78,238.90(96.7%)	f 2,680.90	
	小計	f 414,710.64	f 377,410.64(91.0%)	f 37,300.63	
Besoeki理事州	合計	f1,882,699.37	f1,721,680.68(91.4%)	f161,018.69	

出所：MvO Besoeki 1934

4-6表 ジャワ・マドゥラ地税納入状況

年	(a)査定額	(b) 減免額			(c)実際の 徴収予定額 (a)-(b)	滞納	
		凶作による	休閑による	その他の理由		(d) 額	率(d)/(c)
1929	34,052,288						
1930	34,583,110	874,899	186,499	3,196	33,460,621	502,248	1.5%
1931	34,919,004	1,480,780	202,319	270,007	32,951,342	2,812,394	8.5%
1932	35,138,293	937,082	140,670	5,656,365	28,373,498	3,756,999	13.2%
1933	34,345,518	1,179,688	131,502	8,659,915	25,018,534	4,507,473	18.0%
1934	33,345,311	1,287,377	127,121	10,441,860	21,466,077	3,307,672	15.4%
1935	32,119,182	758,323	128,840	9,631,034	21,557,493	2,662,326	12.3%
1936	30,452,061	543,286	105,393	8,269,336	21,531,470	1,409,413	6.5%
1937	28,126,029	464,849	59,554	6,466,449	21,097,924	466,542	2.2%
1938	26,558,159	355,703	43,472	5,204,733	20,954,251	262,468	1.3%

単位：ギルダ

表註：査定額、実際の徴収予定額は、翌年の報告にある修正された数字である。
他方、減免額は各年の数字を用いた。したがって、(a)-(b)は(c)と一致しない。ただし、それほど大きな誤差はないので(c)の算出には(c)の数字を用いた。

出所：I.V.1931:68; 1932:38; 1933:27; 1934:28-29; 1935:25; 1936:25; 1937:28; 1938:36; 1939:41

Soemberwaroe 郡は特に状況が悪いが、これはこの郡の農業条件の悪さによるものである。

次に庶民金融の点からも農民経済の状況を見ておくことにしよう。30年代前半期のデサ金融の状況について、1934年の理事覚書は「本理事州ではデサ金融（デサ銀行等）は極めて良好な状態にある。規則が良く練られており関係官吏が厳しく管理を実行しているおかげで、実質的に滞納はない。バニユワング県ではこの2年間にデサ銀行数がかかなり増加したが、それはこの地域における発展の安定によって、それに対する需要が大きかったからである。」[MvO Besoe-ki 1934]と、高い評価を下しているが、この点を、データの得られたポンドウォソ県とジュンブル県についてもう少し詳しく見ておきたい。4-7表、4-8表によると、両県とも32年から貸付数、貸付額ともかなり減っていることがわかる。これらの銀行は、恐慌による経済悪化に対応して、引締め政策を取ったのである。ただ、それにしても滞納はポンドウォソ県では33年に発生しているがごく僅かであり、ジュンブル県ではない。

それでは、一般に貸付額や規模がデサ銀行よりも大きい庶民金融銀行についてはどうであろうか。34年理事覚書は「ジュンブル県のものが最も状況が良い。…

4-7表 ポンドウォソ県におけるデサ銀行

年	貸付数	貸付額	平均額	返済額	年度末滞納	滞納率%	銀行数
1928	20,812	231,342	11.11	226,829	-		67
1929	20,126	246,293	12.20	244,176	103.--	0.25	56
1930	18,334	231,719	12.60	234,433	166.--	0.44	56
1931	15,436	178,024	11.53	189,910	-		56
1932	12,321	98,233	8.--	113,042	-		56
1933	10,489	84,589	8.06	85,006	184.--	1.67	56

単位：千盾-

出所：Onderzoek achterstand 1935:501

4-8表 ジュンブル県におけるデサ銀行

年	銀行数	季節返済貸付	月払い返済貸付	週払い返済貸付	年度末滞納額	貸付数	1貸付平均	1人当平均
1928	60	-	4,000	342,000	-	34,000	10	0.47
1929	72	-	11,000	488,000	-	44,200	10	0.66
1930	74	-	12,000	575,000	-	50,000	12	0.63
1931	80	-	8,000	498,000	-	47,000	11	0.54
1932	80	-	3,000	337,000	-	42,000	8	0.36

単位：千盾-

出所：Onderzoek achterstand 1935:503

…ここでは滞納は9%を越えることはなかった。」「パニュワングの銀行の貸付政策はあまりに慎重すぎて……それ故、何人かのアラビア人高利貸しの活動に好都合な分野を提供することになった。」「ボンドウソの銀行は……近年、滞納をかなり抑えることができた。……この銀行をパナルカンの銀行とともに一人の支配人の管理下におくことが提案されているという。これは、極めて多額の滞納を抱える後者の銀行の憂慮すべき状態からすると、現状では考えられる対策であると思う。」[ibid]と述べ、ジュンブル県の状態の良さ、パナルカン県の状態の悪さを指摘している。ここでは、データの得られたジュンブル県の例について4-9表で見ておこう。

ここからわかるのは、やはり31~32年には引締めを実施していることであり、特に貸付額の大幅な低下が目立つ。これは31年には家畜の価格が低下したことによるものであり、32年は糖業の土地借入れ中止、煙草農園の栽培制限に対応したものであった。この結果、特に32年後半期から33年初めにかけでは、f500以下の貸付けは通常年の1/3に減少した[Rijke 1934:32~33]。ただし、滞納率はそれほど悪くはない。

それでは、30年代後半の状況はどうであろうか。理事覚書によれば、35~36年にはジュンブル県を除いて滞納額はかなり多かったというが、37年には4-10表に示されるように貸付けが増えたにもかかわらず滞納額は大きく減少している。このことは、この時期の経済の回復を示すものである。

以上のことから明らかになるのは、第1に庶民金融銀行の滞納状

4-9表 ジュンブル庶民銀行融資統計

年	貸付件数	貸付総額	1件当平均 貸付額	12月末 滞納率
1910	303	25,395.--	84	
1911	1,182	90,685.90	76.5	
1912	1,495	127,175.--	85	
1913	1,395	134,229.--	96	
1914	1,629	179,055.--	109.5	6.25
1915	1,412	158,550.--	112	2.75
1916	2,589	237,075.--	91.5	1.75
1917	2,384	140,936.--	59	8.25
1918	2,119	147,943.--	69.5	10.25
1919	2,250	177,300.--	79.5	5.5
1920	2,966	279,973.50	94.5	4
1921	2,982	327,910.--	110	10.5
1922	3,798	516,707.--	136	7
1923	5,402	684,876.--	127	7.5
1924	7,146	861,364.--	120	3.5
1925	8,747	915,235.--	104.5	2.25
1926	13,773	1,149,888.--	83.5	2
1927	13,573	1,232,567.--	90	1
1928	12,121	1,224,684.--	100	2.5
1929	14,608	1,380,045.50	95	1.5
1930	15,616	1,534,075.--	87	1.5
1931	14,256	1,016,865.50	71	2
1932	12,747	506,267.25	40	6

出所：Rijke 1934:42

4-10表 36,37年第4 四半期庶民銀行貸付、滞納額

	貸付額		滞納額（滞納率）	
	36年第4 四半期	37年第4 四半期	36年第4 四半期	37年第4 四半期
Bondowoso	f 28,882	f 32,416	f 5,541(19.2%)	f 2,524(7.8%)
Panaroekan	f 20,824	f 52,774	f 195(0.9%)	f 231(0.4%)
Djember	f106,760	f 96,793	f 292(0.3%)	f 547(0.6%)
Banjoewangi	f 52,447	f 85,112	f 5,216(9.9%)	f 3,169(3.7%)
合計	f208,913	f267,095	f11,244(5.3%)	f 6,471(2.4%)

出所：MvO Besoeki 1938

況では、30年代前半には特にパナルカン、ボンドウォソで多額の滞納を出し、後半期にはボンドウォソとバニユワンギが状態が悪かったこと、これに対してジュンブル県は一貫して状態が良かったということである。ここでも、地稅納入状況から見た經濟の地域差とほぼ同様のことが窺われるのである。しかし、これらは37年には經濟状況回復とともに大きく改善されている。第2に、デサ銀行、庶民金融銀行ともかなりの引締め政策を実施したことである。先に見たように、この地域の農民經濟の中でこれら銀行からの借入れが不可欠の部分を構成していたことを考えるならば、このことの意味は大きい。農民は当然のこととして、他の融資者に向かわざるをえなくなる。先に引いた34年の理事覚書にあるバニユワンギでの事態は、どこでも起こるのである。

4、經濟変化に対する農民の対応

それでは、以上のような状況に農民はどのように対応したのであろうか。それは先ず、生活の切詰めという形で現れた。例えば Lette は、ジュンブル県では既に31年に生活を儉約しなければならないという觀念が徐々に広まっていった[Lette 1933 I:117]、またバニユワンギ県 Rogodjampi 郡では、この觀念の広がりとともに、スラメタン²⁴⁾の回数がずっと減り、金をかけなくなった、より少ないもので我慢し、贅沢品は手放す、銅製の台所用品をブリキ製や土器に代えるといったことが行われたと指摘している[Lette 1933 bijl. Rogodjampi :14~16]。

こうしたことは、特に現金取引をできる限り減らす方向に向かった。例えば以前には現金払いが普通であったパンチェン労役は現物支払いが増えた²⁵⁾ [ibid]。また、従来、農民は収穫期には比較的容易に杓を手放して現金に代え、それで牛や装飾品を購入していたが、煙草地帯でも可能な限り杓のストックには手をつけなくなった。だからこの時期には、農民の手元に現金はないようになった [Onderzoek achterstand 1935:486; Lette 1933 I :117]。物を売り買いつける場合にも、例えば鶏と米、石油と米といった形での物々交換が増加した [Onderzoek Djember 1932; Lette 1933 bijl. Rogodjampi:14]。こうしたことは市場における取引の後退を招いたが、そのことは4-11表に示されるように各県評議会 (regentschapsraad) が受納した市場税額の変化²⁶⁾ に現れている。ただ、ここでもジュンブル県の減少の仕方が相対的に緩やかであることが注目される。32年のジュンブル県調査も「市場からの収入の低下は、よそではもっと激しく、またより早く始まった」と述べている [Onderzoek Djember 1932]。

農業の面では、雇用労働力に対する賃金、牛の借り賃などは低下しただけではなく、現物支払いが増加し [Lette 1933 bijl. Rogodjampi:15]、また、相互扶助の適用が増加した²⁷⁾ [Soekasno 1937:348]。

以上に加えて、この時期、この地域の農民は積極的に経済の悪い状況を切り抜けようとした。そのことは、3章で触れた3-1表に示される農業の集約化、すなわち土地利用回数を増やすことに最も典型的に示されるが、同時にまた、2章で述べた住民煙草

栽培の動向に見られるように、住民は価格変動に敏感に対応して栽培を変化させて、少しでも収入の増加を計ろうと努めた。また、32年のパナルカンでは、地域間の僅かな価格差を利用した小規模な生

4-11表 各県評議会受納市場税 (passerretuributies) の推移

	1930年	1931年	1932年	1933年	1934年
Bondowoso	f 61,040 (100)	f 54,841 (89.8)	f 39,036 (64.0)	f 30,698 (50.3)	f 19,872 (32.6)
Panaroekan	f 60,499 (100)	f 56,138 (92.8)	f 44,661 (73.8)	f 36,160 (59.8)	f 25,735 (42.5)
Djember	f158,154 (100)	f153,869 (97.3)	f128,840 (81.5)	f104,606 (66.1)	
合計	f279,693 (100)	f264,848 (94.7)	f212,537 (76.0)	f171,464 (61.3)	

表註：1934年の数字は9ヶ月間のものである
出所：MvO Besoeki 1934

産物取引が大きく拡大したと報告されるが〔Onderzoek Panaroekan 1932〕、これも利益をあらゆるところに求める動きの一つであると考えてよい。

いずれにせよ、こうした形でこの地域の農民は恐慌期を切り抜けたのであった。

5、恐慌期の社会構造変化

さて、これまでは恐慌期の農民経済の変化を農民一般について論じてきたのであるが、最後にそれがこの地域の農村社会構造にどのような変化をもたらしたかという点を検討しておきたい。従来、この点について本格的に論じた研究はほとんどなく、管見の限りでは Elson 1984の第8章が唯一のものである。Elson は本稿で対象としているブスキ理事州の西隣に位置し、同様に糖業と煙草栽培の中心の一つであったパスルアン理事州の糖業と農村社会の係わりを検討し、恐慌期の糖業の不振すなわち巨額の現金収入源の突然の消滅による現金不足の結果、税の滞納、現物や労働での支払いの増加、小商業、小工業などの困難、スラメタンの回数の減少などの現象が発生したことを指摘し、そうした農村社会経済の変化を、富農(the prosperous) =退職官吏、村長や企業家である大土地所有者、貧農(the poor)、中農(the middle peasant)という各階層毎に検討し、富農の没落、中農の相対的安定を主張する。

Elsonによると、富農は土地の多くを糖業に貸し付けたり小作に出していたが、糖業の借地縮小、現金不足により小作人が小作料を支払えなくなったことが原因で壊滅的な打撃を被り没落した。これに対して中農とは自分と家族の生計を支えるのに十分な土地だけを持つ農民であるが、「この困難な時期を最もうまく生き抜いたと思われる。」彼らは富農や貧農よりも柔軟性があり、取引を現金でなく物々交換で行ない、スラメタンを縮小し、塩や肉の消費を減らし、米をより安い食物に、パチックの衣類をプリント製のものに変え、銅製の鍋ではなく鋳製のものを使うなど、現金支出を本当に必要なものだけに限定すれば「少なくとも生きるために十分な食料を確保できた。」もちろん彼らにとっても恐慌の影響は大きく、とくに現金不足と農産物価格の低下にもかかわらず借金の返済や諸負担の遂行をしなければならなかった初期の時期には事態が深刻

だったが、彼らはその費用よりも多くを生産し得るだけの利用可能な資産を持っており、(1)糖業の返還地で米作を展開したこと、それにも増して重要なこととして、(2)従来よりもずっと集約的、効率的な土地利用、すなわち作物サイクル短縮と農業技術改善により時間と土地を最大限にまで活用するという農業経営によって切り抜けた。そして、こうした中、おそらく多数の中農が富農が安く手放さざるをえなかった土地のいくらかを手に入れたであろうとする²³⁾。

以上のように、Elsonにしたがえばパスルアンでは大土地所有者の没落によって農民層分解は中農平準化に向かったということになるのであるが、こうしたことはブスキでも生じたであろうか。以下では、この問題を特に大土地所有者に焦点を当てて検討してみたい。

(1) 土地所有と地主制

ブスキ理事州の土地所有形態もパスルアンと同様に世襲的个人占有であるため、糖業への土地貸出し、煙草栽培などとの関連で早くから大土地占有制が発展、農民層の分解が進んできた[植村 1983a; 1983b]。これらは理事州全域において展開していたと思われるが、20年代末～30年代初めには特にパナルカン県の北海岸地域において不在地主制が広範に展開していた[MvO Bondowoso 1931]。そして、その対極には多数の土地なし農民が存在した。32年調査は「耕地を持っていない戸主は、地方行政当局の見積りで Sitoebondo 17,000人、Panaroekan 9,500人、Besoeiki 16,000人である。しかし、この数字は額面通りには受け取れない。」[Onderzoek Panaroekan 1932]と、土地なし農民がそれよりも多かった可能性を示唆している。

こうした農民層分解の状況は、Soekasno による35年の調査からも窺える。この県の人口及び耕地占有者の状況は4-12表に示された通りである。この県の占有者1人当たりの平均占有規模はジャワ・マドゥラ平均(675rr)とほぼ等しいといわれるが[Soekasno 1937a:329]、農民層の分解状況を見ると県全体では半数を越える農家が水田を持っておらず、水田占有規模がIbouwに満たない農家数と合わせれば県全体では87%近くが(これらの農家が十分な収入の上がる乾地を持っていない場合には)農業収入のみでは生活がかなり困難な状態

4-12表 パナルカンにおける1935年土地占有状況

	人口	家族数	耕地占有者		水田占有者		水田占有規模別人数				水田		乾地		占有者 1人当 り面積
			占有者 数	1人当 り面積	占有者 数	1人当 り面積	1bw.	1-2bw.	2-5bw.	5bw.	非占有 家族数	占有者 数	1人当 り面積		
Sitoebondo	94,421	21,386	17,643	550	7,454	668	3,929 (50.5)	1,791 (23.0)	1,557 (20.0)	498 (6.4)	13,932	13,838		342	
Panaroeakan	34,963	7,919	9,464	689	4,635	690	2,688 (65.1)	848 (20.6)	411 (10.0)	179 (4.3)	3,284	6,600		503	
Besoeki	97,031	21,977	24,041	664	13,162	336	11,355 (71.9)	2,504 (15.9)	1,078 (6.8)	859 (5.4)	8,815	18,400		628	
Soemberwaroe	78,542	17,789	18,875	801	6,565	505	4,557 (69.6)	1,334 (20.4)	508 (7.8)	147 (2.2)	11,224	15,171		778	
Panaroeakan県	304,957	69,071	70,023	676	31,816	500	22,529 (65.8)	6,477 (18.9)	3,554 (10.4)	1,683 (4.9)	37,255	54,009		581	

単位：「1人当たり面積」は roeden² (500roeden²=1 bouw)

表注：各郡の「家族数」はパナルカン県の「人口」と「家族数」から割り出した家族数で人口を割った推定値である。
「水田占有者数」と「水田占有規模別人数」の合計は必ずしも一致しないが、これは統計の出所が異なることによる。
「水田非占有家族数」は「家族数」から「水田占有者数」を引いたものである。

出所：「人口」はSoekasno 1937a:325、「耕地占有者数」「水田占有者数」「乾地占有者数」はibid:329、「水田占有規模別人数」はibid:329

にあると思われる。さらに Soekasno は、17,742家族、全家族の約26%が家は持つが耕地を持っていない、14,465家長、約21%が家も耕地も持たないと推定している[ibid]。逆に 5bouw を越える規模の農家がかかなり多いことが特徴的である。不在地主が極めて多いことは、次のように指摘されている。

「この地域の土地占有形態は世襲的個人占有であるので、居住デサ以外で土地を購入すること(djoel lepas または ilang)が容易である。行政当局が収集したデータによると、パナルカン県では28%を越える水田占有者が土地があるデサ以外の場所に住む。水田占有者の大半が別のデサ居住者のデサさえある。例えば、desa Kedoengdowoでは429人の水田占有者の内、235人が他のデサに住む者である。desa Kilenでは、158人の水田占有者の内、139人が他デサに住み、このデサに住む水田占有者は19人に過ぎない。」[ibid:353]

パナルカン以外の3県の地主制の実情については史料がなく不詳であるが、バニュワンギではやはり大土地占有の多いことが報告されている[Lette 1933 bijl.Rogodjampi: 1]。また、この地域で特徴的なことはヤシ園を対象とした不在地主制が発展していることである。Soekasno の調査では、次のように述べられる。

「生産物を確保するための最も決定的な方法は、そこに植えられている木を

含めてヤシ園を買い上げること (djoel beli bebas) である。この地域の土地占有形態は世襲的個人占有なので、自分が住んでいる以外のデサの土地占有を手に入れるのは容易である。こうしたことなどの結果、デサではしばしば土地面積の多くの部分が他のデサ出身者の占有になった。こうして、例えば desa Soekodjati のヤシ園の80%以上が、desa Pakistadji、Pondoknongko、Soemberdjo、Kaliredjo、Pakis 及び Banjoewangi 市の住民のものである。デサ当局のデータによると、200人あまりのヤシ園所有者のうち、このデサに住む者は47人に過ぎない。

ただし、生産物を確保するためだけには、この方法は普通は用いられない。」 [Soekasno 1937 b:543~544]

以上見てきたように、この地域では土地所有の分解が大きく発展しており、それは30年代を通じて一貫した傾向であった。それでは、それは如何なる事情によるものであろうか。以下、先ず恐慌による経済状況の変化に大土地占有者層がどのように対応したかを見ることにしたい。

(2) 大土地占有者と恐慌

先ず、この地域で展開した大土地占有者の農業経営の特徴を検討しておきたい。それは基本的には分益小作で行われたと思われるが、Soekasno によると、パナルカンでは次のような内容を持っていた。

「lakoan” (分益小作) の場合、土地区画の処分権を持つ者は、占有者であれ債権者であれ、その土地を他人に収穫の半分を受け取る条件で耕作させる。

(中略)

この契約では、決して書かれた契約書は作られない。稲作の場合には、地主側が種籾を前貸しし、その分は後に収穫の際、初めて収穫物から引かれる。さらに地主側は栽培費用を負担し、地域によっては種籾播種の費用をも負担するところもある。その他の作業のコストは小作人負担である。収穫物の分配に関しては、この地域では一般的には二つのバリエーションがある。第1のものは主として Besoeki 郡で見られるが、小作人が種籾分を引いた後の1/3を受け取るというものである。Sitoebondo、Panaroekan、Soemberwaroe では収穫物の中から種籾分の他に、なお一定の量(土地の肥沃度

に依じて20～100glajoeng)の初がいわゆる“panadjahoeng”として引かれるが、これは地税支払いに充てられるものである。残った中から、小作人は半分を取り分として得る。」[ibid:350～351]

こうした分益小作は4-13表に示されるように、広範に展開していた。

以上の分益小作の条件は、栽培コストを地主が負担する点では小作人にとって有利であるが、地主側からいえば地主2、小作人1という取り分の分配の場合や、予め地税分を控除するという点では有利であった。しかし、いずれにせよリスクは折半されることになるのであるが、この点では次に掲げる定額小作制は地主側に一層有利であった。

「外部調査によると、主として Panaroekan 郡のみで土地貸出し(tapsiran)が多く見られる。

あらゆる危険を回避するために、この地域の大土地占有者は予め決められた2～4 amet/bouwの量の初を取穫後に支払うという条件で、土地を他人に貸し出す。この取引は、この地域では“tapsiran”の名で知られている。E.Niggebrugge 支配人は、200bouwと推定される水田を持つ Sitoebondo 郡の大土地占有者について言及し、かれはその土地をほとんど“paron”または“tapsiran”で第三者に耕作させていると述べている。」[ibid:352]²⁹⁾

バニュワンギの場合、大土地占有者が多い地域では水田耕起は賃労働で行われることが多く、以前には1ha当たりf30～35が支払われていたが、32年現在ではf17.50～f25に下がった、分益小作は様々な形態があるが、極めて頻繁に用いられるという[Rijstcultuur Banjoewangi 1932:450～451]。さて、ここで稲作労働慣行を見ると「田植時には他人の助けを求めるが、それは隣人である場合が多い。後で除草と取穫も行う田植手伝いの女性は、取穫の際に地域の慣行にしたがって取穫の1/6～1/9を手にする。除草は1～2回が普通である。」[ibid]とあるが、このことは取穫労働に参加できる者が既に田植えに参加した

4-13表 パナルカン県の分益小作

	a. 小作人数	b. 成人男子人口	a/b x 100
Sitoebondo	2.135	23.368	9.14%
Panaroekan	818	10.026	8.16%
Besoeki	6.030	22.921	26.31%
Soemberwaroe	2.484	21.352	11.63%
Panaroekan 県	11.467	77.667	14.76%

出所：Soekasno 1937a:350-351

者に限定されているか、あるいは少なくとも田植え参加者のパウオンは特別な額であったということを示していよう。このような慣行がある場合には、一般に地主有利であると考えられる。

バニユワングではこれまで述べてきたようにヨーロッパ資本の農園は少なく、したがって土地なし層にとっての最大の現金収入源は地主のもとで労働機会を見つけることであった。したがって、上に述べたように賃金の引下げが行われても、地主側が労働者を見つけることに困難を覚えるということにはなかったのではないかと思われる。こうした地主側にとって有利な条件が、上述した労働慣行の背景にあったのではないかと推定される。

さて、恐慌時にこの地域で Elson のいうように小作人が小作料を払えなくなって小作制が衰退したであろうか。この点では先に引いた Sitoebondo のある大土地占有者に関する報告に「彼はデサ内における影響力によって県内最大の土地占有者になったが、それは多くの小農民の犠牲によるものであった。それでも彼は、常に新しい借り手を見つけることができる。」[Niggebrugge 1934:404]とあり、小作人希望者がこの時期にも多かったことが示され、また、先述のように定額小作さえ行われたことを考えるならば、この地域では状況が異なっていたと考えられよう。

さて、1章で述べたように、パナルカン県では糖業が栽培縮小を大規模に実施したのであるが、この地主もまた、多くの土地を糖業に貸し出していた。しかし、「いくつかの糖業は、彼が補償にもかかわらず、糖業が長期借地した土地の不使用あるいは各使用時期の延期に合意しなかったので、かなりの損失を出すことになった。」[ibid]とあるように、糖業への貸付地に関する契約変更交渉で糖業側の提案を受け入れることを拒み、結局、以前のままの借地料収入を手にすることができた。このような大土地占有者の抵抗については既に述べたが[植村 1992]、この地域では糖業の栽培縮小によって大土地占有者が Elson のいうように単純に大きな打撃を被った訳ではなかった。

さて、農産物価格の下落に対しては、彼らはどのように対応したのであるか。バニユワングの32年調査は次のように述べている。「収穫が始まるとともに、たいていの農作物の場合と同様に(籾の)取引は大きく停滞したようである。

特に負債を返済しなければならない者が販売した。より豊かな農民はストックを貯蔵し、現金の必要に応じて販売した。」「富裕農民は、供給量が多くて価格が下がる場合には、収穫時には売らない。彼らは良い時期に売れるように、生産物を後まで貯蔵する。しかし、ほとんどの農民は収穫直後や、乾燥させた直後に売ってしまう。」[Rijstcultuur Banjoewangi 1932:451]同様のことは Soekasno の37年のパナルカン県での調査にも「農民は既に収穫直後に、その財政的義務を果たすために籾の大半を手放してしまう。そして大半の農民は1～3ヶ月経つとストックが底をついてしまう。いわゆる資本力ある農民だけがそれよりも長い期間ストックを保持するのであるが、その唯一の目的は生産物を良い値で売るためである。」と述べられる。この調査ではさらにその具体例として「9月に1 picol 当たり f1.45という合理的な価格で実施されようとした政府による買上げが失敗に終わったという事実の原因は、ここに求められるべきであろう。この時には住民から20,000picol を買付けできると予測が立てられたのであるが、実際には350picolにとどまり、この結果、買付けはどこでも中止された。たいていの農民は既にストックを手放しており、他の者はより高い価格を求めた。」という事例を上げている[Soekasno 1937a:334]。このように、恐慌による籾価格の低落は確かに農民全体に減収をもたらしたのであるが、現金不足は中小の農民にとってより厳しく作用し、経済力に余裕のある大土地占有者はこの段階でも利益を追求することができたのであった。

このように大土地占有者は恐慌期の経済変化の中でも様々な方法により収入減を最小限に食い止めようとしたのであり、Elson がいうように壊滅的な打撃を受けて没落したのではなかった。それどころか、次に述べるように、この時期、彼らはむしろ土地支配を拡大さえてきたと思われるのである。そして、その鍵は農民負債の激化という状況にあった。

(3) 農民負債の激化と大土地占有者の土地支配の拡大

この時期のブスキ農民経済のもう一つの特徴は、ジャワ・マドゥラ一般におけるのと同様、現金不足に起因する農民負債の深刻化ということであった。それがどの程度に進行していたかということは、1937年にパナルカン、パニユウング両県で農民負債状況調査が実施されたこと、それをふまえてこの年の末ま

でパナルカンでは f35,294、バニユワンギでは f21,426が負債解決のために政府から支出されたこと[MvO Besoeki 1938]などの事実から窺えよう。そして、このことはまた、農民負債が理事州内では特にこの2県で深刻であったことを物語っている³⁰⁾。

それでは、この時期になぜ農民負債の問題が深刻化したのであろうか。先に見たように、この地域の農民経済の中では現金の借入れそれ自体は当たり前のことになっており、また、農産物買付けに際して前貸金が提供されることも通常のことであった。こうした形での負債は、いわば農民経済の再生産にとって不可欠の構成部分をなしていたともいえよう。ただし、それは農民経済の収支バランスがとれている限りにおいてであった。

ところが30年代、恐慌期にはこの状況に変化が起こった。第1に、農園企業の不振、農産物価格の低下によって農民の収入は減少したが、支出はそれに見合った形では低下しなかった。例えば、4-14表に示した初価と地稅額の下がり方の違いを見れば明きらかである。また、逆に恐慌からの回復期には賃金や借地料は上昇したが、それは物価上昇には追いつかなかった[MvO Besoeki 1938]。第2に、前章で述べたように農産物の買付け自体が一時的に減少し、またその際の前貸しも以前より少なくなった。このことは、前貸しに頼ってきた農民にとっては決して負債からの脱却を意味するものではなく、新たな融資者をさがす必要が生じただけに過ぎなかった。しかし、先に見たとおり、この時期には政府の庶民金融機関はいずれも大規模な引締め策をとり、しかもその融資手続きには時間がかかり煩雑であった³¹⁾。

4-14表 パナルカン県における初価格、地稅額指数

年	初価	地稅
1929	100	100
1930	97	100
1931	55	100
1932	40	90
1933	29	70
1934	33	65
1935	32	60

出所：Soekasno
1937a:363

こうして、特に経済力のない農民は、高利貸しに頼らざるを得なくなるのであった。それでは、こうした農民負債の状況はどのようなものであり、それは大土地占有の拡大とどのようにかかわっていたのであろうか。以下、この問題をパナルカン県、バニユワンギ県での実態調査をもとに検討することにしたい。

[パナルカン県]

パナルカン県では30年代、次のような農民への前貸制度が広く行われていた。「全県に広くみられる融資制度は、収穫後に一定量の粃を返済する条件で個人が行う前貸しであり、デサでは“paren”の名で知られている。この融資は作物が植わっている時にも土地耕起時にも行われるが、時にはそれ以前にさえなされることがある。(これが近しい血縁間で行われる場合には)貸付けに対しては補償はほとんど要求されない。……しかし、別の場合には厳しい条件での貸付けが行われることがある。例えば、土地耕起時、あるいはそれ以前にf2.50～f3.50を借りた場合、収穫後に1ametの粃を返済しなければならない。粃価格は収穫直後にはf 6～f7.50/ametであるから、金貸しは5～6ヶ月後に少なくとも100%の利子を実現することになる。収穫の数ヶ月後には粃はf 9～f10/ametになり、金貸しはこの価格で販売するとさらに高い利子を実現できる。農民はこの間、食糧ほどには多くの現金を必要とはしないので、彼は借りた金を再び粃に換えねばならず、それはたいていデサに住み粃のストックを持っている前貸し提供者自身から、貸付けが行われた時期の市場価格で買うことになる。つまり、農民はf 3というせいぜい1/3ametの粃しか買えない額の借金によって、数ヶ月後には3倍を返済しなければならない。かくしてdesa KaliangetのPa. B.はhadji M.からのf 6の借入れに対して収穫後に2ametの粃を返済しなければならなかったが、この金額は実際には2/3ametの粃を買えるだけのものでしかない。だから彼は実際には元金の3倍を返済しなければならなかった。同じデサのPa. W.は収穫の2ヶ月前にBo. B.からf 2借りた。これに対して、彼は25glajoengを返済しなければならなかった。この金額でこの間に彼が買ったのは粃10glajoengでしかなかった。結局、彼は2ヶ月後に借入れ額の2.5倍を返済しなければならなかった。

現物が貸し付けられる場合には、2倍、時には5倍の量を返済しなければならない。desa SoemberanjarのPa. A.は、G. B. T.から3缶(blikken)のトウモロコシを借りたが、収穫後に15缶を返済しなければならなかった。Pa. D.は、同じ華人金貸しから借りた2缶のトウモロコシについて約6ヶ月

後に10缶を返済しなければならなかった。この金貸しは、かくして約6ヶ月で400%を下回らない利益を手にした。

現物で借りたものを現金で返済する場合には、その金額は貸付け時に予め定められている。Pa. M. (desa Kapongan) は Bo. S. から25glajoengの籾を借り、1ヶ月後にf10を返済した。このことは、借り手は少なくとも80glajoengの籾を、借金の返済のために売らなければならないことを意味した。したがって利子は1ヶ月当たり220%に達する。] [Soekasno 1937a:359~360]

以上の記述から、こうした前貸しが極めて高利であり、金貸し側が大きな利益を実現できることは明らかなであるが、同時に注目されることは金貸しが G. B. T. を除けば「原住民」であるということである。先に見た Sitoebondo 郡の200bouwの大土地占有者の場合も「金貸しを職業とし、……土地を担保に、貸付額が一定の量の生産物と一緒に返済されなければならないという条件で現金を貸し付ける。」 [Niggebrugge 1934:404] といわれる。

さて、こうした負債は通常時であればそれほどには負担にはならなかったと思われるが、この時期には先述したような農民経済の収支バランスの悪化によって農民にとっては極めて重い負担となる。Sitoebondo 郡の負債調査によると、こうした負債の返済は地稅納入義務、ルンブンから借りた籾の返済、家計の維持、市場価格低下の結果、ほとんど不可能であると思われると指摘される [Economische Zaken 1937]。こうした結果、負債関係は継続し、さらに次の段階へと発展することになる。

「農民が彼の水田占有を質入れせざるをえなくなるにはそれほど時間がかからない。……desa KedoengdowoのPa. M.はPa. S.に対する負債がf10に達した時、1934年、1/2bouwの水田をこの金額のために、Pa. S.のところへ質入れした。しかし、彼はこれを分益小作することを認められた。また、さらに借金を認められた。彼が現在、収穫の半分しか手にすることができないことにより生じた収入減のため、彼はこの間、諸義務を完遂することがますます困難になった。だから、負債額がしばしば引き上げられてf34にまでなるのに時間はかからなかった。金貸し側は、貸付けをさらに引き上げるこ

とを危険であると考えたので、この水田は他の者に分益小作に出されることになった。」[Soekasno 1937a:364]

この質入れでは、土地は負債の返済時までには金貸し側により支配されるが、地税は金貸しが負担する。負債は一定の回数収穫を経た後に返済しなければならない(返済できる)が、期限が来ても返済できなかった場合には、一般に契約は質入れ側が借りた金を返済できるようになるまで継続される。このように金貸し側は土地支配を長期間継続しようとするのであるが、このために分割返済が出来ないことが特に決められるという[ibid:353~354]。

こうして質入れされた土地は、上述のように元の占有者、あるいは第三者に分益小作させるのが慣例であるが、金貸しにとってさらに有利な定額小作(tapsiran)契約で貸し付けることも見られた[ibid:365]。

このように、この段階では占有権それ自体の移動はないものの、事実上の地主小作関係が成立することになる。こうした関係がどの程度に広がっていたかについては、Sitoebondo 郡負債調査では調査デサの土地占有者の約40%に及ぶといわれる[Economische Zaken 1937]。また4-15表、4-16表に示される数字からもその広がりが窺えよう。

さて、こうした質入れはさらに次の段階、すなわち土地占有権自体の喪失へと発展することになる。Soekasno はその事情を次のように述べている。

「……農民は一度、上述した方式で質入れを始めると、その土地占有を再び自由にすることは、一般に不可能である。しばしば繰り返す現金不足によって、彼はしばしば新しい質入契約を結ぶことになる。Pa. A. (desa Kedoengdowo)

4-15表 パナルカン県における土地質入れの規模

	いわゆる状態の悪いデサ				いわゆる状態の良いデサ			
	調査 デサ 数	水田 占有 者数	水田 質入 者数	負債額	調査 デサ 数	水田 占有 者数	水田 質入 者数	負債額
Sitoebondo	4	745	209	20.228.15	3	434	69	8.165.--
Panarokean	2	470	68	2.663.50	2	406	18	753.--
Besoekei	4	1222	198	8.057.--	3	600	55	2.044.--
Soeberwaroe	4	969	219	13.738.--	3	481	116	5.541.75

出所：Soekasno 1937a:354-355

4-16表 パナルカン県における水田賃入れ：4 デサ抽出調査データ

デサ名	所属郡	水田占有者数			賃入 件数	同デ サ内 占有 者比	負債額	
		合計	デサ 外 居住	デサ 内 居住			総額	デサ内 占有者 一人当
Tdj. Gloeger	Sitoebondo	211	34	177	69	39%	f6525.45	f94.57
Kendit	Panaroeakan	581	171	410	63	15%	f2387.50	f37.89
Djetis	Besoeki	603	104	499	105	21%	f4704.--	f44.80
Kedoengdowo	Soemberwaroe	429	235	191	91	47%	f6582.75	f72.33

表註：数字はデサ内居住者の水田賃入れを示したものであり、賃入れ件数
全てではない。

出所：Soekasno 1937a:356

は、彼の水田3.350bouw の内、1931年に0.438bouw をf60で賃入れし、32年には他の部分0.218bouw をf80で、33年には再び0.288bouw をf60で、そして最後に1935年には0.342bouw をf50で賃入れした。desa Kendit の Pa. S. は彼の水田面積3.081bouw の中から、1929年に0.250bouw をf90で賃入れし、1932年には0.248bouw をf50で、34年には0.220bouw をf20、35年には0.125bouw をf12.50で、36年には0.125bouw をf18で賃入れした。これらの水田は公式にはなおこの農民の名前になっているが、彼は現在、1.25 bouw を使用できるだけである。

貸付額の引上げ、あるいは新しい賃入契約を結ぶことがもはや不可能になると、現行の土地賃入れを若干の追加払いによって買上げ契約(djoel ilang)へと転換することが普通である。例えば、desa Djetis の Bo.E. は水田0.220 bouw を Pa.S. に f30で賃入れしたが、1936年にこの金貸しに f6.50の追加払いを受けて土地を売却した。同じデサの Bo.S. は、1935年に f20の借入れ額に f12の追加払いを受けて0.130bouw の水田を金貸しに売った。」

[Soekasno 1937a:365~366]

このようにして土地占有農民は土地なしに転落し、その対極には大土地占有者が形成されていくことになる。その最も顕著な例が、先に見た Sitoebondo 郡に住む約200bouw の土地を支配する大土地占有者であった。

[バニュワンギ県]

バニュワンギ県に関する農民負債調査で問題にされるのは、ヤシの木に対する前貸し制である。これはヤシの実を確保する目的で行われるものであり、

4-17表 バニユワンギにおけるヤシの負債状況

デサ(所属郡部)	ヤシの木 占有者数	負債 ある 者	負債総額	kontrakan		taoenan		senden	
				人数	負債額	人数	負債額	人数	負債額
Pakis(Banjoewangi)	220	93	f 5.011.90	20	f 499.90	22	f 594.-	51	f3.918.-
Soekodjati(Banjoewangi)	47	22	f 1.146.75	2	f 170.-	11	f 482.75	9	f 494.-
Pakistadji(Kabat)	273	79	f 3.476.40	15	f 670.60	48	f2.081.30	16	f 724.50
Bedewang(Singodjoeroeh)	591	144	f 2.076.70	3	f 122.50	-	-	141	f1.954.20
合 計	1.131	338	f11.711.75	40	f1.463.00	81	f3.158.05	217	f7.090.70

表註:Pakistadjiの“taoenanw”契約の大半は元々“senden”契約であったが、デサ行政の勧め、及びキヤイの仲介によって“taoenan”に変更された。また、外部調査によると、Bedewangでは賃金の若干の引き上げによる旧賃入れ契約の「深化」が見られる。

“taoenan”契約の1本当たりの年間の貸出し料は Pakis:15cent, Soekodjati:15cent, Pakistadji:17.5cent である。契約期間は5年以上が普通であるが、たいいの場合、延長される。

Bedewangでは、金貸し側が反対したので“sendeng”から“taoenan”への変更は実施できなかった。

出所:Soekasno 1937b:555~557

kontrakan、taoenan、sendenの3形態があった。その広がり具合については、4-17表のデサの抽出調査データに示されるとおりである。さて、この状況を調査したSoekasnoによれば、各契約の内容は次の通りであった。

kontrakanとは、融資者に対して生産物を全部売るという条件で、ヤシの木の占有者に前貸しをすることであるが、この場合、価格は金貸し側がほぼ一方的に決めることになり、提供されるコブラの価格は同時期の自由市場の価格よりもかなり低く設定される。例えば、desa PakisのPa.M.はhadji R.からこの契約によってf7.50の前借りをした。彼の栽培は約90本であり、のうち40本が実を付けており、1回の収穫で平均して200個のヤシがとれたが、1936年12月に彼は100個当たりf1.50の価格でこれを農園で引き渡した。当時の平均市場価格はf2.75であるから、この価格にこのデサからバニユワンギまでの輸送費100個当たり15centを加味して考えると、木の所有者は収穫毎に、この負債関係のために $2 \times f1.10 = f2.20$ の収入減となったことになる。さらに、これが収穫毎に繰り返されることを考慮すると、年間の減収は $8 \times f2.20 = f17.60$ であり、借りた金額の230%を越えることになる。[Soekasno 1937b:544]

さて当時、ヤシの価格は変動がかなり激しかったが、これに対してこの契約関係ではどのような対応が行われたのであろうか。

「desa PakisのJ.は約50本のヤシを栽培し、これらは毎回の収穫では平均

400個のヤシをもたらした。ロゴジャンピの華人 K. S. からの負債 f50によって、彼はヤシ全部をこの華人に予め定められた100個当たり f 1 という価格で、ロゴジャンピで引き渡さなければならなかったが、取引に入った時（1936年10月）の一般取引価格は f2.50であった。この負債関係によって木の占有者は少なくとも各収穫毎に $4 \times f1.50 = f6$ 、年間では $8 \times f6 = f48$ の収入減となった。これは、借った金の96%に当たる。そして、この間、1936年12月初めにロゴジャンピ市場の価格は100個当たり f3.80にまで上昇したのであるが、引渡し価格は据置かれ、この上昇分から生じる利益はそっくり K. S. のものとなった。

他方、市場価格が協定価格よりも低下した際には、市場価格で生産物を引き渡させることができた。例えば1930年頃、Pakistadjiの Pa. S. は Pa. L. から f220を前借りした。この年の平均市場価格は f3.75/100個であったが、ヤシ引き渡し価格は f 3 /100個に設定された。しかし、次の年からヤシの価格がかなり低下したので、Pa. L. は Pa. S. の経済状況の悪さにつけてこんで市場価格で提供させることに成功したという。こうして Pa. S. の栽培は1収穫当たり平均して500個のヤシを収穫できたが、負債は6年間経っても f120にまでしか減らなかった。」[ibid:546~547]

次に“taoenan”は、正式には“djoel beli taoenan”であり、債務者がそのココヤシを1年以上にわたって債権者に委ねる条件での融資であり、設定された期間が過ぎると、融資関係は停止するという一種の貸借協定である。以下はその事例である。

「desa Pakistadjiの Pa. B. は1934年、60本のヤシの木を f12.50の価格で2年間貸し出した。しかし、1年後、f33の支払いを受けて貸出期間は3年間延長された。そして、1936年、彼は再び f30の借金をし、貸出しを4年間延長した。つまり彼は9年間にわたって f75.50で貸し出したことになり、年平均では f8.40である。他方、借り手の収入は $8 \times 300 \text{個} = 2400 \text{個}$ のヤシとなり、これは100個当たり f 1 という極めて安い価格で計算しても f24の粗収入をもたらした。収穫コスト、輸送コストを控除した後の純益は f14になる。同じデサの Pa. M. は70本のヤシの木を、1935年11月に f61.60で10年間、Pa. M. に

貸し出した。この貸出しは、翌年には貸出料を f79 に引き上げるることによって12年間に延長された。これによると年平均の貸出料は f6.50 である。ヤシの収穫は年平均でだいたい $8 \times 400 = 3200$ 個であり、少なくとも粗収入で f32、純益で f19 をもたらす。やはり同じデサのさらに別の占有者 Pa. S. は、彼のヤシは80本であり、1回の収穫で450個の収穫があると述べた。1935年、彼は Soekodjati の Pa. M. と貸出し契約を結んだ。これによって彼は4年間、f22.50 で貸出しをすることになった。この年、彼にはさらに現金が必要であったので、この金貸しにさらに借金を求め、貸出し期限は7年間に延長された。そして彼は f20 の追加払いを受け取った。したがって、ここでは年平均の借入れ料 f6.07 に対して、3600個のヤシの収入、現金に換算すると少なくとも粗収入で f36、純益では f22 前後となる。……集められたデータによると、例えば desa Pakistadji では貸出し契約の50%以上が、5年以上の期間のものである。」 [ibid:548~550]

第3のsendenとは、木を対象にする場合もあるが、一般にはヤシ園を担保にした貸付けである。Soekasno の上げる事例は次のようである。

「desa Pakistadji の hadji S. は、60本の木からなるヤシ園を、1935年12月に desa Karangbendo の D. に対して、受出しは2年後から可能であるという条件で f37.50 の金額で質入れした。この栽培は1回の収穫で400個、年間3200個の収穫がある。当時の価格 (f1.25/100個) で計算すると年間の収入は $32 \times f1.25 = f40$ 、輸送コストと収穫コストを引くと約 f32 になるが、これは借りた金の85%強になる。(現在の価格 f3/100個の場合には、これは粗収入で f96、純益で f88 となり、借りた額の235%程になる。)

同じデサの haji B. は水田にある合計16本の木を1936年7月に、f10 で A に質入れした。収穫毎の平均収量は150個であり、質入れが行われた時の価格 f1.70/100個で計算すれば $1.5 \times f1.70 = f2.55$ 、純益は f2.15 となり、年間の純益は $8 \times f2.15 = f17.20$ 、すなわち借りた金の172%に達する。(現在のヤシの価格によると、いわゆる利子は約 f33、元金の330%である)

1928年、desa Pakis の S. N. はバニユワンギの hadji S. に対して、f50 で35本を質入れした。金貸し側は現在、既に9年間にわたって収穫物を享受

しているが、これは1収穫で平均250個を生産する。平均価格を f2.70/100個と設定すると(中央統計局のデータによれば、1928～36年におけるパニウワングのヤシ価格は100個当たりで、それぞれ f5.95、f4.70、f3.75、f2.625、f2.-、f1.75、f0.70、f1.05、f1.82である)、この取引は金貸し側に1収穫で粗収入 f6.75、純益 f 6 をもたらし、年間では f48、つまり貸付けの96%になる。

desa Pakis の D. M. から1928年に11本を f11で質入れされた D の取引はもっと利益が多い。1回の収穫では約100個がとれるので、この取引は金貸し側に f2.20もたらすことになる。1年間では f17.60、160%となる。」[ibid: 550～552]

この契約では、ヤシ園、あるいは木の所有者が元金を返済するまでは、それから上がる収益は利子として金貸し側のものとなる。taoenan の場合のように、貸付けを再度延長して再び借金することもできない。しかも、ここでは質入れ側が地税を負担するのが慣例である。結局、質入れ側はヤシからの収入を失い、税負担だけが残ることになるのである。したがって、この契約はヤシ園占有者にとって最も条件が悪いものである。Soekasno は述べていないが、こうした関係がヤシ園の売却につながることは明らかなであろう。この地域のヤシ園に不在地主が多いのは、こうしたことによるものと考えられる。

さて、こうしてヤシ園を質入れした農民は家計維持、税負担のための現金収入を得るために、しばしば籾の収穫を担保にして前借りしたり、水田を garapan 契約で貸し出したりするという。前借りの場合では、土地耕起の際、あるいはそれ以前に f0.50借りると収穫後に 1picol の籾を返済しなければならない。収穫直後の籾価格は f1.50～f2.-/picol であるから、利子は 5～6ヶ月間で少なくとも200%に達する。水田貸出契約では、貸出者側がそれを分益小作するのが慣行である。しかし、この場合、農民はヤシの質入れでの収入減に加えて水田収入も半減するので現金不足はさらに深刻化し、水田貸出契約を延長することが多いという。以下はその事例である。

「desa Pakisの Pa. D.が語ったところによれば、彼は1935年に水田にあるヤシの木15本を f13で hadji O. に質入れした。現金不足(特に地税と関係し

た)を埋めるために、彼は翌年もこの金貸しから f11借りなければならなかったが、この代わりに水田0.355haを彼に対して2 “garapan” で委ねなければならなかった。

Pakisのある農民はヤシの木40本を f72.50で Pa. D. に質入れた。また、残りの130本をバニユワンギのhadji S.に f62で質入れた。彼の水田占有0.776haを、4 “garapan”、f20で貸し出したが、この契約は総額でf27.50の金で7 “garapan” に延長された。

同じデサの別の農民Pa. D.は、1931年に30本を f53.50でhadji S.に質入れし、33年にはさらに50本を f32で、35年には7本を f3.50で同じ金貸しに質入れた。これに続いて、彼は水田0.958haの半分を1936年に f30、4 “garapan” でhadji D.に貸し出し、その後、残り半部分を f14で2 “garapan”、華人Tj.に貸し出した。』[ibid:552~554]

こうした前貸制度、水田貸出しがパナルカンの場合と同様に、やがて水田占有権自体の移動を伴う土地売買へと発展し、所有の分解が進行することは疑いないことであろう。

4-18表はブスキにおける地税負担対象地の売買の登録件数を示したものである。これによれば、恐慌の影響が出始めた32年から35年までは件数は低下すること、しかしそれでもかなりの売買が行われていること、回復期に入るところから大きく増加していることがわかる。これを全ジャワ・マドゥラ全体の傾向と比較してみると後者では一

般に恐慌の影響を脱し始めたといわれる35年から増加しているのに対して、この地域ではそれが遅れて始まっている。これは、先にみたようにこの地域の恐慌による経済悪化の時期が一般的に述べられる時期よりも遅れたことを反映してい

4-18表 ブスキにおける土地売買登録件数

年	ブスキ		ジャワ・マドゥラ		出 所
	件数	指数	件数	指数	
1931	11.967	100.0	261.407	100.0	J. V. 1932: tabel 178
1932	9.982	83.4	220.507	84.4	J. V. 1933: tabel 178
1933	7.513	62.8	220.236	84.3	J. V. 1934: tabel 178
1934	9.522	79.6	257.897	98.7	J. V. 1935: tabel 177
1935	8.600	71.9	301.635	115.4	J. V. 1936: tabel 180
1936	14.805	123.7	305.409	116.8	J. V. 1937: tabel 180
1937	21.338	178.3	360.349	137.8	J. V. 1938: tabel 180
1938	22.834	190.8	368.617	141.0	J. V. 1939: tabel 180
1939	20.974	175.3	377.241	144.3	J. V. 1940: tabel 180
1940	23.036	192.5	407.229	155.8	J. V. 1941: tabel 180

表註：件数は地税負担対象地の売買登録件数である。

ると考えられよう。1935年第1四半期の東ジャワの土地売却についての報告は、その性格について「(土地価格が安い)ため)現在、利潤追求から土地を売ろうとしたり売ることができる者はいないので、この取引は一方に窮迫販売があり、他方に資本力の強い者の買上げがあることを示している。」[Landbouweconomisch verslag 1e kwrt. 1935:891]と指摘するが、プスキでもこれまで見てきたように同様の性格を持った土地売買であったといえよう。しかも、先に見たいわゆる“djual ilang”は登録されないことが極めてしばしばある[Niggebrugge 1934:405]といわれるから、実際の土地の移動はここに掲げた数字をかなり上回るものと推定される。こうしてみると、恐慌期にもこの地域では農民層の分解は依然として進行し続けたのであって、経済回復期になるとそれには一層の拍車がかかったのであった。

おわりに

これまで述べてきたことをまとめれば、次のようになろう。

恐慌期の世界市場の悪化によってこの地域の糖業と煙草栽培は大きな打撃を受けたが、それぞれについてのその現れ方はかなり違ったものであった。糖業の後退は時期的にも早くその程度も極めて激しかったのに対して、煙草栽培の場合は世界市場だけに依存するものでなかったため、状況は比較的ましであった。この結果、糖業地帯と煙草地帯での恐慌の農民経済に対する影響は幾分異なったものとなった。このことは、糖業が集中しているパナルカン県と煙草の中心地であるジュンブル県の恐慌期の農民経済状況の差になって現れたのであった。

住民農業は、恐慌期の価格暴落にもかかわらず、煙草とヤシを除けば、食糧作物栽培を中心にして大きく発展した。恐慌の影響はむしろ流通面での変化として現れたのであった。こうした中で、この地域の農民経済の中では一時的な現金経済の後退は見られたものの、商品経済に深く巻き込まれた状態は基本的には変わらなかった。農民経済の悪化＝現金不足はこうしたことを基本的な背景として発生したのである。

農民は経済の悪化に生活切詰め、農業の集約化などあらゆる手だてで対応したが、中小の農民の多くはますます増加する負債のために土地を質入れせざるをえなかった。これに対して大土地占有者は経済の悪化の中でもなお利潤を追求でき、これらの中小農民への現金貸付けを通じてその土地支配をさらに拡大することができたのであった。このように、恐慌期を通じてこの地域では農民層の分解はいっそう進展した。この地域では、恐慌は不在地主制を拡大する方向に作用したのであった。

[略号一覧]

植村 1983a:

植村 泰夫「糖業プランテーションとブスキ農村社会」(『史林』66-2、1983年)

植村 1938b:

植村 泰夫「タバコ栽培とブスキ農村」(『南方文化』10輯、1983年)

植村 1992:

植村 泰夫「恐慌とリンギンアノム糖業」(『史学研究』195号、1992年)

植村 1994:

植村 泰夫「世界恐慌下シドアルジョ県における糖業の栽培縮小と農民」
(今永清二編『アジアの地域と社会』勁草書房、1994年 出版予定)

栗林 1941:

栗林 源一郎『蘭領東印度に於ける煙草栽培事業調査書』協同煙草株式会社、
1941年

Afdeeling Lanbouw 1931:

Afdeeling Lanbouw van het Dept. van Landbouw, Nijverheid en Handel
aan den Directeur van L.N. en H. 29 Juli 1931, No.L.E.346/B-5 Geheim,
nr 936g/31

A.S.:

Archief voor de Suikerindustrie in Nederlandsch-Indie

Broek 1949:

P.J. van den Broek, "Bevolkingstabak", *De Landbouw in de Indische
Archipel*, deel IIB, 1949

Burger 1975:

D.H.Burger, *Sociologisch-economische geschiedenis van Indonesie*, 1975

Confidentieel 1933 no.2:

Confidentieel 1933 no.2, Administrateur aan Superintendent, Archief
Cultuurmaatschappij Wonolangan

Confidentieel 1933 no.3:

Confidentieel 1933 no.3, Administrateur aan Superintendent, Archief

Cultuurmaatschappij Wonolangan

Departement BB 1931:

Departement van B.B. aan den Gouverneur Generaal, 3 Februari 1931
no.A.I.x 1/1/3, mr 1559g/31

Economische Zaken 1936:

Departement van Economische Zaken aan den Gouverneur-Generaal, 11
Februari 1936, no.2060/A.E.A. bijl.A, mr 256/36

Economische Zaken 1937:

Departement van Economische Zaken aan den Gouverneur-Generaal, 9
April 1937, no.5132/A.E.A. mr 410/37, Vb 4-12-37-10

Economische Zaken 1938:

Departement van Economische Zaken, *Mededeelingen van het Centraal
Kantoor voor de Statistiek no.146, Prijzen, Indexcijfers en Wisselkoersen op
Java 1913~1937*, 1938

Elson 1984:

R.E.Elson, *Javanese Peasants and the Colonial Sugar Industry*, 1984

E.W.:

Economisch Weekblad

huidige toestand 1931:

De huidige toestand van de suikerindustries en zijn terugslag op de
bevolking, mr 936g/31

I. V.:

Indisch Verslag

Jaeggi 1949:

A.G.Jaeggi, "De tabakscultuur van de residentie Besoeki", *De Landbouw
in de Indische Archipel*, deel IIB, 1949

krossok-rapport 1939:

"Verkort rapport omtrent krossokhandel en crediet in de regentschappen
Djember en Bondowoso", *Volkscredietwezen* 1939

Lette 1933:

J.R.Lette, *Onderzoek naar de werking van het pandcrediet onder de Inlandsche Bevolking*, 2 dln met bijlagen, 1933

Linden 1932:

K.C. Over de Linden, "Schuldverlenging in het regentschap Bondowoso", *Volkscredietwezen* 1932

Memori Residen Bondowoso 1929:

Memori Residen Bondowoso(A.H.Neys), 25 Juli 1929, mr 2527/29, *Memori Serah Jabatan 1921~1930 (Jawa Timur dan Tanah Kerajaan)*, Arsip Nasional Republik Indonesia, 1978

Mook 1940:

Directeur van Ekonomisch Zaken(H.J.van Mook) aan gouverneur-generaal (Tjarda van Starckenborgh Stachouwer), 23 febr.1940, no.644/Dir. Zeer geheim. Zeer veel spoed. mr 282g/40, Vb 18-6-40-13, (*Het Ekonomisch Beleid in Nederlandsch-Indie*, 2de stuk, 1974 : 523~524)

mr:

mailrapport

MvO:

Memorie van Overgave

Niggebrugge 1934:

E.Niggebrugge, "Het Particuliere crediet in het regentschap Panaroekan", *Volkscredietwezen* 1934

Nota Regentenconferentie 1932:

Orienteerende Nota voor de Regentenconferentie in Oost-Java, dd.22 Augustus 1932, mr 882g/32

Nota voedselvoorziening 1931:

Nota betreffende de te verwachten moeilijkheden in de voedselvoorziening op Java en Madoera, 13-11-1931, mr1610/31

Notulen ASNI 1938:

Notulen van de gecombineerde Vergadering van het Departement "Bezoeki" van het ASNI en de Afdeeling "Bondowoso-Djember" van den J.S.W.B., gehouden op Maandag 18 Juli 1938•••, Archief Cultuurmaatschappij Wonolangan No.50, dossier Algemeen

Ondernemingscultuur 1933,1934,1935,1936,1937:

De ondernemingscultuur en de teelt van Inlandsche handelsgewassen in 1933,1934,1935,1936,1937, *E.W.* 1934,1935,1936,1937,1938

Onderzoek achterstand 1935:

"Vergelijkend onderzoek betreffende den achterstand en de verstrekking van seizoencrediet bij de volkscredietbanken - sedert April 1934 plaatselijke kantoren der A.V.B. - te Bondowoso en Djember", *Volkscredietwezen* 1935

Onderzoek desabanken 1933:

"Onderzoek naar de werking van de desabanken", *Volkscredietwezen* 1933

Onderzoek Djember 1932:

Onderzoek naar de gevolgen van de suiker-(en tabak-) restrictie voor de economischen toestand van de Inlandsche bevolking in het regentschap Djember, mr 1448/32

Onderzoek Panaroekan 1932:

Onderzoek naar den invloed van de suikerrestrictie op den economischen toestand van de Inlandsche bevolking: Panaroekan, mr 1448/32

Onderzoek suikerrestrictie 1932:

Onderzoek naar den invloed der suikerrestrictie op de economischen toestand der Inlandsche bevolking, mr 1597/32

Ontwikkeling krosok 1937:

"De ontwikkeling van de productie van krosok-tabak door de bevolking op Java en de tegenwoordige marktpositie van dat product", *E.W.* 1937

Quintus 1923:

R.A.Quintus, *The Cultivation of Sugar Cane in Java*, 1923, London

Rapport grondhuurcontracten 1935; 1936; 1937:

Jaarlijksrapport van al hetgeen zich in de residentie Besoeki op het gebied van wijziging en verbreking van grondhuurcontracten heeft voorgedaan, mr 683/36; mr 113/38; mr 623/39

Reijden 1936:

B. van der Reijden, *Rapport betreffende eene gehouden enquête naar de arbeidstoestanden in de industrie van strootjes en inheemsche sigaretten op Java, deel III Oost-Java*, Publicatie No.12 van het Kantoor van Arbeid, 1936

Rijke 1934:

J.J.de Rijke, "Bedrijfstechnisch rapport betreffende de Djembersche afdelingsbank", *Volkscredietwezen* 1934

Resident Bondowoso 1931:

Resident van Bondowoso aan Gouverneur van Oost-Java, 14 Januari 1931, no.591/2, mr 1559g/31

Smits 1926:

M.B.Smits, "De copraproductie van Nederlandsch-Indie en de wereldhandel in plantaardige vetten", *Landbouw* 2 (1926/27)

Soekasno 1937a:

Soekasno, "Particuliere credietvoorziening der landbouwende bevolking in het regentschap Panaroekan", *Volkscredietwezen* 1937

Soekasno 1937b :

Soekasno, "Klappercultuur en credietvoorziening in het regentschap Banjoewangi", *Volkscredietwezen* 1937

Vb:

Verbaal

Verslag arbeid 1931:

Verslag van het hoofd van het kantoor van arbeid. De werkloosheid in Nederlandsch-Indie in het 2e halfjaar 1931, mr 348/32, Vb 11-4-32-3

Verslag grondhuurcontracten 1933:

Verslag over 1933 (en begin 1934) van hetgeen zich in de provincie Oost-Java heeft voorgedaan op het gebied van wijziging en verbreking van grondhuurcontracten, nr 1934/34

Verslag grondhuurcontracten 1934:

Verslag over 1934 van hetgeen zich in de provincie Oost-Java heeft voorgedaan op het gebied van wijziging en verbreking van grondhuurcontracten, nr 780/35

Verslag P.T.:

Cultuur-Maatschappij "Pradjekan-Tangarang". Verslag over het Boekjaar ----

Verslag Woeker:

Verslag van de commissie voor de woekerbestrijding, n.d.

Voedselproblemen 1940:

"Voedselproblemen en Overheidspolitiek op Java en Madoera" *Koloniaal Tijdschrift* 1940

Werkum 1937:

H.D.Werkum, "De Woekerbestrijding" , *Koloniaal Tijdschrift* 1937

註

1) *Volkstelling 1930* III: 5～6 はバニユワンギ、パナルカン両県の人口密度の低さについて次のように述べている。「東方の県バニユワンギとパナルカンの人口密度の低さの原因の大半は、両県の森林地帯の広大さにある。バニユワンギの南部は、すべて Genteng 郡(この郡は1932年、二つに分割され、旧 Genteng 郡南東部は Tjloering と呼ばれるようになった)に属するのだが、なお、かなり広大な未墾地があり、南東部の広大な Poerwo 半島は自然保護区である。Banjoewangi, Rogodjampi 両郡及び北 Genteng には、Raoeng と Idjen 丘陵に森林地帯が横たわる。合計すると、この県では3,561.07km²のうちなお2,163.25km²、つまり半分以上が函養林(boschreserve)と荒蕪地である。

パナルカンについても同様のことがいえる。ここでは Baloeran(Soemberwaroe 郡)、北 Idjen(Soemberwaroe 郡)、単独でそびえる Ringgit 山(Panaroe kan, Besoeki 郡)及び Besoeki 郡南西部の Jang 山地にかけて、森林と荒蕪地が822km²あまり広がり、これは県の面積の約半分である。」

2) 住民農業との輪作の方式については30年代の史料には特に記述がないことから、ジャワ糖業で一般的であった三年輪作法が適用されていたと考えられる。MvO Bondowoso 1931によると、数年前に de Maas 糖業が認可面積を100 bouw 越えて栽培するという違反を犯したが、この場合、デサの耕地の1/3以上の借入れを防ぐようにしなければならないと報告されており、少なくとも内務部側は三年輪作を基準としていたことが窺われる。もっとも、強制栽培制度期や20世紀初頭の時期には、三年輪作の他に二年輪作や四年輪作なども行われていた[植村 1983a:15]。また、1-1表註(26)～(28)にあるように、Asembagoes 糖業では永租借地でも栽培を行い、1-2表に示されるように Boedoean、de Maas はプスキ郡において若干の乾地栽培を実施している。

3) この問題に関するリンギンアノム糖業の例については、植村 1992を参照。

4) これらの具体的な事情については、植村 1994「はじめに」の部分参照。

5) これらの糖業は経営体と同じ姉妹糖業であり、従来、VISPを通じて砂糖を販売していた。糖価の下落に対して、両糖業は当初、栽培面積拡大で対応し

た。すなわち、両糖業の加工糖栽培面積の上限は1929年1月9日の内務部長官の措置によりそれぞれ2,000bouw=1,420haに引き上げられ[Verslag P.T. 1928:9]、29/30年、30/31年の栽培は1-5表に示されるように拡大された。しかし、31/32年からは制限実施の方針に切換え、この年の栽培縮小は生産性の低い土地を中心に実施された。この結果、1-5表に示されるように畑地での栽培はカットされ、また、単位面積当たりの砂糖収量が上昇した[ibid 1930:8; 1931:9; 1932:6]。このように、栽培制限に当たって最良地のみに栽培を実施することはその後も方針とされた。1933/34年以降の栽培の単位面積当たり収量が高いのはこのためであり、このことは生産コストの節減に大きく貢献することになる。なお、この糖業でも砂糖黍輸送において荷車によるものが次第に軌道による輸送に切り換えられていく傾向にあるが、この理由は前述したように輸送コストの削減を計ったものである。収穫コストの引下げでは、この他にも収穫賃金、輸送賃金単価の引下げも合わせて行われた[ibid 1931:7, 1932:7, 1934:7, 1935:7]。

6) 使用しない残り半分には、農民は煙草シーズンには食糧作物(したがって煙草ではない)を自由に栽培することができるが、例えば豆、米、砂糖黍といった煙草の栽培に悪影響を与える作物は例外である。契約で禁じられている作物は、農園によって必ずしも同じではない。しかし、この禁止にもかかわらず農民がそこにも煙草を作ることがしばしばあったが、この場合、農園側は、この煙草も関係農園に搬入され、競合しない限りは概してこうしたことを見逃すようであったという[Onderzoek achterstand 1935:481]。

7) この当時、生産される煙草の種別は次の通りである。

(1) ブラッド (blad)

高級品質の葉タバコを総称する名称、ほとんど全てが農園で生産されるが、住民から買い上げるものの中にも極めて少量であるがこの品質に入るものがある。用途は主として葉巻の上巻き用だが、中巻きないし充填用も含まれる。ほとんど全てを輸出する。

(2) クロソック (krossok)

(a) ハングクロソック (hangkrossok)

農園生産葉タバコの中で破損、乾燥の不出来などにより品質が劣り、ブラッドに入れ難いもの。ただし、総体的にみて品質は次項のクロソック、カンポンクロソック (kampongkrossok) よりは優れている。

(b) クロソック、カンポンクロソック

住民が栽培、乾燥した葉タバコ、すなわち農園タバコに対する住民葉タバコは全てクロソックである。栽培の時期、地方等により用途は葉巻向け、紙巻きタバコ向け、その他パイプタバコ向けなど様々であるが、概して品質が劣り値段も農園タバコより格段に安い。ただし、農園タバコが全てブラッドであり、住民タバコが全てクロソックであるわけではない。カンポンクロソックのカンポンは「村」の意味であり、住民生産タバコを農園タバコと区別するためにブスキ地方で特に使用される名称である。ジャワの他の地方では単にクロソックと称する。

(3) ケルフ (kerf)

ケルフはオランダ語の「刻む」である。収穫直後に生葉を刻んでから乾燥したジャワ古来の刻みタバコであり、用途が広く、住民生産の大部分を占める。

[栗林 1941:14~15]

なお、ブスキの農園煙草はブラッドが少なく、クロソックが多いのが特徴である。これについてはDe Javatabak op de wereldmarkt, E.W.1936:1322を参照。

8) もっとも Lette 1933, I:108によると金額はこれよりは少なく、旧ジュンブル理事州全体の煙草農園が、毎年、借地料、苗床、乾燥小屋の建築と維持、資材の提供費、栽培賃金、耕作、品質検査、原住民職員給与の形で住民に支払う金額は、行政当局の見積では f6,000,000であるという。

9) 住民煙草の乾燥は、従来、家の屋根、あるいは壁、土の上で行われたが、家の中へ運び込んだり外で広げたりして煙草の葉を絶えず移動させたので、不必要に損傷したり汚れたりすることが多かった。このため、農業指導局は小規模乾燥小屋の設置と使用を奨励し、その使用は次第に増加したという [MvO Bondowoso 1931]。

10) 20年代後半、煙草価格の上昇とともに、特にボンドウォソとその周辺では住民煙草を買い上げて加工することを専門とするいくつかの企業が設立され、買付けに当たったが[Memori Residen Bondowoso 1929:175; MvO Bondowoso 1931]、それ以外の企業も住民煙草の買上げは盛んに行ったようであり、その品質を高めるために、農業指導局と協同して良質の種を農民栽培者に供給するなどのことを実施した。そのコストは1930年にはf1,100であったが、これは関係農園が負担したという[MvO Bondowoso 1931]。なお、1939年の調査報告によると、このような買付け企業に直接に煙草を搬入するのは比較的大面積の煙草栽培を行う者のみであり、この場合、煙草所有者はボンドウォソの買付け企業中心地まで自から煙草と一緒に出かけ、いくつかの企業に分けて煙草を販売するが、売れ残った部分はバンドルやボルグに引き渡すこともあるという。これらは、販売も含めて3～5日を要する旅行であった[Krossok-rapport 1939:489]。

11) 煙草市場は、先ず、1916年に Kasemek (ボンドウォソ県) に設立された。当初は住民後期作煙草の販売が試験的に行われ、1921年からこの地域に広く栽培される前期作煙草の販売が行われるようになった。その後、1935年になってジュンブル県の Nangkaan に第2の市場が開設された。この市場では、特に後期作収穫時に煙草の搬入が多かったが、前期作煙草は Kasemek 周辺ほどには作られていなかったため、これに対する意義は大きくはなかったという [Memori Residen Besoeki 1922:168; MvO Bondowoso 1931; MvO Besoeki 1938]。煙草市場設立の目的は、ボルグによる低価格での買付けを防ぎ、煙草栽培者が市場での競りによって最高価格で販売できるようにすることであったとされるが、実際にこの市場にクロソックを持ち込むのはボルグであったという [Jaeggi 1949:516～517]。

12) 1936～1938年産のデリー煙草、王侯領煙草、ブスキ煙草のオランダ市場における0.5kg当たり平均取引価格を比較すると、次表のようである。

	1936年 収穫	1937年 収穫	1938年 収穫
デリー	f1.38	f1.30	f1.08
王侯領	f0.445	f0.37	f0.425
ブスキ ブラッド	f0.43	f0.36	f0.46
ハングクロソック	f0.255	f0.185	f0.295
カンポンクロソック	f0.18	f0.13	f0.15

出所：“De groote cultures in 1939”, E. W. 1940: p.730

13) こうした状況に直面して、植民地政府も住民煙草の品質改善のために、様々な試みを行っている。例えば、ポンドウォソにおかれた農業指導員は、住民栽培煙草の品質改善のために望ましい品種の良質の種を提供し、小規模乾燥小屋を利用してよりよい乾燥方式をとることを宣伝し、市場価格が高い高品質のクロソックを作るように指導した[MvO Besoeki 1934]、従来、農業指導局はケドゥー種と交配種の種子を住民に供与していたが、1938年には前期作煙草としてシガレット製造に適した Kastoeri 種、Virginia 種、その他のアジア系煙草を試験的に栽培する試みが、拡大されることになった[MvO Besoeki 1938:69]、後期作のクロソックの品質改善のため、1933年以来、毎年、煙草コンテストが開催され、例えば1936年にポンドウォソ県で煙草買上げ企業と農業指導局が協同して開いたコンテストでは最も質の良いものに賞を与えた[I. V. 1937:87]、37年のコンテストには600名の農民が参加し、また、この年以來、植付けと作物管理のコンテストも行われるようになった[MvO Besoeki 1938:70]などの例がみえる。また1937年のクロソック条例(Staatsblad. no.604)でクロソック加工と取引の改善を計るための対策を仕事とする中央組織が設立された[MvO Besoeki 1938:37]。

14) 1934年後半期のオランダ市場では、ドイツ向け輸出がますます困難になり、市場は強く押し下げられ、ジャワクロソックに対する注文は秋季競りではほと

んどない状態だった [Landbouweconomisch Verslag 4e kwrt. 1934, E. W. 1935:335]。

15) 1938年のブスキ理事の覚書によると、こうした形での住民の前期作煙草栽培への関心の高まりは近年の特徴であり、水田での栽培が増加しつつあるが、それは畑作前期作は天候不順の影響を被る危険性が大きいからであるという [MvO Besoeki 1938:68~69]。

16) 凶作の原因の多くは、パナルカン県の例では mentek と呼ばれる根ぐされ病であり、厚い雲に覆われた時期と厳しい日照の時期が交替する気候の年に集中的に発生するという [Memori Residen Bondowoso 1929:179]。

17) Pekalen-Sampean 灌漑区は、1907年6月11日付けの政庁命令 no.3 (Bijblad no.6741) で設置されたが、この地域で技術灌漑が展開するのはそれよりもずっと以前のことであり、パナルカン県 Sitoebondo 郡で1832年に最初の石造りの堰が建設された Sampean 施設が最初である。詳しくは MvO Bondowoso 1931を参照。

18) 同時期の県別分布を示すデータは得られなかったが、20年代初めのパニウワング、ジュンブル両県の精米所数が27 [Memori Residen Besuki 1922:166]、32年のパニウワング県では大規模精米所が17、他にそれ以上の数の水力を利用する小規模精米所がある [Rijstcultuur Banjoewangi 1932:451]、32年にジュンブルでは精米所が11ある [Onderzoek achterstand 1935:480] とこれらの県では精米所が多いのに対して、ボンドウォソ県では31年には2ヶ所 [MvO Bondowoso 1931]、32年には3ヶ所 [Onderzoek achterstand 1935:480] と少ない。パナルカン県については不詳である。

19) この地域の米の商品化率を示した史料はないが、Burgerによればジャワ米は20%が精米所に売られ、全体では62%が商品化されるという [Burger 1975 II:44]。したがって、この地域でも精米所への販売に倍する量の粳や米が売られていたと推定される。

20) この地域のマドゥラ人は、たいていの場合、トウモロコシ1、米2の割合で混ぜたものを主食にしている [Soekasno 1937a:334]。

21) ココヤシは特別なヤシ園だけでなく、屋敷地や水田の畦の上でも栽培され

る [Lette 1933 bijl.Rogodjampi: 1]。

22) このような灌漑の整備を背景にして開墾を担ったのがどのような人たちであったかは不詳であるが、バニユワンギ県の場合、特に水田拡大が著しかった1935～37年の時期には県南部に多数の移民が流入していることが注目される [MvO Besoeki 1938]。ここでは彼らが水田開墾に当たったと考えてもよからう。他方、ジュンブル県では、Poeger 郡にある Alas Moening 森林区 (1,400 bouw) に対して、既に1929年から開墾申請が様々な人々によって出されていたが、31年になって初めて約500bouw について住民に開墾許可が出された。しかし、この時、この森林の木に対する補償金として住民側は f300を納めなければならなかった。その後も開墾許可は拡大し、34年までには1,240bouw の森林地が開墾のために住民に与えられたという。またこの1934年には、煙草農園の真ん中に位置する Nogosaren の森林を伐採後に水田として開発する決定が東ジャワ省知事によって下された。こうして1936年には32.6ha、37年には77 haの森林地が開墾許可を与えられた。ところで、この場合、開墾には当初 f75 /bouw の許可料を払うことが必要であったという(もっとも、この額は後に f35に減額された) [ibid]。この2つの例では、開墾に当たって納入する金額がかなり高額であることが注目される。その負担能力から考えると、これらに当たったのは近隣の上層農民であった可能性が高い。

23) 暫定米輸入制限令では、米輸入は農・工・商部長の許可制となった。この条例は、4ヶ月間の時限立法であったが、これに引き続く7月22日の米輸入条例では輸入許可制はより明確な形にされた。すなわち、タバヌリ、スマトラ西海岸、ベンクレン、ランポン地方、バリ・ロンボク、チモールとその周辺が直ちに輸入禁止地域として指定され、またこの直後にジャワ・マドゥラも指定された。そして、8月初旬には、ボルネオ南部及び東部地区、モルッカが指定され、また、マナドでは漸進的に輸入禁止措置が拡大されることになった。こうして1933年末には、外国米輸入が自由に行える地域はスマトラ東岸、リアウとその周辺のみとなり、また、ジャンビ、バンカとその周辺地域、ボルネオ西部地区は需要の一部のみ外米輸入が認められた。さらに政庁命令 (Staatsblad 1933, no.499) は、外米輸入許可地域からの米輸出を禁止したため、輸入禁止地

域がこれらの地域を経由して外米を輸入することも不可能となった[I. V. 1934:53]。この規制は、国内米の価格引上げを意図したものではなく、その価格を外国米価格から切り離すことによって安定させることを狙ったものであった。国内米価が望ましい水準を下回る場合には、外米輸入禁止によってそれを防止し、また、理由ない価格上昇は安価な外国米の輸入によって防止できるとするのである[Voedselproblemen 1940:673~674]。

24) プスキでのスラメタンは、a、農業に関するもの、b、イスラムに関するもの、c、人生の節目毎に行われるものに大別される。パナルカン県におけるそれぞれの内容は次の通りである。

農業に関するもの = ① abibit:収穫前に行う、② olot:脱穀前に行われることがある、③ naik sanggar:稲が積み上げられた後で行う

イスラムに関するもの = ① Malema 祭(Poeasa 月21,23,25,27日、コストは f 1)、② Lebaran 祭(Lebaran Poeasa の日及び Poeasa 明け7日後、約 f 5)、③ Hadji 祭(Hadji 月中、約 f1.50)、④ Asjoera 祭(Asjoera 月中、約 f0.50)、⑤ Sapar 祭(Sapar 月中、約 f0.25)、⑥ Moeloed 祭(Moeloed 月中、約 f 1)、これらの内、最も重要なのは Lebaran であり、宴会が最も大規模であるだけでなく、新しい衣服のための出費も行われる。

人生の節目に行われるもの = ①誕生(約 f 5)、②割礼(約 f1.50)、③結婚(約 f10)、④葬式(約 f 5~f10)

これ以外に、デサのスラメタン(slamatan desa)が行われ、その費用は年間20~50cent であるという [Soekasno 1937a:358]。

25) パンチェン労役はこの地方では kemitan と呼ばれ、年額 f 1~f 2 の現金払い、または10~20glajoeng の粃で買い上げられることが普通であったという [Soekasno 1937a:358]。

26) この金額は、市場取引の後退以外に市場税自体の引下げ、また、パナルカンでは小取引に従事する多くの者が市場税を逃れるためにデサの道路沿いで商いをするようになったと報告される [Soekasno 1937a:343] ような事情によっても影響されるが、おおよそ取引の状況を示すものと考えられる。

27) 相互扶助はここでは“djhak-ngadjhak”または“toeloeng-menoeloeng”

と一般的には呼ばれ、食事が出されるだけである。食事の提供は朝食(sarapan、行政当局の見積りでは1人当たり約2.5cent)と、完全な食事(約5cent)である。援助がまる1日続けば、2回目の食事を出すのが普通である。農民は援助者の助けを利用した後は、自分自身がこれを行うことを義務づけられる。もし、差し障りがある時には、代理を指名しなければならないのが普通である。だから、この相互扶助は、当然、農民が自分でできること以上に大きなサービスを求めないことになる。この相互扶助はたいていの場合、家族構成員や近所の人々といった、デサの中の小さい「小村」を構成する狭い範囲の中に限定される。デサ外の人がこの援助を提供することは、滅多にない。裏作栽培における労働提供の場合もたいていは稲と同様の方式がとられ、作業の大半は相互扶助で行われる。ただし、水田耕作の中のいくつかの作業は、依然として賃金労働で行われていた。例えば、田植えはたいていの場合、賃金労働によるが、この場合、1バウの水田は午前中(6～11時)1回に20人程度の女性労働力を投入すれば終わることが出来る。支払額は1人当たり4centであり、これに朝食がつく。以上の点について詳しくは Soekasno 1937a:348～350, 359を参照。

28) エルソンの提出した見解は、恐慌期のジャワ社会の構造変化を初めて本格的に論じたものとして注目されるが、いくつかの点で問題があるように思う。先ず全体的な印象として、エルソンの説は必ずしも十分な史料的裏付けを持っているようではない。例えば、大土地所有者の没落の原因としている小作料の未払いは史料が示されていない、中農が生活を合理化したということの根拠にされている史料(Lette 1933 II:64)を見ると、この合理化は恐慌期の農民一般の対応を示すものであって、中農の特性を述べたものではない、農業技術の改善云々は具体的な中身が示されているわけではない、等等。また、彼が富農をいう場合、地主経営しか視野に入れておらず、彼らの土地集積が如何にして行われたかという視点が全く欠けていることは大きな問題である。後述のように、ジャワ東端部の大土地占有者は高利貸しを兼務することが多かったのであり、この点を抜きに富農の没落を単純に導き出すのは一面的であろう。

29) ただ、このような地主経営は生産力的には決して安定したものではなかったことも事実である。29年の理事覚書は「(不在地主制のために)これらの水田

は西モンスーン期の適切な時期に田植えを実施することは困難である。また、この地方では東モンスーン期には規則的な栽培はあまり行われぬ。」[Memori Residen Bondowoso 1929]と指摘しているが、同様のことは38年の理事覚書でもなされており[MvO Besoeki 1938]、30年代を通して一貫していたといえる。

30) この際、パナルカンではデサによって農民に対して6年返済の負債解消貸付けが行われ、貸付けを受けた農民は自分の土地を分益小作で耕作して借入れを返済するという方式がとられたという。しかし、こうした政庁による高利貸し対策は、しばしばそれによって支払われた現金を高利貸しが再び新たな貸付けに利用するという結果を招いたといわれる[MvO Besoeki 1938]。

31) 例えば、煙草買付け業を営むMは、運転資金調達のために庶民銀行から融資を受けることをせず自分の牛を売ったが、その理由について次のように述べている。「(ジュンプル)庶民銀行からの融資は時間がかかりすぎ、面倒なことが多すぎる。申請してから1ヶ月以上経ってようやく申請額を受け取れるのか、あるいは融資が拒否されたかが分かる。」[Krossok-rapport 1939:486]同様の記事は Verslag Woeker II bijl.6:20にも見える。

Summary

In this paper social economic change in the residency Besoeki (the eastern end of Java) in the Great Depression is examined. Besoeki was one of the centers of sugar- and tobacco-estates in Java in Dutch colonial era and was hit by a heavy fall of agricultural products in the world market. This made peasants' economy worse and poverty prevailed generally, but the situation was somewhat different among four regencies which constituted this residency because the staple products for the world market differed in each regency. Namely, in the regency Panaroekan sugar estates were concentrated and so people here, generally speaking, suffered the fiercest shock of the Depression. In the regency Djember, on the contrary, cultivation of tobacco was carried out much more widely than that of sugar-cane and the situation was somewhat better than in Panaroekan because of the relatively stable local tobacco market which could soften the effect of the fall in price in the world market. And the regency Bondowoso had fairly wide cultivation of both sugar cane and tobacco. As for the regency Banjoewangi the economic importance of European estates to the peasants' economy was little and it is the cultivation of coconut palm that linked it to the world market. So the influence of the worse condition of the world market appeared earliest because the price of copra already dropped at the beginning of 1930's.

During this period people's agriculture fairly developed especially in the cultivation of food crops notwithstanding the dropped market prices. The area of sawahs (rice fields) became much wider during this period because of the completion of irrigation work in Banjoewangi and Djember. And the cropping ratio rose both in sawah and dry fields, which means that the peasants responded to the worse economic situation positively by intensifying their cultivation. The influence of the Depression appeared rather as

the temporary recession of commerce in agricultural products. For example, rice mills and traders bought up fewer products than before and consequently gave less credit to the peasants. In those circumstances the peasants here tried to reduce their expenditure in cash as much as possible.

But this never means that their economy went back to the phase of autarky, for various burdens should still be filled in cash. So the sale of agricultural products never ceased. The large landowners still continued to try to get profits from it, but on the other hand, the poor and the middle peasants were forced to sell their products in order to pay their taxes.

Under these circumstances it is the large landowners who could get the lion's share. Through lending money to the poor and the middle peasants they could get the control of wider fields which the latter offered as a guarantee and these transactions soon led to the sale of fields. Thus social stratification here became much wider during the Great Depression than before.

平成 5 年 12 月 1 日 印 刷
(非売品)
平成 5 年 12 月 10 日 発 行

編集兼発行者 広島大学文学部
広島市中区東千田町1-1-89

印 刷 者 (株)ニシキプリント
広島市西区商工センター
7丁目5番33号